

第百一回国会 商工委員會議録 第十号

昭和五十九年四月十三日(金曜日)
午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 梶山 静六君
理事 浦野 休典君
理事 森 清君
理事 城地 豊司君
理事 長田 武士君
理事 甘利 明君
理事 奥田 幹生君
理事 粕谷 茂君
理事 岸田 文武君
理事 辻 英雄君
理事 原田昇左右君
理事 古屋 亨君
理事 後藤 茂君
理事 浜西 鉄雄君
理事 和田 貞夫君
理事 木内 良明君
理事 日笠 勝之君
理事 青山 丘君
理事 小沢 和秋君

出席國務大臣

通商産業大臣 小此木彦三郎君
國務大臣 (經濟) 企画庁長 河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 高橋 元君
公正取引委員会 委員 奥村 栄一君
事務局取引部長 谷村 昭一君
經濟企画庁調整 局長 廣江 運弘君
經濟企画庁調査 局長 堀江 祐治君
通商産業大臣官 房審議官 棚橋 祐治君

委員外の出席者

議 員
科学技術庁原子 力安全局防災環 境対策室長 千々谷眞人君
環境庁企画調整 局環境保健部保 健企画課長 若林 勝三君
労働省労働基準 局監督課長 野崎 和昭君
労働省職業安定 局雇用政策課長 佐藤 仁彦君
参考(石油公団理事) 人 松村 克之君
商工委員会調査 室長 朴木 正君

委員の異動

四月十三日
辞任 中村 重光君
補欠選任 上坂 昇君

辞任 補欠選任

上坂 昇君 中村 重光君

四月十二日

割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五七号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五七号)
割賦販売法の一部を改正する法律案(長田武士 君外四名提出、衆法第四号)

通商産業の基本施策に関する件
經濟の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○橋山委員長 これより會議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、經濟の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横江金夫君。

○横江委員 最初に私は、小此木通産大臣が今夕出發をされまして、韓国のソウルで開かれます関係レベルの貿易政策研究センター、いわゆるTPRC會議に出席をされまして、冒頭基調演説を行われる予定であります。そこでまず第一に大臣に、この會議の目的、そしてその意義、また今の基調演説でありますけれども、基調演説での呼びかけと内容につきましてお尋ねをしたいと思います。

○小此木國務大臣 本日四月十三日から十五日にかけてまして、貿易政策研究センター会合及びその會議に出席する各国の大臣との會談のために韓国を訪問いたします。TPRCは自由貿易体制の組織強化の立場から各種の研究、會合を行う國際經濟政策問題に関する民間研究機關でありまして、國際世論の形成に大きな影響力を持つものであると思います。

今回の會合の目的は、先進国及び發展途上国の主要大臣等の間で新ラウンド、國際貿易体制をめぐる諸問題等につきまして意見交換を行うこと、特に今回の會合は、中曽根総理が提唱している新ラウンドにつきまして、先進国と發展途上国の関係レベルが一堂に會しまして意見交換をする初めての場となりまして、極めて有意義なものと考えております。

○横江委員 今大臣から御説明いただきましたように、初めての會議であるわけでありまして、この會議はケネディ・ラウンドあるいは東京ラウンドから、今御答弁いただきました新しいラウンドの推進であり、内容的には関税の一括引き下げや、あるいは金融、流通をテーマにした重要な會議であるというふうに承っております。特に先般のレーガン・中曽根首脳會議におきまして、このニューラウンドについて早く実現をするのだ、こういうお話もされておりました。きょうここで出發をされるわけでありまして、きょう今お話を伺う中におきまして、先進国と發展途上国、特に中進国の中におきまして、この新しいラウンドについての見解が若干違つて承つておるわけでありまして、そういう意味合いからいまして、今回お行きになります大臣といたしましては、その両者の橋渡しの役割も大きな目的でもあるし、そしてこれに対する期待も私は大きいと思うわけであり

ます。そういう意味合いからまいりまして、今回の中進国として先進国との第一回の話し合いの中で、大きく期待をされておりますこの会議で、ぜひ決意も新たに大きな成果をおさめられるように強く望むものでもございますし、その決意も改めて一度伺っておきたい、かように考えるわけでありませう。

○小此木国務大臣 御激励いただき大変感謝申し上げますけれども、確かに発展途上国と先進国、二つのグループの間には、新ラウンドの問題一つ取り上げてみましても、それぞれの意見が異なると思ひます。また、先進国同士の間にもそれぞれの意見があることは御承知のとおりでございます。こういう間にあって私には橋渡し云々というところもございまして、むしろ短い時間の中にお互いの自由闊達な意見の交換を行うことに意義があり、またそれぞれの会議の間には二国間同士の話し合い、例えばアメリカあるいはカナダさらにはE.C.との個別会談、さらには発展途上国あるいはアジアの諸国との二国間での話し合いということにも私は大いに期待を持っておる次第でございます。

○横江委員 きょうの新聞にも、今大臣御答弁のように、新ラウンドにつきましてはそういうような目的の中でも第一回の会合としては頼みみの状態でもあるのだというふうなお話でもありますが、また姿勢としては非常に謙虚にこれから対応したいのだという大臣のお話でもあるわけでありませう、これは先ほど私が申し上げましたように、いわゆるレーガン・中曽根総理との話し合いからまいりましても、その成果というものは大きな期待が寄せられておりますので、そういう意味合いで、改めて強くこの成功をお願いしてまいりたいと考えているわけでありませう。

次に、私は、これと関連をしながら経済運営と貿易摩擦の解消、特にこの解消を重点とした政策につきましてもお尋ねをしてまいりたいと考えるわけでありませう。

これまた中曽根総理は、対外貿易の摩擦解消の

ためには総合経済対策をこの四月中にまとめるべきだ、このように指示をしておみえになるころであります。そのまゝの作業というものは各省間において進んでおると私は思ひますけれども、現段階におきまして、対外貿易の摩擦解消にどれほどその作業は進んでいるのか。先ほどのニューラウンドの話からまいりましても、関税の引き下げ等々、これ一つとりましても、これも解消のために指示をされていることだというふうに理解しておりますけれども、総合経済対策として、その作業がどこまで進んでおるのかということ、まず第一にお尋ねをしていきたいというふうに考えるわけでありませう。

○村岡政府委員 正直に申しまして、現時点では幾つかのテーマについて日米間等におきまして話し合いが進んでおります。しかしながら、全般的に総合対外経済対策というものをまとめる段階にはまだ至っておりません。御承知のとおり、四月中には何とかまとめた、こう考えている段階でございます。

○横江委員 この摩擦の解消、そしてその課題、とりわけ総合経済対策、项目的にいいますと総理からの指示、また現象的にあらわれている項目といたのはそう多くの数ではないというふうに私は理解をいたします。例えば農産物の関係につきましても、最終的な結論はありませうけれども、一応のそういう見通しが立ったということ、そういうような一つ一つの懸案の問題につきましても、解決の方策が見出されてきているわけでありませうけれども、総理から指示をされております幾つかの項目、これを挙げていただきまして、そして対アメリカ、そして四月までにこの結論を出していききたい、まゝめていききたいという项目的に御説明を賜りたいと思ひます。

○谷村政府委員 現段階で、先ほど答弁がありませうに、四月中を目途に作業を進めておるわけでございますが、総理から特段この項目という御指示があったという意味ではございませうが、現在懸案となっておる事項につきましては、今お

話のございました関税の引き下げの問題、通信衛星の問題、それからVANの問題、農産物の問題、金融・資本市場の問題等々がございまして、これらの懸案につきましても、現在関係省庁と調整をいたしておるわけでございます。そのほか細かい問題といたしましては、基準・認証制度の改善の問題も考えておるわけでございます。

○横江委員 特に金融の関税だとか、あるいは通信衛星、他の省庁にかかわる関係も多いわけでありませうが、特に通産の関係でございませうと、例えば今御説明余りなかつたやに伺ひますけれども、ソフトウエアの問題あるいはまたエネルギー、特に石炭とか油の購入の問題等について、この問題も懸案の項目事項になっておるといふふうに思ふのです。

私は、通産のかかわりの中で、ほかの省庁につきましても話しなされ、今申し上げました若干の二つ三つの関係ではございませうが、その他も入れますと、この懸案の關係等について四月までにまとめた、という、通産としてのそのかわつた項目について御説明を願つていきたいというふうに思ひます。

○村岡政府委員 アメリカとの関係で申しますと、私も通産省に關係のある残された問題という意味で申しますと、関税の問題、ただいま先生御指摘のソフトウエアの問題、それから投資の問題、エネルギーの問題、それから若干關係がございませう通信衛星等の問題がございませう。これらにつきましても、今後鋭意検討を進めてまいりたい、こう考えております。

○横江委員 もう四月も半ばに近くなつてきておるわけでありませう、こういう大きな懸案の問題になりますと、四月いっぱいにはまゝとなくちゃいけないとなつてまいりませうと、その日にちがあるわけではないと思ひます。そうしてまいりませうと、今通産にかかわる問題だけでも四、五点につきましても御説明がございました。これから鋭意努力をしてまいりませうという話で、抽象的に終わっておりますが、例えばエネルギー、特に石炭の

問題につきましても、対アメリカとの関係、これはいろいろな問題があると思ひます。まずこの問題、ひとつどこまで進んでおるか、どういふ考え方をもちであるのか、これをまずお伺ひしたいと思ひます。

○村岡政府委員 日米のエネルギーの問題につきましても、御高承のとおり、エネルギー・ワーク・グループというのを日米間でつくりまして、そこで検討を進めるといふことになってまいっております。

主な論点と申しますのは、石炭の購入の問題、それからLNGのフイジビリティ・イスタディーをやるといふ問題、さらに加えて、アラスカ石油問題をどう扱うか、大きな論点はその三つでございますが、石炭につきましても中期長期に目を見据えて、今後どのような協力関係を結んでいくかということもございまして、總体的に申しまして、かなりすべて息の長い問題だ、こう理解しております。

したがいまして、四月末の対外経済対策におきまして取り上げるのが適当かどうかということ、私は、私どもはやや疑問に思つておるところでございます。要すれば、昨年日米間で発表いたしました共同政策表明、これを着実にフォローアップし、かつ石炭に關しましてはミッションを派遣して、民間同士の話し合いを深めていくというふうなことが当面の課題でございませうが、具体的なテーマについては、かなり中期長期に目を見据えてやるべき問題だと理解しております。

○横江委員 例えはアメリカから石炭を購入しておりますが、年次的に見まして、どのような石炭をどれだけの量、たとえば昨年、ここ二、三年、そしてことし、それからアメリカからのように要求されているのか、こちらについても御説明いただきたいと思います。

○村岡政府委員 手元に数字を持っておりませうので、やや間違つて数字を申し上げるかもしれませんが、例えば原料炭について申し上げますと、二、三年前は、ピークにおきましては、約二

千万トン前後の原料炭を輸入しておりました。それが昨年には、まだ必ずしも明確ではございませんが、千四、五百万トン程度の輸入まで落ちてきていると思ひます。

米側は、米国の原料炭の対日輸出がかなり減りつつあるということに懸念を表明しております。で、でき得れば大幅に減らさなさいということをお願いしてきておるわけですが、私も、私どもはアメリカだけを特に減らすという問題は、このように立場で今後話し合いが、当面民間同士の間からスタートいたしまして、話し合いが進んでいくものと理解しております。

○横江委員 アメリカだけ減らすということは問題だ、同時にまた、大幅に減らされては困るといふアメリカの要望ですね。昨年が千四百萬トン、そしてその前が二千万トン、これは随分ダウンをしているわけですね。

今お考えになっているのは、そうしますと、随分ダウンをしている、五十八年度の千四百萬トン、ことしの数字はこれからでございますし、けれども、減らさないで維持をしていくという、もう少し少したあたりを、具体的なアメリカの要求と、そして日本側の減らさない、民間の努力もありますけれども、そこを数字的に挙げていただきたいと思ひます。

○村岡政府委員 原料炭につきましては、御高承のとおり鉄鋼業がこれは需要者になるわけでございますが、鉄鋼の生産自体、ほとんど明い展望がございませぬ。ほぼ横ばいという状態で今年度も推移するものと思われまふ。したがって、需要はほとんど横ばい。それに對しまして、一方、豪州あるいはカナダ等に対して、かなり将来の大幅な鉄鋼生産増を見込みましたベースにおきまして、投資、開発等の事業を展開してまいったわけでございます。そのような関係から、ある程度これらの諸国からの輸入がふえていくということはやむを得ないと思ひわけでございます。その反面、米国からはほとんど大部分がスポット契約と申しますか、そういう状態で輸入さ

れてまいりましたので、私どもの見方におきましては、八三年度の輸入数量を八四年度において維持するということはかなり難しいと考えておりまして、かつ、そのようなことを米側にもなる説明してまいっております。

○横江委員 五十八年度のその数量を五十九年度、ことしも維持することは難しい。中国やオーストラリアと、この原料炭あるいは石炭については長期契約をしておみえになる、そして不足するところをアメリカから買い付けてきておる。そのアメリカからの買い付けも、えてしてそのスポット買いが大体二千万トン前後を横ばいしてきておる。これは原料炭でありますからすべて鉄鋼関係。鉄鋼関係は私もわかりません。景気がよくない、鉄冷えをしておる、不況だ、だから需要が足りないというお話等もありまふけれども、今までの鉄冷えは、企業そのものにつきましても、世界的にも若干上向きつつあるのではないかと、う、そういう企業サイドからも考えられるわけですね。

もう一つは、これはうがった、今貿易摩擦ということに心配をし、そしてこの解消のために努力をしていただいておりますわけですから、そういう関係からまいりまして、例えばこのアメリカの原料炭というのは何か東部、東部というのはレーガン大統領の地元やに伺っております。向こうは数量を減らさないでくれ、こちらの方は需要が少ないから減らすんだというふうなことになるまいかと、今予備選挙が戦われておるわけでありまふけれども、そういう関係等からいきまして、また選挙のかかわり等からいって、貿易摩擦の若干刺激激なものになるんじゃないかという心配も実はあるわけでありまふ。

今御答弁をいただきましたように、八三年の千四百萬トンが八四年もそれを維持することは難しいようなお話がありましたけれども、しからばどの辺で歯止めをされるのか。もっと言うならば、私としては、八三年千四百萬トン、それ以上の数字について大きな希望を持つわけでありまふけれども、交渉の中、そして国内の需要の関係等からいって、省としては、この八四年度はどれだけの数字をお考えになつておるのか、その数字を明確にしたいと思ひます。

○村岡政府委員 八四年度の米国原料炭の購入目標について、省として何トンにするかということも、策定したことはございせんし、また私どもも、今後そのような計画をつくるつもりもないわけでございますが、米国の懸念は、放置すれば八三年度レベルから比べてかなり大幅にダウンする、場合によっては千五百万をさらに大幅に割るのではないかと、こういう懸念が一時ございました。私どもは、そんなに減るということはないだろう、少なくとも千五百万台には乗ると思ひます。これは計画というのではなくて見通しとでも言うのでしうか、感觸をお伝えしてございませぬ。できれば千五百万以上、そのぐらいにはなると思ひます。このことを言い続けておりました、千五百万からさらにある程度、一割、二割程度上にくいくということを我々も期待しているというところは述べたことがございませぬ。

○横江委員 今の原料炭につきましては、省としてお決めになるといふことじゃありませんけれども、今御答弁いただきましたような形の中で、貿易摩擦を解消する意味を含めて、ぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

小此木大臣、今貿易摩擦の、ただ一つの原料炭の問題を取り上げて申し上げましたけれども、これが随分減つてきているわけですね。需要が少なくなつてきていますので、こちらあたりについて、今までは二千万トン、そして昨年は千四百萬トン、ことしは千五百万を切らないようにという話がありますけれども、大臣としてこの辺について、はどのようにお考えになっておりますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○村岡政府委員 日米貿易摩擦の解消というものは極めて重要なことでございます。少しでも余裕がございましたら、余地がございましたら、なるべく貿易摩擦の解消に資するような動きになることを期待しております。

○小此木国務大臣 この問題は非常に専門的な問題でございますので、今、日米の専門家の間で論議させているということで御理解願ひたいと思ひます。

○横江委員 先ほど項目的に挙げてもらひまして、これで余り時間をとつてはいけなないと思ひますけれども、通産のかかわつておる問題で、ソフトウェアの問題とか投資の問題あるいは通信衛星の問題、税関の問題等につきまして、四月までにとめるものも必要でございますし、作業の進捗状況も含めて、いさ少し具体的に一つ一つ御説明いただきたいと思います。

○村岡政府委員 まず第一に關稅の問題でございますが、これも詳しい数字の資料を置いてまいつたのでございませぬが、米國からは主要五品目プラス、全部合わせますと百品目を越える品目について關稅の引き下げのリクエストが来ております。また、同様に、ECからも百品目を越えるものがございませぬし、同様に、EC以外の先進諸國あるいはLDC等からもリクエストがございまして、全体で申しますと、單純に足したものでございませぬが、六百品目強にわたる品目に關稅引き下げ等のリクエストが及んでおります。

これらにつきましてどのように対応するか、關係各省と実は内々相談しておるわけでございますが、例えば大藏省あるいは農林省等におかれましては、國會の審議の状況というもので手いっぱい、まだ手がついてない、そこで来週ぐらいから急いで關係省庁寄り集まつて、やや具体的な方針、めどみたいなものを立てて作業を進めていくのではないかと、こういう状況にございませぬ。それから關稅につきましては、同様に東京ラウンドで合意いたしました關稅引き下げのスケジュールというのがございませぬ。その繰り上げ実施というのを念頭に置いてまいりたいと思つております。

○村岡政府委員 日米貿易摩擦の解消というものは極めて重要なことでございます。少しでも余裕がございましたら、余地がございましたら、なるべく貿易摩擦の解消に資するような動きになることを期待しております。

○小此木国務大臣 この問題は非常に専門的な問題でございますので、今、日米の専門家の間で論議させているということで御理解願ひたいと思ひます。

○横江委員 先ほど項目的に挙げてもらひまして、これで余り時間をとつてはいけなないと思ひますけれども、通産のかかわつておる問題で、ソフトウェアの問題とか投資の問題あるいは通信衛星の問題、税関の問題等につきまして、四月までにとめるものも必要でございますし、作業の進捗状況も含めて、いさ少し具体的に一つ一つ御説明いただきたいと思います。

○村岡政府委員 まず第一に關稅の問題でございますが、これも詳しい数字の資料を置いてまいつたのでございませぬが、米國からは主要五品目プラス、全部合わせますと百品目を越える品目について關稅の引き下げのリクエストが来ております。また、同様に、ECからも百品目を越えるものがございませぬし、同様に、EC以外の先進諸國あるいはLDC等からもリクエストがございまして、全体で申しますと、單純に足したものでございませぬが、六百品目強にわたる品目に關稅引き下げ等のリクエストが及んでおります。

これらにつきましてどのように対応するか、關係各省と実は内々相談しておるわけでございますが、例えば大藏省あるいは農林省等におかれましては、國會の審議の状況というもので手いっぱい、まだ手がついてない、そこで来週ぐらいから急いで關係省庁寄り集まつて、やや具体的な方針、めどみたいなものを立てて作業を進めていくのではないかと、こういう状況にございませぬ。それから關稅につきましては、同様に東京ラウンドで合意いたしました關稅引き下げのスケジュールというのがございませぬ。その繰り上げ実施というのを念頭に置いてまいりたいと思つております。

○村岡政府委員 日米貿易摩擦の解消というものは極めて重要なことでございます。少しでも余裕がございましたら、余地がございましたら、なるべく貿易摩擦の解消に資するような動きになることを期待しております。

○小此木国務大臣 この問題は非常に専門的な問題でございますので、今、日米の専門家の間で論議させているということで御理解願ひたいと思ひます。

○横江委員 先ほど項目的に挙げてもらひまして、これで余り時間をとつてはいけなないと思ひますけれども、通産のかかわつておる問題で、ソフトウェアの問題とか投資の問題あるいは通信衛星の問題、税関の問題等につきまして、四月までにとめるものも必要でございますし、作業の進捗状況も含めて、いさ少し具体的に一つ一つ御説明いただきたいと思います。

○村岡政府委員 まず第一に關稅の問題でございますが、これも詳しい数字の資料を置いてまいつたのでございませぬが、米國からは主要五品目プラス、全部合わせますと百品目を越える品目について關稅の引き下げのリクエストが来ております。また、同様に、ECからも百品目を越えるものがございませぬし、同様に、EC以外の先進諸國あるいはLDC等からもリクエストがございまして、全体で申しますと、單純に足したものでございませぬが、六百品目強にわたる品目に關稅引き下げ等のリクエストが及んでおります。

これらにつきましてどのように対応するか、關係各省と実は内々相談しておるわけでございますが、例えば大藏省あるいは農林省等におかれましては、國會の審議の状況というもので手いっぱい、まだ手がついてない、そこで来週ぐらいから急いで關係省庁寄り集まつて、やや具体的な方針、めどみたいなものを立てて作業を進めていくのではないかと、こういう状況にございませぬ。それから關稅につきましては、同様に東京ラウンドで合意いたしました關稅引き下げのスケジュールというのがございませぬ。その繰り上げ実施というのを念頭に置いてまいりたいと思つております。

○村岡政府委員 日米貿易摩擦の解消というものは極めて重要なことでございます。少しでも余裕がございましたら、余地がございましたら、なるべく貿易摩擦の解消に資するような動きになることを期待しております。

○小此木国務大臣 この問題は非常に専門的な問題でございますので、今、日米の専門家の間で論議させているということで御理解願ひたいと思ひます。

進められております。

次に、ソフトウエアにつきましては、既に新聞等で御案内のとおり、国内におきましては文化庁との調整問題が残されておりますし、国際的には米国の調整が残されております。法案の国会提出期限等の関係もございしますが、ただいま鋭意それらの調整を急速に進めようという段階でございします。

投資の問題については、主として対日投資をもう少し促進するための方策はないかということで検討がなされております。例えば、諸外国の対日投資をケース・バイ・ケースに具体的に支援してあげられるような手段はないだろうかということについて検討が進んでおります。

なお、通信衛星につきましては、主として科技厅等の問題ではございますが、私どもも、できるだけオープンにされたような方策が探求できないか、特に民間企業におきまして衛星の購入問題、これは通信法制等の改善が進む中で、やや具体的な目標になるように期待をしているところでございします。

○横江委員 项目的にも大変鋭意努力をされているわけでありまして、ここで大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。これらの一連の解決策を盛り込まなければ貿易摩擦の解消、いつまでもくすぶり続けるという、しかも対アメリカ、対ECの関係で懸案の問題が片づかないためにくすぶり続けることはお互いによくないことだと思っております。そういう意味合い等から、総理としても、できる限り四月までにまとめなさいという指示をされていると思うのです。

そこで、対アメリカ、対ECとの心配等、とりわけアメリカからもこの四月中旬にはブロック米代表もお見えになりますし、あるいはまた五月の連休明けになりますと、ブッシュ副大統領もお見えになるという予定もあるようであります。欧州についてもECのトルン委員長がお見えになりますし、五月には経済関係会議の理事会にも当然小此木大臣も御出席になると思っております。あるいは総

理も、ロンドン・サミットも六月にはある。これを前にして、各省間でそういう対外摩擦を解消するさちつとした対外的な経済政策を確立をすべきだというふうな強い考えのわけでありまして、その考え方も、ぜひこのあたりにつきまして、その考え方を大臣から明確にさせていただきたいと思っております。○小此木国務大臣 貿易摩擦への対応は我が国の通商政策上の最重要課題の一つであることは言うまでもございせん。従来から、自由貿易体制の維持強化を図るとも、貿易の拡大均衡を図るともいう観点から、私どもは一層の市場開放あるいは積極的な輸入促進に努めてきたことは御存じのとおりでございします。

現在、対外的な懸案事項への対応につきましては、グローバルな観点から配慮いたしまして、四月中を目途に、対外経済政策としてこれを取りまとめるべく鋭意検討中とございします。

○横江委員 鋭意検討を、ぜひしっかりとした対外経済政策をまとめていただきますように、今まじめと申しておりますから、強く要望してまいりたいと思っております。

関連をいたしまして、私は河本大臣にお尋ねをいたしますが、十日に五十八年度の通関実績が発表されました、きのうも物特で大臣は御答弁をしておみえになるわけでありまして、その通関の発表が、輸出に關して五十八年度で前年対比一一・七％増、千五百二十六億ドル余でありました。また輸入についても一・六％増で、これまた千二百九十三億ドル。この輸出入のバランスからまいりまして、二百三十三億ドルの輸出超過という史上かつてない数字であるし、アメリカに對しましても二百十億ドルの超過ということに数字的にも更新をされているわけでありまして、またこの三月の月も、これまで発表されておりますけれども、史上かつてないような数字でありまして、輸出超過額が月間として三十億ドルを突破した。こういう情勢の中で、国際収支、経済収支、貿易収支が黒字を続けていく中で、どのように黒字を解消させるか、対応していくのか。私は、黒字減

らしも含めて内需の拡大、そうして輸入促進等も含めて、河本大臣の見解をぜひ承っていきいたいと考えてのわけでありまして。

○河本国務大臣 貿易摩擦をどのようにして解消するかというところでありますが、さしあたっては、先ほど来質疑応答にございしますように、個々の問題をグローバルな立場で処理しようというところで、一応四月末を目途にして関係各省の間で作業が進んでおります。ただ、この作業がある程度目鼻がつきましても、私は貿易摩擦問題は終わらない、このように思っています。

と申しますのは、この作業によって改善される我が国の黒字幅というものは極めて小さいものだと思います。そこで、今お話しした巨額の我が国の貿易黒字に対して、世界各国から日本に対して何らかの善処を求めるという声が当然強くなってくると思っております。もう既にECからは我が国に対して正式に、マクロ経済政策を求める声が出ておりますし、アメリカからも、まだ公式ではありませぬが、やはりマクロ政策を求める声が出始めておるといのが現状だ、このように思っています。

そこで、この巨額の貿易黒字をある程度調整するために貿易の拡大均衡、こういう形で問題を処理する必要があると思っております。貿易の縮小均衡ではなくして拡大均衡でこれを処理していく、これが一番大切な点だと思っております。

そこで内需の拡大問題が大きな課題になるわけでございますが、内需の拡大をするといつてもいろいろな手段が考えられます。さしあたっては公共事業の前倒しということや来週早々政府部内で調整することになっております。しかし、これもそんなに大きな効果が出てくるということではないと思っております。一体どうすればよろしいか。何しろ私は史上空前の大幅黒字になるであろうと思っておりますので、ちょっとやそつとのことではこの問題はなかなか解決しない。そうすると、思い切った内需振興策がこの際必要になってくると思うのですが、具体的な内容についてはこれから政府や自由民主党で相談することになっております。

また、急いで相談しなければならぬと思っておりますが、抽象的に申し上げますと、内需の振興策として考えられる柱というのは、一つは減税だと思っております。それから公共投資の拡大だと思っております。もう一つは金融政策だと思っております。しかし、この中にはなかなかむずかしい課題もございします。今すぐ手のつけられない問題もあると思っておりますが、そこあたりを総合的によく相談をいたしまして検討を続けてまいりたい、このように思っています。

○横江委員 大臣の答弁を非常に率直に承りましたけれども、私どもは今小此木大臣あるいは局長から伺っております、関係の省庁で努力していただいて四月末までにはまとめろんだ、そのまとめた作業によって相当の貿易摩擦の解消ができるし、あるいはいくじくした対アメリカ、対ECとの関係についても相当改善されるのではないかと、気持ちの上では、一〇〇％ではありませぬけれども、八〇％以上の大きな期待を寄せて、その作業を見守っているわけでありまして、グローバルからいって、河本大臣のお話を伺っておりますと、これでは、この作業で出てきたまとまったものでも黒字幅は解消することは少ないのだ、もっとほかの面で、例えば貿易の拡大均衡を図っていくということの中から、この史上空前の大幅黒字をなくしていく作業、その具体的な手を打たなければいけない、こういうことであります。

私どもはこの作業を大変期待しております中で、今の河本大臣の話を聞きまして、あつというような心配をする気持ちもありませんけれども、しからば黒字幅をもっと解消していくために、例えば公共投資の前倒しにつきましては、これから閣議でやっていくんだ、近々結論が出るんだ、これだけでいいんだ、これもそう大きな期待を寄せられないんだというお話も今あったわけでありまして、そうしてまいりますと、後段でおっしゃいました例えば引き続いで大幅減税あるいは金融政策も考えなくちゃいかぬ、こういうお話があるわけ

ますけれども、それはめどというものだけは、予算が通ろうが通るまいが、この貿易収支黒字はほとんどんふえうで、しかも大変な、史上空前になつてくるのだ。昨年、それにおさまるような数字で、三百四十億ドルを含めた願望と希望を持つて設定したのだけれども、それではおさまりようがない。おさまるならば幸いだけれども、おさまらない。もっとも大きな数字になるだろう。ど

の辺の数字を想定してみえるのか。これもひとつ、お伺いしたいのです。

そして、それが余りにも大きな数字になりますと、これこそ大変だ、困難だというようなお話でございます。僕はその意味合い等からいって、ここまで予算も通ったという、これからじゃなしに、これから検討する場合の、どういうことを想定して、どのぐらいの数字になるから、こうしなくちゃいけないということが必要なんです。だから、どのぐらいの数字になるから、その数字を示してもらいまして、そして、こうこうこういうふうにやっていくのだという、逆説的に、そしてめ

す。

○河本國務大臣　とにかく、先ほど申し上げました数字は、一月に、予算編成の前に政府見通しとして発表したものでございます。ところが、その後の貿易の動向を見ておきますと、どうも大幅にふえそうですし、特にアメリカは、ことしはさらに赤字が三百億ドルほど増加すると、こう言っているのです。昨年は七百億ドルの赤字が、千億ドルを超える。二月の数字を見ますと千二百億ドルぐらいの赤字になるのですが、まあそんなにはならぬと思いますけれども、とにかく千億ドルを超える、こう言っております。何しろ経済の状況が非常にいいものですから、どんどん外国から物を買わなければいけません。そうなりますと、日本以

外のところで、そんなに大きくアメリカへ物を出
せるところも考えられませんでしたと、や
はりアメリカとの黒字幅もこのままほっておいた

のでは相当拡大をする可能性も十分考えられま
す。

もともと、ことしの初めに貿易の黒字が幾らに
なるか、あるいは経常収支の黒字が幾らになるか
という数字を発表いたしましたときに、民間など
では貿易の黒字は五百億ドル近くになるのじゃな
い、あるいは経常収支も三百五、六十億ドルにな
るのではないかと、こういう発表をした民間の調
査研究所も二、三ございました。しかし、政府
は、そんなことにはならぬだろうと思うし、ま
た、そんなことには大変だというので、先
ほど申し上げたような数字を一応設定したわけ
でございますが、今の段階で、それじゃ黒字が幾ら
になるのだと言われまして、このままではお
いたのでは非常に大きくなりそう、大変心配だ
ということはわかりますが、しかし、具体的にそ
れじゃ、年度間を通じて幾らだ、これはまだ作業
もしておりませんし、今の段階ではとても正確な
数字は申し上げにくい、このように思います。

○横江委員 大臣のお話の感触を伺っています
と、アメリカも景気がいい、よって、大幅な貿易
赤字になるのだ、日本の場合の黒字がふえてくる
のだ、これは感觸的にはほんばん響いてくるので
すね。しかし、感觸的に響いてまいりますけれど
も、しかし、どういうような数字をと聞きます
と、それはこれから検討しなくちゃいかぬとか、
作業しなくちゃいかぬと言う。何か言葉に非常
に矛盾があるのです。何か言いくいものがある
のかどうか私もわかりませんけれども、しかし、
そこまではおっしゃるのですから、やはり民間の
話として民間にかこつけてお話をされたかも知
りませんけれども、それが本心であるとするなら
ば、この五百億ドルという数字は大変な数字だ
と思えますけれども、そこらの点も、やはり対策
を立てる上におきまして、こういう数字を一応想
定をして、よって、その上を立ててこれから対
策を具体的に樹立をしていきたい、漠然とした話
じゃなしに何かの一つの目標だけは明示をすべ
きじゃないでしょうか。

めどにつきましても、きのうもテレビでやっ
ていましたけれども、大蔵省ではもう来年度の予算
の編成に入ってきて、貧乏でこんな忙しいことは
ないなんて大蔵省の関係の方が言ってみえまし
たけれども、もうきのうから来年度の予算に入っ
てきているわけなんですね。そうしてまいります
と、これは来年度の想定をしなくちゃいけない。
こゝとはまだこれから検討したいのでやってみえ
ますと、ちらんぼらんとするので、実際にその
辺の数字というものが出てこない、間に合わない
じゃないかという感じを強く受けるのですけれど
も、大臣から言われて、そういう雰囲気、大変大
幅な数字になるといふふうに感じますけれども、
それを具体的に数字を設定されて、具体的な対策
の作業にかかっているかないと、来年度の予算編
成、そしてこれから行く問題とチャンボンにな
ってしまふ気がしますけれども、これは大変な問題
であるだけに、もう少し歯切れよく、申しわけな
いのですけれども、いま一度はつきりとした御答
弁を賜りたいと思うのです。五月までにするなら
します、こういうような歯切れのいいところをひ
とつ示していただきたいと思いますが、いかがで
ございましょうか。

○河本國務大臣 今、御質問がございましたの
で、それで問題点を指摘してお答えしたわけでご
ざいます。ただ、今の段階で具体的に何もかも
言え、示せ、こう言われまして、これから政府
部内いろいろな研究して、そして一体どうしたら
よいか、いろいろな国際会議もございまして、そ
れから既に数日前にはECから厳しい申し出もご
ざいますし、いざアメリカからも正式に何か言
ってくるだろう、こういう状態でございますか
ら、だからこれからいろいろ具体的に研究を進め
ていく、こういう段階です。しかし、事が事であ
りますし、日本の将来にも関係する非常に大きな
問題でもございまして、いつまでもほうってお
くわけにはいかない、できるだけ早く研究し、方
向を明らかにして、政府部内あるいは自由民主党
との関係において方向を明らかにしていかなけれ

ばならぬ、こう思っております。

○横江委員 大臣としても言いにくい点、もち
ろん御協議いただくのは当然でありますけれども、
今大臣から言葉が出ましたように、これから幾つ
かの国際会議もありまして、国際会議は実は待
てられないと思うのです。もう五月には、先ほど
小此木大臣からも言われましたけれども、OECD
の閣僚理事会もあるわけですね。あるいは六月
に総理はロンドン・サミットへお行きになるわけ
です。こういう重要な会議、そこで一番議題にな
るのはこの問題だと思っております。

今大臣言われましたね。そしてアメリカが、先
ほど私は局長に申し上げましたけれども、大統領
選挙というちょっとした別の問題もございま
すし、この問題に対して日本がやり玉に上るとい
う心配はあると私は思うのです。だから私は、五
月のOECDの会議、これはさておきまして、そ
れでも五月だと言っているのです。その五月で
も、まだこれから検討しなくちゃいけませんとい
う答弁では、果たして五月もおぼつかぬじゃない
かな、国際会議でやり玉に上るから、それか
ら手をつけようかなというのでは、これは全然
話にならないと思うのです。

そこらあたりどうなんでしょう。国際会議は待
てられない。しかもそこへ行けば必ずやり玉に
上がる。その前に、今大臣が言っておみえにな
りますことをもともと早く、閣僚会議にしても
あるいは自民党さんの中における会議にしても、
コンセンサスを得るために、大臣が明確に、委員
会では御発言してみえますけれども、そのような
ことを検討の材料としては提言をしているけれど
も、実際に、進んでこうしなさいというような発
言を新聞で見たことないのです。閣僚会議でもお
っしゃったような話を聞いたことないのです。た
だ、評論家的な発言で問題を提起してみえるだけ
の話のようにしか私どもには映らないのです。で
あるならば、今の御発言でいくならば、も
っともって積極的に、しかも進んで、明確な、こ
ういう姿勢だということだけは、日本にとってこ

うなんだということははっきりと打ち出していく
べきじゃないかと思いますが、どうなんでしょう
か。

○河本國務大臣 しかし、物には順序というもの
がありまして、今、個々の問題を全力を挙げて取
り組んでおることでもございますから、さし
あたって、個々の問題に対して目鼻をつけるとい
うことが緊急の課題だ、こう私は思っております
。しかし、問題としてはそういう問題が残って
おるので、これは重大な課題として検討する必要
がある、こういうことを申し上げたわけござい
ます。

○横江委員 時間が来たようでありまして、私
は、天下りの問題とか、天下りという言葉は響き
が余りよくありませんけれども、あるいはまた、
中小企業の高度化資金の問題とか御質問申し上げ
たいと思っておりますけれども、大臣に御足労
いただきましたが、時間が終わってしまいました
ので、これをもちまして、私の質問を終わりたい
と思っております。

○梶山委員長 上坂昇君。

○上坂委員 質問をさせていただきます。時間を
とっていただきます、ありがとうございます。

今、割賦販売法の改正案がこの委員会に提出を
されておるわけですが、それと非常に関係
のある訪問販売の法律の改正も早晩行なわれな
らばならないような状況にきているのではないかと
思っております。それに先立ちまして、小売流通業
の中での訪問販売が占めている意義といいたす
か、そういうものについて、通産省は、今一体ど
んなふうにお考えになっておるか、このことにつ
いてまずお聞きをいたしたいと思っております。

○小長政府委員 訪問販売は、消費者ニーズにこ
たえる形で、最近非常にふえておる状況でござい
まして、全体の流通合理化の中におきまして、
訪問販売の占める位置づけというのは非常に重要
ではないかというふうに我々は認識しておるわけ
でございます。

○上坂委員 一つの流通業の新しい行き方として

非常に重要視されておることです。そこで、その訪問販売によって、現在の消費低迷の折から、いわゆる店頭売りをやっている人たちが非常に影響を受けて、そのことが地域の、昔からお店を抱えてやっている店頭の小売業の人たちを圧迫するような状況が出てきているとすれば、訪問販売が必ずしも消費者のニーズだけに貢献をしているというふうには言えないような気がします。

そこで、私は、現在の化粧品業界をとってみまして、この問題を取り上げてみたいと思うのであります。

全国化粧品業界の協会がありまして、その協会の発表している経済の分析があります。それを見ますと、現在、上位五十社の累計が、千社ぐらゐある化粧品のメーカーのうちで大体八八%のシェアを占めていると言われています。特に、製造品を売っているメーカー、これは十一社でありまして、八二年度で前年比一〇二・四%の伸びを示しております。したがって、二・四%の伸びというのは、現在の経済の伸びからいくと、むしろ非常に停滞ぎみであるというふうにも言っても、差し支えないと思います。

ところが、いわゆる訪問販売を見ますと、これが一四・六%の伸びを示しております。これはやはり八二年度の統計であります。前年比であります。そうすると、訪問販売の場合は一四・六%と、これはまた高度成長経済時代のような形に伸びていると言っても、差し支えないと思うのです。一般化粧品の場合が一〇六・八%でありまして、大体六・八%の伸びでありますから、現在の成長よりはちよつといい、こういう格好になりました。全体的に見まして、訪問販売の伸び方が、これは異常と言ってもいいくらい伸び方を示している。それは訪問販売の努力によるかもしれないけれども、あるいはシステムの中ですう伸び方をさせるような状況があるのではないかと、こういうふうな考えのわけでありまして、こういうことについてどんなふうに見ることができ

るか、この見解を伺いたいと思うのです。

○小長政府委員 先生御指摘のように、訪問販売は消費者にとっても大変便利な形態ということもございまして、最近、その利用がふえておることは事実でございます。私もそういう訪問販売件数の増加に伴いまして、それに伴うトラブルもまた増加傾向にあることは、十分承知しておるわけでございます。先生御指摘のような、いわゆる無理な押し込み販売的なものによってそういうことがふえてきたのかどうかという点については、必ずしもそういうふうには認識していないという状況でございます。

○上坂委員 そこで、この異常な売り上げの伸びを示している訪問販売業界を見まして、特に一つの例をメーカーにとってみたいと思うのです。それはノエビア化粧品であります。最近、雑誌等でも非常に盛んにこれを取り上げられて注目を浴びているわけでありまして、国際商業であるとか、最近では週刊朝日とか、週刊新潮とかでもいろいろと取り上げられておるわけでありまして、通産省に私が質問をすることで、いろいろ質問の要旨をとりて来たときに、通産省の方に差し上げておきましたけれども、雑誌毎日という五十七年五月十五日付の業界紙があります。その業界紙の中に、こんなふうに出ておるのです。最近、時々見られる業界誌などのノエビアに対する告発調の記事の内容は、公正な客観報道と見られないものがある、ノエビアという企業が自由競争を行うという面で、基本的に逸脱しているとは見ていない、実は、これはこの言葉かと思ったら、通産省の商政課の人が言った言葉なんでありまして。

そこで、私もこんなことを言っているのかと思つたわけでありまして、こういう考え方、ノエビア化粧品に関して、今でも通産省はそういうふうな考えておられるのかどうか、これをお答えいただきたいと思います。

○小長政府委員 先生御指摘の資料につきまして、私も内容も承知しておるところでございます。ただ、ここで私どもの商政課の名前がメ

ンションされておるわけでございますけれども、この内容につきましては、私どもの考え方がかなりオーバーに伝えられておる点はあると思ひます。

ただ、一言私も結論的に言及をさせていただきます。これは法律で抑えられているから実際にはできない。そこで、商売のうまい人は、マルチ的なあるいはマルチまがといひますか、疑似マルチといひますか、そういう商法に入ってきて、そこで、これを非常に大きく利用して法の網をぐぐって商売をする方法が非常にばっこしているというふうな考えのわけですね。

○上坂委員 そこで、マルチ商法ではないということだと思ひますが、しかし最近、マルチ商法は、これは法律で抑えられているから実際にはできない。そこで、商売のうまい人は、マルチ的なあるいはマルチまがといひますか、疑似マルチといひますか、そういう商法に入ってきて、そこで、これを非常に大きく利用して法の網をぐぐって商売をする方法が非常にばっこしているというふうな考えのわけですね。

それに該当する点がありはしないかということに申し上げたいと思うのですが、ノエビアの販売システムというものをみますと、いわゆるメーカーである本社があります。その下に販売会社があります。これは販売という名前前で呼んでおられます。そしてその下に第一営業所、またその下に第二営業所、そして最終的な販売員となるのだからと思ひますが、いわゆる美容社員と言われるノエビアレディー、しかもこれが今や六十万人に達している、こういうことになっているようにあります。

そこで私は思うのですが、販売、第一、第二営業所、ここは実際に品物を最終の大衆に対して売っていない。本当は、ボーラなんかを見ますと、いわゆる販売員というセールスウーマンがいて、その人たちが末端の一般の消費者のところへ行って売る組織になっておるわけですね。そういう形にここでも形態だけ見ると見られるわけですね。ところが、実際にこのノエビアレディーと言われて

いる六十万人もいる人たちが、果たして販売員なのか、それとも本当は六十万人の消費者なのか、このところがどうも私にとっては明確でないわけですね。

というのは、ボーラとか何かになりますと、かなり強力に、六十万も七十万もつくらないですね。やはり十五万かせいぜい十七、八万人の人にとめて、それに非常に教育をたくさんして、売り方の教育から何から全部やって、そしてお化粧の仕方から何から一切覚えさせて、それで訪問販売に出してやるわけですね。ところが、ノエビアの場合にはそういうことは一切聞いていないですね。ほとんどが素人的な形になっている。また、五十万、六十万という人を教育するというのもこれまたえらい大変なことだろうとは思ひますけれども、そういうシステムになっておる。

【委員長退席、田原委員長代理着席】
そしてもう一つは、最近、ノエビア商品のパッタ売りというのですか、そういうのが出てきている。そして、このパッタ売りというのが一体どこから出てきているのか、営業所から出てきているものなのか、それとも販売レディーの方から出てきているものなのか、ここがなかなかつかめませんけれども、恐らく、ノエビアレディーと言われる美容社員、そのところを抱え込んでどうにもならなくなったものが出ていくのではないかと、こういう感じがするわけでありまして。

そうしますと、やはりいわゆる標準定価販売、定価がついていて大体その線で売られている化粧品というものが全くなけり値段で、その四割とか五割引きで売られるということになりますと、いわゆる化粧品そのものに対する信用度というのですか、やはり化粧品というものは九層倍みないな形で、これは瓶だけの値段なんで、中身は何でもなかった、こういうことになりまして、その中身に對する信用、しかも、これは女性を美しく、健康をよくするためのものでありますから、それが品質が悪いというふうな格好になってしまったのでは、これは問題が出てくるだろう。そこでやは

り、きちんとした信用ある内容の品質というものが維持されていかなければならない。そういうものが維持されるのに非常に大きな影響が出てくるのじゃないか、こういう形もあるわけだ。

それから、先ほど言いましたように、このパッタ売りのおかげで、店頭売りをやっている制度品の、あるいは一般品を扱っているお店が、商品が非常に売れなくなつて、これが経営を圧迫する大きな原因になつてくるということになりますと、経済の低迷に輪をかけて、こういう形になつてくると思うのです。そこら辺は非常に問題だと思つたので、こういうことについて調査をして、そしてそれらについての対策をとるといふことも必要なのではないか、こういうふうにかえるわけでありますが、その辺はいかがでしょうか。

○小長政府委員 先生の御指摘のように、五十一の六月に制定をされました訪問販売等に関する法律によりまして、いわゆるマルチ商法と呼ばれます連鎖販売取引が規制の対象になつておるわけでございますが、その定義によりまして、第一に、物品の販売の事業であるということ、そして、販売の目的物たる物品の再販売をする者を特定利益を收受し得ることをもって誘引するといふことが第二の要件、第三の要件として、その者と特定負担をすることを条件といたしまして、その商品の販売に係る取引を行うといふ三つの要件によりまして、連鎖販売取引といふのを定義をしていくわけでございます。

御指摘のノエビア化粧品販売方法でございますが、先生のお話のように、販売会社の下に第一次営業所、第二次営業所、その下にノエビアレディーというふうな組織になつていくことは御指摘のとおりでございますが、私どもの理解をしておるところでは、これは販売業務代行契約という形で、つまり委託販売の形をとつておるといふことでございまして、訪問販売法によりまして連鎖販売取引の要件でありまして再販売行為には該当しないものというふうに理解をしておるわけでございます。

また、先ほど申し上げましたように、現在までのところ、ノエビア化粧品の具体的な販売方法につきまして、特段の被害とかトラブルといったようなものにつきては、私どもに申し出があつたり、あるいはその届け出があつたりというふうな状況はないわけでございますが、したがって、これ以上ノエビアの販売方法につきまして私どもも詳細に調査をしておるといふことにはなつていないわけでございますが、現状までのところ、今申し上げましたような理解になつておるわけでございます。

〔田原委員長代理退席、委員長着席〕

○上坂委員 今の局長がお答えになつた中で、「ノエビア化粧品販売業務代行契約書」といふのがありますね。これは全部おしやべりしていると時間がなくなつてしまふから一つをとつてやります。これは一番に、「甲の指示した価格で販売すること」といふことになつて、価格をちゃんと維持させる。これは、再販価格維持制という格好になつてしまふのではないかと申すのです。それから、「甲の指定する販売地域において販売すること。」「販売地域まで指定するわけだ。業務代行といふのは委託契約書だ、こういうふうに行つていくわけでありまして、もう一つ、三番目の方に行きますと、他社製品と合わせて販売してはならない。これは独禁法に抵触するような感じが私にはするわけでありまして。

それから、第六条を見ますと、販売代金の支払にありまして、これは「販売代金の支払」、こうなつておるのですが、もちろん、委託したつて販売するのであればそれでいいだろうと思ふのですが、二十日までに出荷した商品の販売代金を翌月の五日までに送金する、こういうふうになつておるわけだ。そして、委託料は幾らだといふふうなことは全く決められていないのです。したがつて、名前は販売業務代行契約書になつていふんだけれども、どうもこれは販売契約書じゃないかという感じがしてならないのです。

そこで、一つ問題なのは、実は化粧品会社の契約書は大体こうなつておる、あつちこつちのやつを見ると、それがどうしてそうなつたかといふと、どうも公正取引委員会が、このところを業務代行にすればそれでこれは大丈夫なんだよ、こういう指導をした、こういうふうな化粧品会社は言つておるようでありまして。そうなりますと、公正取引委員会といふのは一体何やつておるんだ、こういうふうな言わざるを得ないのですが、その辺の真相はどうかといふことが第一点。

あともう一点、先ほど局長が問題ない、問題ないと言つて、どこからも苦情が来ないと言つたけれども、通産省に持つていったつて取り上げてくれないんじゃないかといふことを持つてこないといふことになれば、これは困るのです。今度私のところへ来たのは皆お返ししますから、きちんとやつてくれるようにひとつお願いをしたいと思ひますが、さきの公正取引委員会の方からのお答えをいただきます。

○奥村政府委員 先生御質問ございました契約書の改定につきまして、相談を受けて何か指導したのではないかと申す御指摘でございますが、その事実は全くないようでございます。

○上坂委員 さすがに公正取引委員会だから、そういうことはしないだろうと僕も思つておつたわけでありまして、聞くところからいふ方はみんなそういうものですか心配だつたわけでありまして。

そこで、お伺いしますが、先ほど申し上げた、私が指摘した点についてはいわゆる法的な、これが委託契約書だといふふうにはつきり言えるかどうかといふことについての御見解もついでにいただきたいと思います。公正取引委員会でもどちらでも結構です。

○奥村政府委員 お答えいたします。代行契約かどうかにつきましては、書面の表題にそう書いてあるからといふことだけではもちろん判断できません。それぞれの項目について、もちろん詳細に点検をする必要があるわけでございます。

ますが、ただ、契約書の書面に書いてあるということ、現実にはどういふ形で取引自体が行われているかといふこととまた別でございますので、これが果たして本当に業務の代行、売買の代行の契約なのか、それとも完全な売買契約であるかといふことは、その実際の取引の実態を見てみませんと、直ちに答えはいたしかねるということでございます。

○上坂委員 そうしますと、実際にこれを扱っている業者といふ方が、そういう人たちがいろいろな問題を提起をして、それが通産省なり公正取引委員会の方に提起をされて、それで検討すれば、そこではつきりした見解が出る、こういうふうな解釈してよろしうございませう。

○奥村政府委員 先生仰せのとおりでございます。

○上坂委員 私は、ここにノエビア化粧品の本社に対して抗議をしておる人、実際に販社をやつていた人の資料を全部持つておるわけだ。そこでの取引制度をずっと見てみますと、まず第一に、増設キャンペーンといふのがあつたわけだ。普通、何といふんですか、販売の宣伝の方法といふのは、大体ノルマをかけるにしても、幾ら幾らの売り上げを上げる、こういう格好でやるのが普通だと思ふのです。目標を今月は何千万円売り上げをするとか、何億売り上げにするとか、こうやつていくのが普通の販賣会社の常道だ。ところが、ノエビアに限つてはそうじゃないのです。

どうやるかといふと、増設キャンペーンというのが大体一年に二回ずつ行われているようでありまして、この増設キャンペーンといふのは、営業所をふやせ、それから、いわゆるレディーをふやせ、こういうことなんです。それを一人ふやすと一点と称しまして、それについて賞金が出るわけなんです。ですから、品物を売るより営業所をふやせ、レディーをふやせば、それが上位の人の収入になつてくるというシステムなんです。ですから化粧品を幾ら売るとか何千万円売るとか何億売

ということに關係がない。むしろ人をふやせば、そこへ委託するということになるのですか、買い取り制かどうかかわからないけれども、委託をする、あるいは買い取りさせるということになれば、その人たちがたくさん品物を抱え込む。

そして利益があまりしてね。例えば販社から第一営業所にやるときは四〇%だ、その次に卸すときは今度は四十何%だということになると、その差額だけが販社なり第一営業所の利益になっているのです。だから品物を売るといって、下へ卸していくという格好にするのです。ところがその差が非常に低いのです。大体三%程度なんです。この三%程度ではとても食べていくの道理がない。少なくとも一割から一割五分、二割ぐらいの収入がなければ、これは人を雇ってやることはできないから、そこで品物をうんと抱え込む、こういう格好になるわけですね。品物をうんと第一営業所が抱え込むとすれば、その下にそれを販売するところのいわゆる販売レディーというのはいくらもいなくちゃいけない。それに五万円なり十万円なりというものを抱えていくということになれば、それは物すごい人数の人が必要だ。したがって、その与えられた一番末端の販売員というのは、末端消費者に、一番の消費者に売って歩くと歩くと、そんなことは勝手だ、そのレディーに持たしてしまえばいいんだ、こういう形になっていると私は考えています。

これがこの増設キャンペーンのやり方で、人をふやすというやり方、これこそがマルチ商法のいわゆる根幹になるものではないかというふうに思うのです。これは悪徳商法被害者対策委員会の委員長の見解によりますと、マルチ商法の定義というものは、無店舗、個人を対象として商品を再販売する者を特定利益が得られると勧誘して、そして特定負担をさせることを条件とする取引である。この特定負担をさせているかどうかということがまだはっきりしていないところ、マルチ商法と規定することができない、こういうふうにおっしゃるのだから私は思うのですけれども、

先ほど一番先に言った、六十万人の販売員が、一体これは消費者と見るべきなのか、あるいは販売員と見るべきなのか、このところにポイントがある。もし販売員と見ても、その販売員が売れなかった場合には、バック売りで、これが市場を攪乱する恐れになっているし、もしこれが消費者として見るならば、抱え込んで五万円なり十万円で抱え込んでいけば、その人数だけふやしていけば、商品はいつでも売れる、こういう格好になってしまふのじゃないかと思うのです。その辺の見解がマルチ商法であるかどうかの違いであって、そこでもがい商法ではないか、こう見ているわけでありすが、これは私の見解に誤りがあるかどうか、その辺のところをひとつ答弁をいただきたいと思っています。

○小長政府委員 お答えする前に、ちょっと一言言わしていただきたいと思いますが、マルチに關します通産省への苦情申し立て状況というのは、最近ではほとんどないという状況になっておるわけですが、先ほど先生は、通産省に恐れをなして来ないのではないかと御指摘がございましたが、実は苦情処理の窓口は通産省本省だけではなくて、地方通産局、それから地方自治体にも全部窓口を設けておりまして、その苦情は全部本省で集計できる格好になっておる状況でございます。したがって、その流れの中でマルチに關します苦情申し立て状況は、最近ゼロであるというところを冒頭申し上げさせていただきますと思います。

先ほど先生御指摘の具体的な案件の問題でございしますが、おっしゃいました構成要件はおっしゃいますのでございします。ただ、具体的な事実がその構成要件に該当しているかどうかというのがまさに問題なわけでございます。したがって、先生がせっかく御指摘の案件でございまして、私ももといたしまして前向きに、その事情を具体的に把握をさせていただきまして、マルチ商法に該当するの、あるいは従来言われております委託販売契約にとどまっておるかどうかなというこ

とについて、判断をさせていただきたいというふうに考える次第でございます。

○上坂委員 私のところへ来ている訴えがありまして、いろいろ相談に乗ったわけでありすが、その人に言わせると、例えば品物を預けられてしまふ。二百万なら二百万の信託料、信託金というものを払って、販社、販売会社という名称をもらったわけですね。ところが、二百万どころの騒ぎじゃなくて、一千万も二千万もするような品物をだあつと預けられてしまふ。したがって、それを急いで第一営業所に卸していかなくてはならぬ。そういう形でこれをずっとやってきたのですが、それが第一営業所、第二営業所にいきまうと三十万とか五十万というふうに信託料が下がってくる。ところが、下がってはいくらだけれども、その都度品物がぼつと来る。そして最終的に売れなくなった場合には、委託ですから本当は返していいわけですが、返品がきくはずなんです、絶対に返品がきかなくて、信託料で相殺をされてしまふ。信託金というのは本当は預託してはならぬですね。ですから、本来は返さなくてはならぬ契約が解除されたときには返さなくてはならぬのですが、返さない。それから返品は絶対に受け付けない、受け付けないでこれを全部代金を払えというところで裁判まで起こしてしまふ、こういう状況になっているわけですね。

その人は私のところへ来ましたから、この資料を全部もらいました。これを今度は通産省の方に持ち込もうと思っておりますので、そのときには十分相談に乗ってもらいたいと思うのです。そして、こうした悪徳のような商法のあり方については、これをなくしていくような形にして、流通経済の正常化のために努力をしてみたいと思うのであります。

今のところが一つ問題であります。もう一つの問題は、このノエビア化粧品というのは自然化粧品というのを非常に盛んに使っているわけですね。化粧品の中に一体自然化粧品などというものがあるかどうか、この辺の見解をひとつお聞きしたい

のですね。

○野々内政府委員 自然化粧品なるものがあるかどうか、大変申しわけございませんが、よく存じておりません。

○上坂委員 そういう言葉に一番弱いんだ、回答に。これはどうにも困ってしまう。

自然化粧品というものは——何と云ったらいの、どうも、ミカンの皮が何かを搾ってつけられ、何となくこれは自然化粧品のような感じがするわけだけれども、大体、いろいろ化学的な手法、技術によってつくられていっているものだと思うのです。あるいは合成されているというふうに思うので、どうも自然化粧品というのはいくらでもないか。最近、自然食というものがたくさんあるけれども、化粧品というのはいくら何でも何らかで化けているんじゃないかと思っているわけですね。化学的な変化が行われているんじゃないかというふうに思うのです。そのところがこの商品の目玉というのです。それでテレビに毎日映っているんです。こういう宣伝の仕方は誇大宣伝とも言えない、しかし景表法に反するようなものにならないかどうか、この辺は公取委の方いかです。

○奥村政府委員 お答えいたします。

景品表示法におきましては、商品の内容について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示が不当表示である、こういうふうに規定いたしております。これを禁止しているわけでございます。御指摘のノエビア化粧品の広告あるいは表示が不当表示に該当するかどうかは、表示の具体的な内容、その言葉だけでなく全体としての表示といったふうな形も必要でございまして、表示の具体的な内容それから商品の原材料、加工方法等について実態も見てみなければにわかには判断しがたいのではないかと考えてございします。

化粧品の表示につきましては、景品表示法に基づいて昭和四十六年に業界の自主規制である公正競争規約というものがつくられておりまして、ノ

エビア化粧品は規約の参加者でございます。したがって、規約に違反しているかどうかということについて、規約の運用機関である化粧品公正取引協議会においてさらにそれを調査するようにまず指導してまいりたいと考えております。

○上坂委員 もう一つは、そうした宣伝の方法というか、あたかも自分のところで扱っているものだけに非常に自然に近いというのですか、害がないというのですか、そういうものである。ほかの化粧品より非常に美しくするんだ、ほかの化粧品は石油製品が何か使っているから。そこで、ちょっとマッチをつけてみますなんて言ってマッチがつかないと、これはアルコールが入っていると燃える場合があるわけです。そうすると、これは石油製品である、こういうことをやって宣伝をやるということになると、このこと自体がいわゆる他社を誹謗する格好になる。この他社を誹謗するということも実は法律で禁止されて、これはやってはいけないことなんですね。そういう形になってしまふのではないかと、このように思うのですが、これはどうですか、公取委の方。

○農林政府委員 景品表示法におきましては、先ほど申しましたように、実際のものあるいは競争者のものよりも著しく優良であると誤認させるのが悪いということでございます。他のものの中傷、誹謗というものが、それが事実であるとかないとかということにも絡んでまいりまして、もし客観的な事実を述べたにすぎないということになってまいりますと、景品表示法自体の違反かどうかの判断がなかなか難しい問題が生じてくるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げました化粧品の公正取引協議会というのがございます。そこでつくっている公正競争規約には、他社の中傷、誹謗の禁止という規定を自主的な規約として定めておりますので、そちらの方の自主的な規約の問題には当然いろいろ関係はしてくるのではなからうかと思われまして、したがって、先ほど申し上げましたように、自主的な団体である公正

取引協議会でその辺をよく調べて判断して、処理できるかどうか、そういうことをまず指導してまいりたいと考えているわけでございます。

○上坂委員 私、先ほど言いましたいわゆる末端の販売員、ノエビアレディーといわれる人たちが六十万人もいて、さっき言ったキャンペーンが行われて、そして募集が行われる。その募集をやるのときに、催眠術にかけたような格好での募集が各所に見られる。あなたは一月月たつと百万円もつかるとか、一年か二年やたら家が建つてしまふとか、すぐに次に第一営業所になって、その次、第二営業所になればビルも建つてしまふと、よといつて夢をずっと与えていくわけでありまして、そういう形のやり方をするのがマルチの特徴なんです。ですから、実はそういう形でマルチに非常に似ているので、これは問題じゃないか、私はこう言っているわけですが、今申し上げた私の考え方、これは局長どういうふうに思いますか。全然マルチ的でない、こう思いますか。

○小長政府委員 本件につきましては、今先生がお持ちの資料を私もいただきました。よく内容をチェックさせていただいた上で具体的な判断をさせていただきます。という次第でございます。

○上坂委員 それでは、福井県でこういう例がありました。福井は繊維の本場ですが今非常に不況で、繊維工場とかなんとかが皆倒産をする。そこに三十名なり四十名の女性が勤めていた。その人たちが失業をしますと、これが全員ノエビアレディーになってしまふ。各所に幾つもの店も出てきますとこれは大変な数になる。そうすると、さっき言ったように、別にその人が商品を売って歩かなくてもいいわけですね。その人に買ってもらえばいいわけですね。そこでその人を全部販売レディーにしてしまふ。そうするとそこへ五万円なりいくわけですね。そうすると、二割引きですから二割くらいは自分でつくれるのだけれども、あとは親戚に持っていくって売ったり友達に持っていくって売ったりする。一回りすると今度は売れなくなってしまうから抱え込む、こういう形になっているの

が実態のようでありまして、この辺のところも資料を差し上げますから十分調査をしてもらいたいと思います。

化粧品の方はこれで終わりにして、今度はダイヤモンドの方をひとつやらせてもらいたいと思うのであります。

実は五十七年三月十九日の本委員会におきまして、私はダイヤモンドの問題を取り上げまして質問をしたわけです。そのときに、ダイヤモンドというのは値段が全くわからない。ダイヤモンドばかりではなく宝石類というのは大体そうなんです。この間、こういう例がありました。去年和光で一千万円で売られた宝石がありました。何カラットであるか忘れてしまったけれども、何カラットが、それと同じカラットのもので、品質から何らかいってほとんど同じものが、ある商店では三百万円だったんですね。これだけの差が出てくるわけでありまして、実は国際価格によりまして、いわゆる透明度、傷、色、カットの仕方とかというものがあつたもので、そういうものによつて一カラット大体百五十万くらいから一千万くらいの差はあるわけですね。だけれども、それは傷があつたり何があつたりで違ふからそういう差が出てくる。大体同じものは同じように売らなければならぬ。それで、もしそれが片一方の消費者に渡るときは一千万円であつて、こつちの消費者に渡るときは三百万円だとして、三百万円の人には得したかもしれないけれども一千万円で買った消費者はすごく損をしている、これは大変なものを預けられた、こういうことになってしまふですね。思うのであります。

そこで、消費者を保護するという観点から見れば、やはり宝石類といえどもこれについてはちゃんとした基準をつくるべきではないか、そうして一つ一つの商品に対して鑑定書をつけて、その鑑定書がきちんとある一定の標準に合ったもので、これが買う人に渡される、こういう形にしなければならぬのではないかと、それをやる意思がある

か。しかも、宝石類というのは税金をうんと納めているのですよ。ぜいたく品の中でも税金がうんとかかっている品物ですから、そういう意味でもこれはきちんとする。同時に、そういう鑑定書がきちんとする、戸籍がきちんとすることによって脱税が防げる。もう一つは、盗難に遭つたときもその行方がすぐわかる。こういう形にすべきではないかという指摘をした。そういう形にその当時の局長が何かが、それは前向きに検討しなければいけない、こう言つたのですが、検討したことがあるかどうか。

○黒田政府委員 お答えさせていただきます。先生御指摘のように、五十七年当時この議論がございました。政府委員から検討するということを御答弁申し上げております。先ほどその後のいろいろ検討しておるところでございます。ただ実情はなかなか難しい問題があるようでござい

ます。ダイヤモンドの鑑定自身につきましては、先生御指摘がございましたように、国際的な流通がございまして、幾つかの要素について評価がされる、格付がされるというルールはあるようでございまして。四つのCというふうに言っておるようでございまして、重量カラット、研磨のカット、色カラット、透明度のクラリティ、そういう四つの要素によつてそれぞれ格付がされ取引が行われているようでございまして。ただ、しかしながらこれは非常に長い取引の歴史がございまして、アメリカ流あるいはヨーロッパ流、ヨーロッパの中でもイギリス流、スカンジナビア流、ドイツ流、フランス流といったような、いろいろな流儀があるようでございまして、それらの鑑定方式、表示というものを統一することはなかなか容易ではないという背景があるようでございまして。

ただ先生御指摘のように、業界といたしましては、消費者の信用を得るという見地からいろいろな勉強をしているようでございまして。そういう流儀の違いがございまして、可能なところから改善を図らうということで、鑑定書のモデル

となるような記載事項というものを発表いたしました。用語の相互比較というものを試みたり、消費者の苦情相談案件の情報を収集するというところで、何かしつ前進をしつあるのが現状だろうと思ひまして、私どももいたしましては、そういう業界の動きを側面的に支援する役所が先頭を切つて入つてまゐると思ひます。ことに必ずしも適していないようにも思ひますので、業界の動きを横合いからそつと支援をしている。しかし、業界の方もいろいろな問題に直面しながら、わずかながら前進をしている、かような現状だと考えております。

○上坂委員 局長、鑑定の場合、国際的にいろいろあつちこちでやる方法があると思うのですが、ひとつ日本の方法を編み出すように努力をしてみたいと思ひます。外国の例とか何かいっばい集める、そういうのを集約するのは日本はうまいのだから、それはぜひやつてもらいたい。それからもう一つ、鑑定人の問題ですが、宝石の鑑定は大体鑑定人は鑑定をすることができただけで、それが果たして本物の鑑定になっているかどうかというところに問題が生ずるわけなんです。というのは、どうしてもやはり依頼をする方のいわゆる貴金属商なり、あるいは販売店なり、その人たちの恣意というものに動かされやすいところに問題があります。それでないと自分も飯の食い上げになるおそれがあるから、自分の本物の主権だけでやるのができない。そこで一つの基準をつくつて、その基準をつくる前にいわゆる鑑定人の登録をさせるとか、あるいは組織をきちんとつづけて、その人たちに依頼をするとかという動機に、こつちが黙つて見ているということではだめなんですか。というのは、貴金属を売っているところにみんな所屬をしましう格好になっているから、そこをなかなか難しいのです。したがつて、やはり通産省なり何なりが音頭をとらないと、本物の立派な宝石を消費者に渡すということができない、消費者保護になつていか

ない。ここに一つの問題がある。

それからもう一つは、やはり訪問販売が行われるわけでありまして、宝石の訪問販売というのがどどん行われて、そこで御承知のようなたらブルがまた起こつてきた。いわゆる金のまがい商法、商品取引のまがい商法、あれと同じような形のが今度はダイヤモンドに出てきている。この間、御承知のように、金が取引市場に上場されてから後、また出てくるのじゃないかと言つたら、いえ、もう金しか出てきませんと通産省が私に答えたのです。ところが、その後、プラチナとか銀とか出てきて、そして、この銀もプラチナも全部上場商品に指定をしなければならなくなつちやうた。今度はまたごらんない、恐らくダイヤモンドが近くそういう形になつてきて、これも指定商品にしなればならぬという格好になるだろうと私は予想しているのですが、そういう格好で訪問販売の中でこれが売られておそれがあるのです。

そうしますと、きちんとした鑑定のないものが、これはいいものだ、いいものだと言つて売られたら、消費者はどんなに損をするかわからない。せつかくきれいな指輪をかけたかと思つたのに、まがい物だつたりしたら困つちやうです。だから、この訪問販売なんかはどうしても必要なのはやはり鑑定書である。ですから、何十万、何百万あるか知らないけれども、大変な数ではあるけれども、それに一品一品、ちゃんとした鑑定書をつけて、そして戸籍抄本をつけるというのをしなないと、税金もちゃんと取ることができないし、脱税の対象になつてしましうし、また盗まれたときにはそれを見つげ出すこともできないという、損害を一般の消費者に与えることになる。そこでこういうものが必要だ、こう言つていけるわけなんです。だから、早くやつてもらわなければだめなんです、あれから二年半たつていけるのだから、いかがですか。

○黒田政府委員 仰せのとおり、これは非常に高価なものでございまして、現在、大体正常な取引

の多くは鑑定書をつけるという形で実際には取引されているというふうに私どもも承知をしております。

ただ、その鑑定の方式というものが、先ほどもちよつと申し上げましたが、それぞれの欧米の国で育つたものが日本に採用されているということでごさいます。その間がばらばらである。日本の鑑定方式のようないものができないか、そのための鑑定人の登録というものが進んだらどうかという御指摘でございますが、まだまだ日本はダイヤモンドのマーケットとしては、大きくなりつたはございまして、やはりそのすべてを外国から輸入をしている。そして、その輸入されるものに外国の鑑定書がついておるといふ現状もあるわけでごさいます。残念ながら申し上げるべきかと思ひますが、その鑑定の基準というものは、外国で成長してきた基準によらざるを得ませんし、そして、鑑定人というものも、その基準をつくつたアメリカなり、あるいは国際的な貴金属宝飾品連盟というふうな、CIBJOと言つておりますが、そういうところの登録を受けているという人たちが現在活躍をしているというのが現状だろうと思ひます。

これを一気に統一をしつたり、新しい基準をつくるというところは、一つの考え方かと思ひますが、必ずしも現実的とは思ひませんが、私どももいたしましては、そういういろいろな基準が国内に多くあるというところで消費者が迷つてはいけませんので、その辺はできるだけ各システム間の比較が可能になるように、あるいは鑑定書というものがそのもと同じような様式で書かれるようにということでは望ましいことだと思つておりますが、これらについては既にその鑑定人の人たちの団体ができておりまして、宝石鑑別団体協議会というふうなところが鑑定書の基本的記載表示規定というふうなものを自分たちで決めて、五十七年十月一日から実施をするというふうなことで、ある程度の前進もあるというところで、我々もそういうものを応援をしてまいりたい、かように考えている

ところでごさいます。

○上坂委員 今聞いていると、一体やるのかやらないのか、そのところがさつぱりわからない。私は、やる気があるのか、やるのか、やるのだったらいつやるのかということまで聞いているわけなんです。ごちやごちや答弁はしたんだけれども、何だかさつぱり内容がわからないじゃないですか。もう一度。

○堀山委員長 明確な答弁を求めます。黒田局長。

○黒田政府委員 大理想としては、日本式鑑定方式というものがあればいいかということになると、私もあればいいと思ひます。ただ、現実的かと言われますと、いささか疑問を持たざるを得ない。しかし、そういうことはございまして、現実のいろいろな状況を一步でも前進させるという、今の業界の努力というものは我々も支援をしていきたい、かようなことでございまして。

○上坂委員 この間大沢商店が倒産しまして、その下に「ジュエルパレス」とか「珠寶」という宝石店がありまして、これも倒産に追い込まれた。そういう場合に、一体、そこで扱っている商品とかがどういふ格好で流れていくのかというふうなことも非常に問題になる点だというふうに思つていられるわけでありまして。

そこで、先ほど言つたように、宝石業界の場合にはやはりきちんとした宝石に対する戸籍がないものだから、どうしてもいわゆる脱税の対象になつてみたり、やみで流れてみたり、あるいは素人は全くわからないからいろいろな品質の違つたものを、悪いものを預けられたりするわけなんです。特に訪問販売の中ではそういう例がかなり出てきて、昨年でも大体三百五十ぐらいのトラブルがあつたというふうな言われておるわけでありまして。したがつて、そうしたトラブルがあるということ自体が消費者を困らせることなので、消費者保護の立場から早急にこれに対する対策を立てる必要があるだろう、こういう形で私は質問をしたわけでありまして。

特に、最近の結婚式なんか見ますと、これは女の人に指輪をやるばかりじゃない、男までみんなダイヤの指輪をもらっているわけだから、今は結婚式なんか二つずつ使う。委員長が言うように五本の指に全部はかけないけれども、そういう形になってきているわけでありまして、この点については早急にひとつ対策を立てるように御努力をいただきたい。

それから、いわゆる金取引のまいり商法ですね、ブラック的なものにならないように、このダイヤモンドについても十分に監視をしていっていただきたい。これを申し上げまして、そのことについて一言だけ聞かしていただいて質問を終わります。

○黒田政府委員 先生ただいま御指摘のような問題を十分頭に置きまして、今後関係業界を指導していきたくと思っております。

○上坂委員 ありがとうございます。

○梶山委員 中川委員長。

○中川(嘉)委員 私は、通産大臣並びに経企庁長官に、きょうは、経済の諸問題をめぐって伺ってまいりたいと思っております。

まず、本論に入ります前に、河本長官に冒頭に伺っておきたいことは、過日、牛肉、オレンジの問題については、交渉については一応解決を見たという形でありましても、今度は、ブッシュ副大統領が五月に来日をする。これは、御承知のとおり、金融開放、すなわち自由化の問題についての課題がここにあるわけですが、これは、当然金利の自由化につながる大きな問題だと私は思うわけですが、この点について、我が国はどのような対応を行うべきか、どういう態度をとるべきであるか、冒頭に、経企庁長官のお考えを伺いたい。対外経済関係会議の一員としての長官の御意見を伺っておきたいと思っております。

○河本國務大臣 ようやく農産物とV.A.Nの問題が解決をいたしました。これから、残された数項目の問題があるのですが、特に金融資本の自由化問題、こういう問題につきましては、この十六

日、十七日、我が国の政府代表がアメリカへ行きまして、アメリカ側とこし第三回目の交渉をする、そういうスケジュールになっております。また、関税問題についても、五十九年度分が一応終りましたので、引き続き六十年度分の検討に入る、こういうスケジュールが組まれておりますが、今月末までにおおよその方向を明らかにしたい、こういうことで、関係各省庁と今、協議を進めておるところでございます。

○中川(嘉)委員 我が国のこの会議に向かっている対応については今おっしゃったとおりかと思いましたが、今、ここですべての申し上げのことは御容赦をさせていただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、さしあたっては、幾つかの項目につきまして、とりあえず貿易摩擦を解消する第一弾としてどうしてもやり上げなければならぬ、こういう考え方のもとに今取り組んでおります。

○中川(嘉)委員 具体的な個々の対応ということがまだ出ていないようでありまして、そういう具体的な対応を持った対応を踏まえて鋭意交渉に臨んでいただきたい、このように思うわけでありまして、それで、経済問題をめぐって、先ほど午前中の議論が交わされておりました。経企庁の発表によりますと、昨年二月を景気の底として景気の回復宣言がなされたわけでありまして、五十八年の実質経済成長率、四一六期期ですね、これが前月比一・一%、それから、七一九期期が一・五%、さらに十一月期が一・八%、この十一月十二月期は、成長率は多少落ちていましてけれども、五十八年度の政府見通し、実質三・四%の成長は果たして達成される見通しであるのかどうか、まずこの辺について伺っていきたくと思っております。

○河本國務大臣 昨年十月の総合経済対策の効果等もございまして、それから世界経済全体が大変よろしいという影響等もございまして、政府目標である三・四%成長は、おおむね達成できる、このように考えております。

○中川(嘉)委員 そうしますと、五十八年度ですね、このGNP統計によりまして、実質三・四%成長。この三・四%のうちの一・六%、これが外需による成長となっているわけですが、一・六%という数字はあくまでも外需依存型と、こういうふうには言わなければならぬと思っておりますが、五十八年度の方ですね、暦年でなくして。先ほどおっしゃった三・四%、この数字を基準に考えた場合に、果たしてどんなふうな割合になるか、この点いかがでしょうか。

○河本國務大臣 政府委員から説明をさせます。

○谷村政府委員 こしの実績見込み三・四%のうち、二・二%が内需、一・二%が外需という見込みを立てております。

○中川(嘉)委員 そうしますと、先ほど申し上げた実績三・四%成長のうちの一・六、半分以上ですね、これが外需依存型ということに、この数字でもってこういう言い方ができるわけですが、今伺いますと、三・四%のうち二・五%が内需である、これはどのような根拠ですか。

○谷村政府委員 今私が申し上げたのは二・二%ということでございます。(中川(嘉)委員)内需については「と呼ぶ」二・二でございます。十一月十二月期の実績が、先ほどお話しございました前期比〇・八%増でございますが、その内訳は内需が〇・六、外需が〇・二ということでございます。十一月十二月期の実績GNPの中で、内需が非常に大きなウェイトを占めてくるような格好になってきつてございます。一三三三期につきましても、我々としてはほぼ同様な傾向が続くと思っております。そういうことを総合して計算いたしますと、今申し上げたような数字になる、こういうことでございます。

る四月の五日に、参議院予算委員会における我が党の参山議員の質問に對しまして、五十九年度の実質経済成長率、政府見通しの四・一%、これは上方修正の可能性があるとどういふに発言されているわけでありましても、この可能性を生み出す要因、これがあるとすればどの需要項目であるのか、内需の盛り上がり方を期待されているのか、それとも依然として外需によるものであるか、この辺はいかがでしょうか。

○河本國務大臣 参山さんの御質問は、民間の調査機関で経済見通しの上方修正の動きがあるかどうか、こういうことに関連してお答えをしたわけでありまして、まず動く可能性のある項目といたしまして、一つはやはり海外余剰、経常収支の関係だ、こう思っています。それからもう一つは、民間設備投資の動向はもう少しよく見きわめないと何とも言えませんが、若干政府見通しが動く可能性も現在のところないわけではない、このように考えております。

○中川(嘉)委員 ただいま御答弁いただいているわけですが、私なりに認識しているところでは、まず、五十九年度の経常黒字の政府見通しは二百三十億ドル程度であるわけですが、二百三十億ドルということは、五十八年度の見通しとほぼ同額である。これは、言ってみれば史上空前の黒字と言わなければならないわけですが、

ところが、昨年十二月二十二日にOECDが発表したエコノミックアウトトルックというのがあります。これによると、八四年の我が国の経常収支は三百十五億ドル、こういうことになっておりまして、政府の見通しと大きく隔離しているわけですが、二百三十億ドルと三百十五億ドル、これがエコノミックアウトトルックによる数字ですけれども、その数字を見られた上でのことかわかりませんが、四月三日の日本経済新聞によりますと、五十八年度の経常収支の黒字政府見通しの二百三十億ドルというのは二百四十億ドルぐらいに膨らむ、さらに、五十九年度にはこれがもっと伸びて三百億ドル、場合によっては三百五十億ドル

にも達するのではないかとその後報道されておるわけだ。なぜこのような食い違いが出たのかというところがここの疑問点になってくるわけだが、もしそのように見込まれるとするならば、まさにOECDの見通しと数値的には合致するわけだ。

河本長官は、五十九年度の経常収支の見通しについてどのように考えておられるのか、もう少し具体的な数字をもって明らかにしていただきたい。報道によると、長官のことも出ておられますけれども、場合によっては三百五十億ドルになる可能性が高い、こういうような表現をしておられるわけだ、いま一つこの表現では納得し得ないものがあるわけで、もう少し具体的に示していただければと思います。

○河本國務大臣 五十八年度は二百三十億ドルの見通しでありましたが、若干ふえるかも知れません。しかし、そんなに大きな金額ではない、こう思っております。

五十九年度の分につきましては、一昨日IMFで発表いたしました数字を参考に先ほども見ておったのでありますが、それによりまして、一九八四年分として二百九十億ドルぐらいを想定しておるようであります。それから、民間の調査機関の中には三百五十億という数字を出しておるところもございます。いろいろありますが、一月から三月までの動きを見ますと、このまま貿易の拡大均衡をしないではうっておけば相当ふえる可能性が強いところがあるのではないかと。この動きだけは確実であろう。ただ、具体的な数字は、今のところ確たることは断言しにくいというのが現状でございます。

○中川(嘉)委員 三百五十億ドルになる可能性が強いという指摘があるわけですが、そうしますと、これは今御答弁にあったとおり、私とすれば、非常に具体性に欠けた、また根拠に乏しいといえますか、今言われた民間調査機関の数字をそのままおっしゃっているような気がするわけだ。

いずれにしても、このような膨大な数字になるであろうということは承知し得るわけですから、この経常収支の黒字というものが大幅であることの原因、これはもう言うまでもなく、輸出がふえる割には輸入がふえない、つまり貿易収支の黒字が大幅にふえるということだろうと思うわけだ。

通産大臣もひとつよくお聞きいただきたいと思うのですが、特にアメリカに対する輸出が大幅に伸びているということ、これはもう言うまでもありません。アメリカの一九八三年の対日貿易赤字というものは二百十七億ドル、こんな額にも及んでいないわけだ。これは、一九八三年に入ってからアメリカの景気回復が目覚ましく、前年の実質経済成長率がマイナス・九%であったものが一気にプラスの三・三%、ことしに入ってから、この一―三ヶ月期では年率で七・二%の成長となっている。ことしの二月一日の予算案書によりますと、一九八四年の実質経済成長率は五・三%、こんなふうな数字になっております。こうしたアメリカにおける景気回復の要因は、最近では、個人消費とあるいは民間設備投資とか、こんなふうな言われておりますけれども、こういうことであると当然輸入がふえるわけだ。

ただ、アメリカの貿易赤字、これは日本だけがその責任を負う必要はないのじゃないかと私も思います。特に、中南米諸国が今赤字のために輸入を制限している。さらには、為替レートのドル安のせいもあるでしょう。したがって、去る二月二日の大統領経済諮問委員会の年次報告というのがあります。アメリカの貿易の赤字について、この年次報告の中で、日本の輸出業者の利益がアメリカの利益を横取りした結果だという一般的な見方は正しくない、こんなふうにも言っております。

そこで通産大臣に伺いますが、五十九年度の貿易収支の政府見通しは三百四十億ドル、こんなふうになっているわけですが、先ほど経企庁長官はいろいろな経常収支の問題でやりとりをさせていたわけですが、貿易収支の方の黒字、これは何億ドルぐらいい膨れると考えておられるか、お答えをいただきたいと思っております。

○杉山政府委員 今お尋ねの五十九年度の貿易収支の問題につきましては、政府の経済見通しの数字は先生御承知のとおりでございますが、それ以外の数字につきましては、まだいろいろと勉強中でもございまして、私どもの方でも、ここで確たる数字を申し上げるような段階には至っておりません。

○中川(嘉)委員 経常収支の方が二百三十億ドル、これが三百から三百五十億ドルになるんだ、こういう想定が交わされたわけだけれども、これを踏まえて考えても、五十九年度三百四十億ドルという、この貿易収支についてどの程度の膨らみが考えられるかということなので、今の御答弁ですと、全くその具体性に欠けているようにしか考えられないのですが、大体どのぐらいいに行きそうか、もう一度御答弁いただきたいと思っております。

○杉山政府委員 重ねてお答えするようでございしますが、まだ新しい年度に入ったばかりでもございしますが、内部ではそれなりに勉強も開始いたしておりますが、今の段階で申し上げるような結論を得るには至っておりませんので、御容赦いただきたいと思っております。

○中川(嘉)委員 政治問題化していた牛肉、オレシンの問題は、先ほど冒頭にちょっと触れましたけれども、これは一応解決したわけですから、これが解決をしたとしても金額的には問題にならない。けさもおっしゃっていたとおりでございます。高級牛肉のCIF価格をキロ当たり二千円と見ても、七千円というところで考えますと約四百四十億円程度です。これは一ドル二百三十円で換算しても大体六千万ドル程度。こういうことは、それこそ貿易黒字の三百数十億ドルの解消には全く役立たない、私もそのように思うわけだ。

河本長官は以前、この農産物をめぐる摩擦を解消するために、アメリカと一緒にアフリカに援助する構想というようなものを述べられたような気がするわけだけれども、それはさておいても、今回の牛肉、オレシンのめぐる日米交渉に対してどのように感じておられるのか、率直な御意見を伺っておきたいと思っております。

○河本國務大臣 この問題は金額的には非常に小さいのですけれども、しかし、長い間の懸案事項でもございまして、そういう意味で、政治的に非常に大きな問題になっておりました。それが解決したということでありまして、私は、政治的には非常に大きな効果があった、このように思います。

ただ、このことによつて、日米間の貿易黒字が解決できるものでもございせん。金額がわずかでありますし、向こうから輸入する価格もずっと私は金額的には少ないんじゃないか、こういう感じがいたしますが、そうしますと、金額的には何ら貢献はありせんけれども、政治問題としては非常に大きな意義があった、一歩前進である、私はこのように理解をいたしております。

○中川(嘉)委員 確かに私も、この貿易収支という面からすれば、話は別としても数千トンぐらいいもって日米間の関係が悪化するということとは、これはもう遺憾と言わざるを得ない、そういうこと思ふかなことをするようであつてはもろんならな一つやほり打ち出していただきたい、このように思います。

次に、通産大臣に伺いたいと思っておりますけれども、三月に入って円安の対ドルレートが十円ぐらいい円高になったわけだ。ドルの暴落説がある中で、ちょっと気になるわけだけれども、今回の円高は、ドイツマルクのドルに対する騰貴があったマルクに合わせて円が調整されたということのようでありまして、先ほどもお話がありましたように、円高にもかかわらず輸出が好調である。これがアメリカの景気の上昇によるものなのか、それともドルに対する不安があつて、輸出業者が駆け

込み輸出をしているせいなのか、通産大臣としてこの辺をどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○小此木國務大臣　円高の傾向というものが輸出に對して抑制的に働くということは、これは言うまでもないことでございますが、要するに、現在の程度の円高ではさしたる影響がないということが一番言い得ることではないかと思うのでございます。さりとて、円高相場というものが我が国経済に對してどういう影響が出てくるかということとは、今後の世界経済の動向であるとか、我が国の景気であるとか、あるいは地域、品目別にいろいろと異なるわけでございますから、そういうことも一概に言えないという場合ももちろんございます。

いずれにいたしましても、今後政府といたしましても、通産省といたしましても、世界経済の動向あるいは為替相場の動向というものを十分見守つていかなければならないと考えております。

○中川(嘉)委員　かつてニクソン・ショックのあった四十六、七年ごろ、国際収支が大幅な黒字で貿易摩擦が起きたことはもう御承知のとおりですが、ニクソン・ショックによって円が急騰したにもかかわらず、この貿易黒字はふえ続けたわけですよ。同じく五十二、三年ごろにも国際収支の大黒字で摩擦が起きたわけですけども、このときも円が急騰して、一時一ドル百七十六円という円高になったわけで、それでも貿易黒字がふえ続けた。

今回も実は円が十円程度ではあるけれども、円が急騰したのに、輸出は相変わらずふえている。かつて四十六、七年前、それから五十二、三、五十二、七の輸出の増加をＪカーブ効果という言葉で説明しておられたと思いますが、今回の輸出の好調そのものもやはりＪカーブ効果によるものと考へておられるかどうか、通産大臣、経企庁長官、それぞれお考えをこの際承つておきたいといふます。

○杉山政府委員 先生の、円高にもかかわらず最

近の輸出の好調の原因は何かという御質問でございますが、大臣からお答えいたしましたように、十円前後の円高という現状程度の円相場でございますと、日本の全般的な輸出の問題については、そう大きな影響がないということであろうと思ひます。

もう少し具体的に申し上げますと、輸出の七割ぐらゐは現在機械類でございまして、こういうたものにつぎまして、価格競争力のみならず、非価格競争力も日本製品は非常に強いわけでございまして、それから中小企業の製品にいたしましたも、若干円高きみにありました段階で、中小企業庁を通じて各産地の御意見を伺つてみますと、この程度の円高ならば一応大きな影響を受けずにやうにいける、こういう感じでございます。

したが、いまして、日本側の輸出の競争力がついて、そういう評価がある一方、先ほど来先生御指摘のように、米国の経済は非常に順調でございませう。したが、いまして、こういうことが輸出の現状好調な原因であらうと思ひます。

ただ、ドル表示の輸出額につきましては、先におっしゃるように、Jカーブ効果というものも若干は入っていると思われますけれども、基本的にはやはり日本の商品の競争力、それと米國經濟の好調、さらには世界經濟全体に明るさが出てきたというところが輸出好調の原因であらうかということに考へております。

○中川(嘉)委員 今回の貿易摩擦は五十六年ころからで、第三回目になるわけですね。やはり国際収支が大幅黒字になっていることが当然原因で、さうけれども、OECDの見通しによりますと、一八八三年はOECD全体二十四カ国、この経常収支はマイナス二百四十億ドル、この中で日本は二十五三十億ドルの実は黒字である。十億ドルしか違わない。向こうの赤字が二百四十、こちらの黒字二百三十。一九八四年もOECD全体が四百二十億ドルのマイナスという中で、日本は三百十億ドルの黒字、これは大変な数字であるわけですね。

さらに、一九八五年の上半期もOECD全体

年率四百十億ドルのマイナスという中で、日本は三百六十億ドルの黒字ということですから、欧米諸国から見れば、世界経済の回復の利益というものゝを日本はひとり占めしているんだというふうに言われても無理がないんじゃないかな。この辺の数字ですけれども、果たして間違いないかどうか。またこういふ傾向に対する通産大臣、そしてまた、これはぜひ経企庁長官の御意見も、お考えも伺っておきたいと思ひます。

○河本國務大臣　OECDの見通しと日本政府の見通しは若干違っておりますが、傾向としてはそんなに違わない、こう思うのです。

ただ今のお話は、日本政府が内需拡大策について何もしないでほっておくということになると、そういう可能性がないわけではない。このように思いますが、そうなってきましたと、やはり一方案案ぜられますのは、日本に対する攻撃が非常に厳しくなり、同時に保護貿易的な傾向が必ず顕在化するのではないかと思います。こういうことになりま

すと、世界経済全体がまた再び非常に悪い影響を受ける。日本経済も大変悪い影響を受ける。こういうことになりますので、この問題は、そういうことになりますと、経済問題というよりもむしろ政治問題になってくる、こういうことになる危険性もございますので、それだけ私どもはこの問題に対して重大な関心を払わなければならぬ、こう思っております。

○中川(兼)委員　政治的な問題になるであらうという御意見もわかりますけれども、通産大臣はどうですか。経済的な立場からひとつ……。

○小此木國務大臣 河本長官のお答えに尽きると思ひます。

○中川(嘉)委員 特に、アメリカは一九八五年は一千億ドルに近い經常赤字になりそうだと、こういふふうに言われております。日本の市場開放のやぐれにいら立つのも無理はない、私はこんなふうに思うわけですが、去る二月二十九日にはマンフィールド駐日大使が安倍外務大臣に対して、日本の対応が遅いんだ、こういう不満を表明した

うです。またブッシュ副大統領も対日問題担当として同様の不満を表明しています。さらに三月二日には宇宙中継によって経団連とブロック代表が会談したわけですけれども、その中でもブロック代表は、日本側は決まって漸進的という言葉を使うけれども、自由世界第二位の経済大国が、十年か十五年前にそれを言うならともかく云々と言っているわけです。そのほか、さらにECからも、関税の引き下げとか市場開放をめぐる強硬な要求が来ているわけでありまして、この要求も、見てみますと、「市場開放 EC、さらに強硬要求」関税下げ百二十八品目「こういうふうに向こうから言ってくるわけです。特に電機、機械ですね。こういったものが「一時ゼロ」という

報道もここで見るわけですけれども、こういうのは挙げていけば切りがないわけです。

先月の下旬にはアメリカのリーガン財務長官が来日しましたけれども、我が国の資本市場の開放のおくれを、机をたたきながら、そのいら立ちを表明していたのを私もテレビで見えております。我が国が世界経済の中でその責任を果たすために

は、何よりも内需を拡大して輸入をふやすのだ、これが重要なことはけさほども既に論議されたところでありませうけれども、このような世界各國の言ひ分に対して、長官としてどう対応されたのか、現状を踏まえて誠意ある対応をされたかどうか。内需拡大をしない大きなトラバールになるといふことが、この二つの問題に、

けれども、トラブルになるよりも、もう既に大きなトラブルは発生しているんだ、こう言わざるを得ないわけですけど、この世界各国のそのような言い分に対して、とりあえずどういう対応をなさったか、伺っておきたいと思ひます。

○河本國務大臣　世界各国が、現在の我が國の
易の黒字と経常収支の黒字を見て大変いら立
た動きをするのは私はよく理解できます。し
たが、いまして、日本は、自分の國のことで
ありまして、やら、いたずらに引き延ばすとい
うことをやめて、いかぬと思うのです。やは
りできることは思ひ

解決もできませんので、結論を出すには若干の間隔がかかるのではないかと、こんなふうに思っています。金融政策を進めるにいたしまして、やはり海外との関係が若干ございますので、これも直ちに今すぐ結論を出しにくい、こういうことではなからうかと思えます。しかし、そんなことばかり言っておったのでは一方でどんな黒字がふえるばかりでありますから、外国は黙っていないというのであります。この間のタイミングを一体どうしたいかということがこれからの大きな課題であらうと思っております。

○中川(憲)委員 先ほど申しましたように、自民党内においても極めて明晰で積極的な長官であり、ますので、前倒し、後ろ倒しの話が出ましたが、そういう問題について当然慎重に対応せざるを得ないでしょうけれども、将来を見越して国民の立場に立った対応をこの際要請しておきたいと思っております。

ここで、ここ数年春闘による賃上げ率が低く抑えられているわけで、特に昨年は四・四％という史上最低ですね。したがって、五十八年度の一人当たり雇用者所得の伸びは、当初政府見通しでは五・二％であったものが実績見込みでは三・五％、こういうふうにながっている。そして、雇用者所得全体の金額も、当初見込みの百五十九兆七千億円から、実績見込みでいきますと百五十八兆三千億円、実に一兆四千億円も抑え込まれたわけですね。これは春闘賃上げだけではなくて、公務員給与の勧告を値切った、こういったことが大きく影響しているとも思えますけれども、ここの賃上げがどのような結果に終わるのかまだはっきりしないわけですね。

五十九年度の一人当たり雇用者所得の伸び率が四・七％になるわけですが、これはこのGNP統計上経済計画にも盛り込まれた数字であるわけですから、五十九年度の実質GNP四・一％の成長のためにもぜひ達成しなければなりませんけれども、春闘による回答はそろそろ出そろっているこの段階ですが、長官として、この達成の目途につ

いて成算ありやなきやを伺っておきたいと思っております。

○河本(憲)大臣 五十八年度の成長、先ほど議論されましたが、これが十月に相当大規模な総合対策をやったにもかかわらず、それを加えて当初見通しの三・四％しか達成できないということの一番大きな原因は、政府見通しの雇用者所得が昨年度は大幅に減った、こういうことになったかと思っております。ほかの項目はそんなに違っていないのであります。この雇用者所得の伸びが非常に見込み違いであつたところにあつたかと思つております。それだけ雇用者所得がどれだけ減るかというところは経済成長にも非常に大きな関係があるわけでございます。去年よりはことは幾らかペースアップもいいうのでございますので、先ほどお述べになりました一人当たり四・七、全体として六・八という数字を想定しておりますが、ただいまのところはほぼこの水準は達成されるのではないかと、現在のところはそういうふうに考えております。

○中川(憲)委員 次に、テーマが若干戻るようですけれども、アメリカの景気の回復そのものは目覚ましいものがありますが、景気回復の原動力になったもの、これは一体どういうところにその原動力があつたのか、長官に今ここで伺っておきたいと思つております。

○河本(憲)大臣 アメリカの経済回復は、在庫調整が終わって民間の設備投資が始まった、こういう経過をたどって非常に勢いを増しているのございまして、その原動力は何ぞやということになりますと、私は、大規模な所得減税にあつたかと思つております。それと並行して進めましてインフレ対策、それから政府規制をできるだけ外していきう、そういう対応もしております。大規模な所得減税と並行して大規模な投資減税もやっておりますが、最大の起爆剤は何ぞやと言われましますと、や

はりこの大減税だ、このように思われます。

○中川(憲)委員 最大の要因としては大規模な所得減税であるという、私も当然おっしゃるとおりだと思つておりますが、レーガン大統領の減税について見ますと、我が国では想像もつかないほどの大減税なものである。去る十二月二十日に発表された世界経済白書の中から、アメリカの減税規模をドル二百三十億で計算してみただけです。昭和五十九年が五百四十億ドル、六十年が七百七十億ドル、六十一年が千二百二十億ドル。今ドルで言いますが、これをドル二百三十億で計算してみますと、五十九年は十二兆四千二百億ドル、六十年が十七兆七千億ドル、六十一年が二十五兆五千七百六十億ドル、こういうことになるわけですね。しかも、この減税は物価スライド制でもって、物価が上がれば減税額も物価にスライドして当然引き上げられるというものであります。我が国の五十九年度予算では、我々の減税要求一兆四千億ドル、これが値切られておる。初年度九千三百二十億ドル、平年度が八千三百六十億ドル、こうなっております。しかも見返り増税で平年度では差し引き二百三十億ドルの増税、石油税の増税分千三百四十億ドルを加えますと、千五百七十億ドルの増税、こういう結果になつておるわけでありまして。

我が国は、こういうことで放任しておきますと、当然構造的な外需依存型になつてしまふ。今こそ我が国経済の大転換が行われるべきだと私は思ひますけれども、その先駆けとして、当然大減税による内需の拡大を図って、それが税収の増大につながる政策をとるべきではないかと思ひますけれども、この点に關する長官の積極的な御答弁をいただいております。

○河本(憲)大臣 昨年の九月に、与党と野党が臨時国会の劈頭、相談をされました。五十八年から景気浮揚ができる規模の所得減税をする、そういうことを正式にお決めになりました。文書の交換もされましたので、まあ私は大変期待をしておつたのであります。ところが五十八年は御承知のような状態です。新年度の減税は一兆ということ

であります。一方で同じ規模の増税がございすから、経済効果はゼロとは言いませんけれども、非常に小さなものになつておる。まして、景気浮揚ができる規模の減税という昨年九月の合意から見ますと、私は、大変遠いものになつておる、こういう感じがいたします。

もし、今、我が国で昨年九月のあの合意の内容どおり実行される政策が進められれば、それはそれなりに非常に大きな効果があるかと思ひますが、しかし、残念ながら五十九年度の減税は規模の小さいまま今年一応スタートをしておりますので、引き続いて、できるだけ早い機会に税体系を根本的に見直していくという、その作業の中に一回、私はやはりこの所得税の減税問題をもう一回検討する、景気浮揚ができる規模という昨年の九月の線に立ち返つて、もう一回この問題を検討するということ、今、日本の置かれておる立場から、国内問題じゃなしに、むしろ先ほど御指摘のような国際的な問題からも必要である、このように私は思ひます。実は、一月、自由民主党と政府との連絡会議がございまして、その席でこの提案をいたしました。大蔵大臣と自由民主党の政策の責任者の間で、検討をお願いしておるところでございます。私の申し上げましたような趣旨が生かされて、いい結論が出ることを期待いたしております。

○中川(憲)委員 アメリカと日本の比較の立場から私も質問したわけですが、今の御答弁を踏まえて、長官も鋭意御努力をいただきたい。将来の減税ということにかかわることです。

次に、リーガン財務長官が三月下旬に来日した際に、河本長官はリーガンと合かれて意見の交換をしてもらいます。為替レートが円安に推移している問題で意見が合わなかつたというふうな理解をしておるわけですが、これについて長官は今、どう考えておられますか。

○河本(憲)大臣 リーガン財務長官という人な角度から意見交換をいたしました。ほとんど全部意見は合つたのでございますが、今お話しのように

に、アメリカの高金利は日本の円安と関係ない、
こういう財務長官の御意見だけは、ちょっと承服
いたしかねますので、この問題では意見が合いま
せんでした。この問題を棚上げにいたしました、そ
ほかの問題を議論したわけでございますが、その
後、私の方の事務当局でいろいろ調べてもらいま
したところ、やはりここ二、三年の間はアメリカ
の金利が高くなれば円は安くなる、大体こういう
傾向で円のレートは動いておる、調査の結果もそ
ういうことが判明しておりますので、この点は間
違いない、こう私は思っております。

したがって、今後も引き続いて、機会あるたび
にアメリカにもう少し金利を下げるような工夫を
してもらいたいということを、我が国の立場から
要請をしたいと思います、こう思っております。

○中川(憲)委員 リーガンの方としては、日本の
資本市場が閉鎖されているからなんだというよう
なことも強調しているようですが、これについて
はどういうふうに説明されましたか。

○谷村政府委員 今お話しした点は、円の国際化と
いうことに関連してのお話だと思いますが、この
点に關しましては、特に大臣とお会いいただいた
ときに大きく議論をしたということではございま
せんが、日米間で関係省庁で円の国際化という観
点から現在協議が行われつつございまして、四月
のパッケージ対策のときには、それらを含めた形
で対策を打ち出したと思ひまして、現在鋭意検
討している段階でございます。

○中川(憲)委員 世界各國が、アメリカの金利を
下げてくれ、こう言っているときに、アメリカの
主要銀行は三月十九日にプライムレートを〇・五
%引き上げて一・五%にしたばかりです
が、その直後、四月五日ですね、また一斉にプラ
イムレートを〇・五%引き上げて一・五%、こうし
たわけですね。続いてFRBは公定歩合を六日から
〇・五%引き上げて九%としておりますけれど
も、こういった新聞報道によりますと、円相場に
は既に織り込み済みで影響は少ないんだ、こうい
うことでありますけれども、アメリカの今後の金

利はどうなっていくと考えられますか、お答えい
ただければと思います。

○廣江政府委員 今回のFRBの公定歩合の引き
上げは、短期市中金利の上昇いたしておるのに追
随したというふうにFRBは発表いたしておいま
す。そしてその真意を探れば、持続的な成長を望
んで予防的にやっただと考へられますが、さ
ら、今後の金利の見込みと見通しということにな
りますと、私どもは公的にそういう推測を申し上
げる立場にございせんが、いろいろの見方を総
合いたしますと、アメリカの成長率は先ほどお話
もございましたように、第一・四半期が七・二で
ございまして、今後もこのまま続くということは
ちよつと考えられせんし、若干落ち込むとは思
いますが、なお景気の基調は非常に強いというこ
と、それから一方、財政の大きな赤字があるとい
うこと等を考へ合わせますと、今後、当面アメリ
カの金利が大幅に下がるという見通しを立てる向
きは余りない、大方の見通しは、なおかなり強
い、こういうふうに見ているというのが現状かと
思ひます。

○中川(憲)委員 この問題は、時間が余りありま
せんで改めてお聞きすることとし、もう少し伺
つていきたいと思ひます。

卸売物価ですね、これが前年比マイナスであり
ますし、また消費者物価も二%程度というゼロイ
ンフレのこういう時代に、プライムレートが七・
九%というのは非常に高過ぎるのじゃないか。公
定歩合の一段の引き下げは設備投資を促進する上
からぜひ必要であらうと私は思ひます。三月初め
に円レートを十円ぐらいい上がったときに公定歩合
をせひ下げてはしなかったわけですね、でも、ア
メリカの今回の金利引き上げでもって、日銀は公定
歩合の引き下げのチャンスは失ってしまったのじ
やないか、こんなふうに思ひます。

河本長官は公定歩合について所管外かもしれま
せんけれども、金融の機動的運用ということを経
済政策の重要な柱である、こういう立場から、こ
の際長官のお気持ちを聞かせておいていただきたい

いと思ひます。

○河本國務大臣 金融政策は経済政策とまさに表
裏一体の関係にございまして、私どもも非常に
大きな関心を持っております。

今お話しのように、物価が大変安定をしてお
ります。しかも、その物価の安定状態から見ま
す、日本の金利水準は相当高い、実質金利は相当
高い状態にございまして、条件を整えれば私ども
は金利を下げてもいいという強い期待を持っ
ております。しかし、どういふ条件がそろえば決
断するかしないかというところは、これは大蔵省
や日本銀行でいろいろお考えになると思うので
が、そういう金融政策の機動的運営につきま
しては、私どもは、機会あるたびに期待を申し述べて
おりますので、今の段階では、あるいは決断でき
ないかも知れませんが、今後、そういう
方向にできるだけ早くいくことを期待をいたして
おります。

○中川(憲)委員 それでは長官、どうぞ。お時間
の方、十二時半ということで伺つています。

次に、中小企業問題について若干伺つてみたい
と思ひますが、我が国の中小企業、これは事業所
数で六百二十三万、そして全事業所の九九・四%
を占めている、我が国経済に占める役割は極めて
大きいということは御承知のとおりであります。
ところで、この中小企業、これは内需依存度が
八五・七%、大企業の七二・五%に比べて非常に
高い。経済企画庁の景気回復の宣言にもかかわら
ず、内需の不振によつて、東京商工リサーチの報
告によりますと、五十八年は一万九千五百十五
件、これは史上最高です。五十九年を見ても、一
月が千四百九十三件、二月は千六百三十九
件、これまた今までのない最高の数字である。こ
れは、景気回復に逆行色が強く、特にこうし
た倒産は中小零細企業に多かったために、危機感
なき倒産多発、こう呼ばれているものであります
けれども、中小零細企業にとつて、外需主導によ
る景気回復のため、いまだに不況の底にあえいで
いるということになるわけです。特に、今回の景

気回復は、財政支出が抑えられて、実質金利も高
い。こういう中では、業種や地域によつてその景
況感が異なることは、二月の経企庁の地域経済の
現況、この調査によつても明らかであります。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕
こうした中で、中小製造業の六割を占めると言
われております下請企業、これが長い不況の中
で、親会社から大変いじめられてきているわけ
で、ここ二、三年は、下請代金支払遅延等防止法
に違反する疑いのある事件が急増しているよう
でありますけれども、中小企業庁及び公正取引委員
会から実情をひとつぜひ報告していただきたい
し、どのような事件が多発しているか、この点に
ついては何つておきたいと思ひます。

○中澤政府委員 お答え申し上げます。
下請代金支払遅延等防止法の運用につきま
しては、御指摘のように、公正取引委員会と協力
をしながら、中小企業庁におきましても所要の措置
をとつておるわけでございまして、最近の実績を拾
上げてみますと、五十七年度におきましては、書
面の調査件数四万八千事業所、五十八年度は五
万一千事業所とございまして、そのうち、違反の疑
いのあります事業所数は、五十七年度は、年間の
実績はまだ出ておりませんが、上期が三千四百五
十九事業所となつておりまして、そのうち、立入
検査を行いましたものが、五十七年度千六百二十
件、五十八年度上期八百十三件となつておりま
す。

違反の内容、傾向等につきましましては、最近にお
きまして、不当値引きを理由とする返還と、この
改善措置を行ったというふうなものもございま
して、改善指導につきましても万全を期しておる
ところでございまして。

○農林政府委員 最近の下請法違反事件の特徴を
申し上げますと、従来の支払い遅延とか長期手形
の支払い取引の支払い条件の違反に加えまして、
不当な値引き等の違反取引における代金にかかわ
る事件が増加していることとございまして、公正

取引委員会といたしましては、これらについて厳正な措置をとっております。

数字的に申し上げますと、五十八年度につきましては、下請法違反の疑いで千四百四十一件の親事業者を検査対象として選定いたしております。そのうち千百十九の親事業者に対しては正措置を講じているわけでございます。

○中川(嘉)委員 いや、いずれにしても、五十七年度、五十八年度あたりの数字を伺っただけでも、大変そうといった件数がふえておる。先ほども不当な値引き等の事件ということで御指摘がありましたけれども、下請代金の不当な値引きを下請業者に返還しているということも聞いておりますけれども、最近の事例でどのようになっているか。金額、件数の総額、この辺を公取の方からひとつ伺っておきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 今のお尋ねの、下請取引における不当値引きについての措置でございますが、これは、実は五十五年の四月に、私どもの委員会会で不当値引き等の行為に関する下請法の運用基準というものを定めまして、それから親事業者の指導に入つたわけでございます。したがいましめて、指導件数はそれ以後、逐年増加をいたしております。五十六年に二十一件、五十七年に三十二件、五十八年に四十九件というふうに指導件数がふえてきております。

五十八年、四十九件の内訳を申し上げますと、返還を求めた金額が一億五千五百万円でございます。それから、返還の対象になりました下請事業所の数は五百社ということになっておりますが、四十九件と申し上げました中身としては改正単価、下請の単価を引き下げまして、それを事前に適及して適用したという事案が一番多うございまして、これが三十四件ということでございます。○中川(嘉)委員 結果的に今そういう数字の御報告があったわけですが、こういうことに対してはまだまだ手ぬるいんじゃないか。下請業者にしてみれば、訴えたくても訴えられないんだ、もし訴えればそれこそ取引を停止されてし

まうんだと、そういう大きな悩みがあるわけで、公取としても、こういったことに十分お気づきだとは思ひますけれども、厳しく対応されるように、ここで要望をしておきたいと思ひます。

次に、この下請法ですけれども、施行後既に二十七年も経過しております。そして、中小企業庁、公取の努力もあつて、親事業者には十分その趣旨が理解されているはずでありますけれども、不況になるとこの違反事件が悪質化する、そしてまた、多発することには遺憾と言わざるを得ないわけですね。今後とも、中小企業庁、公取とも、親事業者の啓発はもちろん、親事業者自身の自己啓発のためにも、親事業者に下請取引に関する担当窓口、これを設けさせたり、あるいは下請法遵守のためのマニュアルをつくらせるなど、下請法の趣旨が徹底するような方法を講じてもらいたい、このように私は思ひます。

○高橋(元)政府委員 全体で親事業者というのは七万ぐらいあると思ひますが、その七万を半分ずつに分けて三万五千件を私どもの委員会会で下請法の実施の責任を持っております。残る半分の三万五千件を中小企業庁にお願ひをいたしておるわけでございます。その下請法の検査なり、それについての違反の状況は先ほど御報告いたしましたけれども、その際に、私どもは、依然として多くの親事業者で、下請法なり、その運用基準なりについての御認識が十分徹底していないということがあると思ひます。

下請代金の返還の状況を先ほど申し上げましたが、その内容を見ておられますと、四十九の企業、その中で十分御承知がなくて、または社内の事務連絡がうまくいかなかった、それによって形式的に適及適用というふうな事態の起こつたものも見受けられますし、そういう意味で、ただいま御指摘のございましたように、親事業者に対する周知徹底ということに今後ともなお一層積極的に取

り組んでまいらなければならぬというふうに思ひております。たびたび経済対策関係会議でこの問題が取り上げられておりますので、通商産業省と私どもの方の連名で、下請取引の適正化についてという要望書を各事業者、団体に行いますこととか、毎年の年末になりますと、下請取引適正化推進月間ということをやりますと、新聞への政府広報を精力的に行いますとか、講習会を開きますとか、やることはもちろんでございますけれども、下請取引の比重が高い業界を選びまして、その団体に対して周知徹底を図ることによって、意識せざる法の違反ということが起こらないように十分配慮しております。

下請協力委員というものを全国で五十五人の方に私どもの方をお願いをいたしております。各都道府県で下請問題について最も認識の深い方、識見の深い方というものを選んで仕事ををお願いしておりますわけでございます。それから、そういう下請関係で協力団体というものも全国に五十ぐらい選びまして、それの下請法の周知徹底、遵守についての体制についての御協力をお願いしております。

下請協力委員、下請協力団体という方々が地域の実情もよく御存じでありますし、法の運用の方針ないし法の趣旨についても精通しておられるわけでありまして、そういう方々と手をとり合つて、予防行政の見地から周知徹底を図つてまいりたいということが一つ。

それからもう一つは、ただいまお示しございましたように、不況になりますと、とかく下請の関係にしが寄つてくるわけでございまして、下請法の運用に当たりましては、定期的な書面調査なり、それに基づく違反の疑いがあります場合に立入検査なり、勧告または行政指導なり、そういうものの適正、厳正ということを期してまいりたいというふうに考えます。

○中澤政府委員 中小企業庁といたしましても、下請対策の強化に努めておりますが、公正取引委員長が詳しくお述べになりましたので重複は避け

ますけれども、私どもといたしまして、五十九年度から初めて製造事業者の親事業者の番付調査に踏み切りまして、本年からは、五万六千事業所以上の全事業所に対して書面調査を行うことにしております。

また、親事業者の外注担当管理者等に対します講習会等につきましては特に力を入れて、本年につきましても、六月、七月を中心に十回以上、千人以上の担当者を集めて、主要都市におきまして講習会を開きます。そのほか、下請月間等につきましては、公正取引委員会と協力をしながら、この内容の周知徹底に努めてまいりたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 我々公明党、国民会議は、下請法の一部改正案を今国会に提出しておりますが、その趣旨は、第一に、下請代金の支払い期日を六十日以内から四十五日以内に短縮しようとするもの。その第二は、下請企業の手形の割引料負担とあるいは金融機関による歩積みの要求などを考慮して、下請代金の半分以上を現金または小切手で支払つてもらいたい、こういう内容です。第三点は、中小企業庁長官と同様に都道府県の知事にも立入検査等の権限を与えようとするもの。第四点は、親事業者が下請業者と継続的な取引関係を維持してもらいたい。こういう内容が盛り込まれておるわけですが、この法律案について、公取委員長並びに中小企業庁長官の所感だけちょっと伺つておきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 下請取引の公正化、それから下請事業者の利益の保護、これは下請代金支払遅延等防止法の基本的な趣旨でございます。私どもは、そういうことを今後とも的確に推進していく必要があるということを考えております。最近のように経済の状況が非常に変わつてまいりまして、情報化、サービス化というふうな形で変わつてまいりまして、製品の種類も変わつてまいりまして、技術も非常に革新のスピードを加えておるわけでありまして、そういう時期に、先ほど申し上げました二つの下請法の基本精神にのつと

って、どのように的確な適用を図り、どのように制度について見直しを行っていくかということ、基本的な問題であろうという認識に立っております。

ただいまお示しのありました四つの項目を含むところの公明党・国民会議の改正案でございますけれども、支払い期日にいたしましたも、現在、例えば月末に締め切りまして翌月末に支払うというように、六十日というように形では法律ができております。現実に見ておきますと、大体締め切り後二十三日かかっておりますので、か、それを直ちに十五日短縮することが可能であるのかどうか、また、そういう法制を設けた場合に、その執行が十分できるかどうかというような問題があるかというふうに思いますが、現金の支払い比率にいたしまして、大体、比較的小さい業者に対しては五三、四〇というものを現金で払っておるようであります。

現金の比率を法定いたしますと、法律は道德のミニマムということで、かえって中小零細業者に対する現金支払い比率というのが低下するおそれはないかという問題もございます。権限の委譲にいたしまして、まさにこれは地域に密着した行政に適する分野であろうというふうにも考えられますけれども、一方で、下請の保護については全国画一の基準を設けるべきであらうし、直ちに委任することがまた地方財政の実情から、人員、予算等の問題が十分伴ってくるかということも検討すべき課題であらうというふうに存じます。

いろいろ申し上げましたけれども、基本的な問題であると思ひますし、現在の経済情勢のもとで、下請法の基本精神にのっとりてどのような制度ないし運用をしていくかということは、広範かつ多角的に勉強していかねばならない。とりあえず私もいたしましては、中小企業庁、それから下請取引の当事者、専門家、地域でいろいろ商行政を展開しておられます都道府県の担当者、そういう方々の御意見を承るということから手をかけまして、研究、検討に努めてまいりたい

というふうに存じますし、現在の下請法の運用につきましても、そのときそのときの経済情勢に応じて厳正にやってみようという考えでございます。

○中澤政府委員 下請取引の適正化につきましては、公正取引委員会と協力をしながら、従来政策の拡充強化に努めてきたわけでございますが、今後とも施策の実施面につきましても着実な実行を確保していく、それにつきましても努力をしていくというところは当然でございます。

代金法改正につきましては、公正取引委員長から御答弁がございましたように、いろいろな問題を含んでおりまして、さらに慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○中川（憲）委員 いろいろ御答弁をいただいておりますが、これはここで云々するだけの時間がございます。議論の場でも主眼点についても積極的に発言してまいりたい、このように思うわけでございます。

時間が来ましたので、最後に通産大臣に伺います。

景気が回復過程にあるといっても、中小企業は内需依存度というものは極めて高いわけですね。いまだに不況の底から抜け出せないでいるのが実情であります。中小企業の重要性は私より大臣の方がよほど御存じのはずでありますので、今後の中小企業の振興について、大臣の所信、そしてまた決意、そういったものを最後に伺って終わりたいと思ひます。

○小此本國務大臣 景気が回復した、回復したと申しましても、中小企業の倒産件数は月ごとにふえていくような状況でございます。私も、私どももいたしまして、これは全く憂慮にたえないところでございます。

しかしながら、中小企業というものが戦後の日本の経済の原動力であった、また我が国経済の主眼をなすものであるということは変わりがないわけでございます。そのため、御承知のとおり昭和五十九年度の予算におきましても、何とかして

中小企業の設備投資を活発にしなければいけないということ、新しい新技術体投資促進税制というものも創設いたしましたし、あるいは厳しい中にも、中小企業関係の府系三機関の貸付規模の増大も図るなど、あるいは、このような状態ではございますが、倒産対策をどうしたらよいか、下請企業対策をいかにすべきか等の経営基盤の強化等の予算も積んだつもりでございます。あるいは新しくベンチャービジネスの振興であるとか、あるいはいろいろな新しい企画づくりもいたしましたし、今後中小企業の振興対策あるいはあらゆる面でのこれをいかに守っていくかという対策を怠りなく推進してまいり所存でございます。

○中川（憲）委員 終わります。

○梶山委員長 横手文雄君。

○横手委員 私は、まず我が国通商政策についてお伺いを申し上げます。特に繊維関係を中心としてであります。

昨年十二月、アメリカ政府は繊維輸入規制に新基準を設けたと発表いたしました。その内容は、年間輸入増が三〇％を超えた場合、また輸入量が国内生産量の二〇％に達した場合等に照準を合わせたものであると承知をいたしております。そして、その新基準に基づいて、早速我が国にも合繊紡績糸など五品目に対して、新たに輸入規制の追加を申し入れてきたと聞いております。

そこで御質問申し上げます。まず、新たに追加された五品目とは何か。次に、このようなアメリカの新基準の設定、それに伴う新たな輸入規制の申し入れに対する我が国政府の基本的見解と対処の姿勢はいかなるものでありましょうか。三番目に、さらにこのアメリカの申し入れに対して、四月の四日から七日にわたり、日米の話し合いが持たれたと伺っておりますが、この話し合いに臨み、我が国政府はいかなる態度で臨まれたのか、その内容はどうか、いかなる決着をつけようとしておられるのか、まずこの点についてお伺いを申し上げます。

○黒田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、日米繊維取り決めの規定に基づきまして、米国から協議の要請が次の五品目についてございました。その五品目は、合成繊維の紡績糸、スフ織物、合成繊維の女子用のブラウス、化合繊維の女子用のスワーツ、綿製のプレイス、こういった五品目について申し入れがあったわけでございます。これらにつきましては、先生ただいま御指摘がございましたように、アメリカの中で昨年の十二月に一定の基準を設けて、あるその数値を超えたものについては、市場擾乱を起すおそれがある危険があるというように一つの目安としたようでございまして、そういった新しい方針に基づいて、こういった多くの品目の要請が行われたということでございまして。

こういったアメリカの新しい政策につきまして、多くの輸出国から非常に批判があるところがございます。また、ガットの繊維委員会等におきましても、それが非常に繊維品輸入の規制の強化にわたるのではないかと懸念が表明されたところがございます。アメリカ側の説明としては、あくまでもそういった数字は一つの判断の目安であつて、その判断の基準は、アメリカ市場に市場擾乱の真の危険があるかどうかということと申し入れるということなんだという説明をしております。

私もいたしましては、日米繊維取り決めに基づく協議の要請でございますから、これに対しては真剣に受けとめる必要があるわけでございますが、私どもの考え方としては、果たしてそういった品目がアメリカ市場において、そのような市場擾乱を起しているのかどうかということがまず第一でございます。私どもとしては、そういう事情を起しているとは考えていないという立場で、アメリカ側の説明を徴した、こういうこと

でございます。アメリカ側としては、いろいろな説明を行うことによって市場擾乱の状況を説明しようとしているわけでありまして、現在相互になおいろいろな資料の突き合わせ等を行ひまして、決

御指摘の四月四日からの交渉におきましては、決

着をつけることなく、さらに協議を継続するんだということと別れております。次の協議日程等につきましては、改めて両国の間で話し合った上で決める、かような段取りにならうかと思っております。

○機手委員 我が国が貿易立国であり、その貿易はフリーでなければならないという態度を貫いておるといふことは、よく承知をいたしております。過般のこの委員会における質疑の中で、私は大臣に二国間協定、つまりMFAの発動についてその御見解をたまたところでごさいますでしたが、この発動もあり得るということでごさいますけれども、しかし、そのためには大変慎重の上にも慎重な御発言でごさいます。ところが、一方の国からこういったこととでどんな新しい規制をつくって、そしてこれもあれもと言われてくると、我が国としては大変なことではないか。業界の一部には、アメリカのやり方に対して、言葉は悪いかも知れませんが、例えはマーチンをやっております、最初の取り決めのマーチンルールではなくして、途中でどんなルールを変えてしまふ、これではどうにもならぬじゃないか、というような嘆きとも非難とも受け取られるような言葉も聞かれるわけでごさいます。

今、局長の方から、これらの問題についておかしなところでごさいますけれども、それら我が国の産業の実態等も十分に勘案しながら、そして我が国としては対米輸出について大変慎重な態度をとっておるし、業界の皆さん方も、厳しい中でもその活動を続けておられるわけでごさいますから、これらの点について十分に参酌をして、日本の通産省という立場で今後も態度を貫いていただきたいと思ひますが、いかがでごさいますか。

○黒田政府委員 日米繊維取引決めの枠内の協議でございまして、私もこれには誠実に対応する必要があるわけでごさいます、あくまでも規制の要求の根拠というものは、市場擾乱の真の危険というものがあろうかということでごさいます。先生御指摘のように、日本の繊維産業は、今先進国型へ脱皮しつつあるわけでごさいます。日本からの輸出がアメリカにおいてそういう市場擾乱のようなことを引き起こすような性質のものではないというふうに私も考えているわけでごさいます。そういう状況については先方にも十分説明をして、私どもの考え方が生かされるよう、今後とも最大限の努力をさせていただきますと思ひております。

○機手委員 ぜい頭張っていただきたいと存じます。次に、我が国への不正輸入に対する政府の姿勢について御質問を申し上げます。

補助金つきやダンピングといった不正な輸入によって、国内産業が実質的な損害を受けている場合に、アメリカやEC等の諸外国は、相殺関税やダンピング関税を賦課して対処しております。アメリカが昨年の初めであったと思いますが、我が国繊維製品の朝鮮輸出物税に對して二〇〇%のダンピング関税の賦課を提起し、我が国産業、とりわけこれら生産基地の業界に大混乱を引き起こした。今日では一応の決着を見たものの、いまだにその影響は尾を引いております。そして業界の皆さん方は、塗炭の苦しみの中にあるわけでありまして。近年その件数は増加し、一九八〇年以降でも数百件に上り、我が国を対象とした案件も数多く上ると聞いております。

一方、我が国繊維産業も発展途上国等から輸入の急増が問題になっており、しかも、それが公平なものであると思われる場合もあるわけでありまして。我が国の紡績協会が韓国、パキスタンと相手取りアンフェアトレードのガット提訴を行ったことは御承知のとおりであります。このように、海外諸国の不正な輸出によって国内産業が被害を受けている場合に、我が国としても厳しく対処する必要があると思ひますが、政府として、不正輸入に對してどのように対処されるのか、その見解をお伺いをいたします。

○村岡政府委員 補助金つきの輸出でございすとか、いわゆるダンピングによります輸出によりまして、輸入国の国内産業に実質的な損害が生じているという場合においては、ガットにおきまして輸入国は相殺関税あるいは不当廉売関税を賦課することが認められております。私もそういったことは、このような不正な輸入に對しては、関税定率法に基づきまして厳正に對処していくと考えております。

○機手委員 そういう精神論だけではなくして、具体的に、例えばアメリカにおけるITC的なもの、ここまではいかにしても、我が国としてもこれらの問題について具体的に取組んでおられるという姿勢はございせんか。

○村岡政府委員 私どもは現時点においてITCを設置する、そういう行政上の独立機関を設置することは必要がないと考えておりますが、いずれにしても、この不正な輸入に對して適切に厳正に對処するという基本方針に基づきまして、過日通産省内に特殊関税調査委員会というものを設置することにいたしました。これによりまして厳正、迅速にこのような問題に對処をしたいと考えております。

なお、この特殊関税調査委員会は、私どもの通商政策局長をヘッドといたしまして、貿易局長並びに関係する物資の関係局長などを委員に含めしめる構成になっております。

○機手委員 そうしますと、その委員会は、先ほど申し上げましたように、我が国の紡績協会が韓国、パキスタン等を相手取ってガット提訴という動きのときに、通産省の中にこれらの対応が全くなかったという嘆きというふうなものも聞かれたわけでごさいます。これからは業界の中で、これは明らかに不正であるというものが出てきた場合には、そして通産省に相談に行ったら、直ちにその委員会が對処するという体制はでき上がったと理解してよろしうございせんか。

○村岡政府委員 省内の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○小此木通産大臣 繊維取引の近代化は繊維工業の構造改善のために非常に重要でございす。そのため通産省といたしましては、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、繊維取引近代化推進協議会に対する指導、支援等によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございす。

○高橋(元)政府委員 ただいま通産大臣からお答えがございしましたように、所管官庁であられる通産省が、繊維工業業界における自主的努力についていろいろヒントを出され、それを支援なさるといふことが根幹であると考えておりますし、御指摘になりました問題が、今まで長い間手をかけてまいったにかかわらず成果がなかなか実らなかったというふうな経緯もございすから、ここで私どもとしても、抜本的な対策を通産省がおとりになるについて十分協力してまいりたいと存じます。

○村岡政府委員 省内外の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○小此木通産大臣 繊維取引の近代化は繊維工業の構造改善のために非常に重要でございす。そのため通産省といたしましては、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、繊維取引近代化推進協議会に対する指導、支援等によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございす。

○高橋(元)政府委員 ただいま通産大臣からお答えがございしましたように、所管官庁であられる通産省が、繊維工業業界における自主的努力についていろいろヒントを出され、それを支援なさるといふことが根幹であると考えておりますし、御指摘になりました問題が、今まで長い間手をかけてまいったにかかわらず成果がなかなか実らなかったというふうな経緯もございすから、ここで私どもとしても、抜本的な対策を通産省がおとりになるについて十分協力してまいりたいと存じます。

○村岡政府委員 省内外の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○小此木通産大臣 繊維取引の近代化は繊維工業の構造改善のために非常に重要でございす。そのため通産省といたしましては、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、繊維取引近代化推進協議会に対する指導、支援等によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございす。

○高橋(元)政府委員 ただいま通産大臣からお答えがございしましたように、所管官庁であられる通産省が、繊維工業業界における自主的努力についていろいろヒントを出され、それを支援なさるといふことが根幹であると考えておりますし、御指摘になりました問題が、今まで長い間手をかけてまいったにかかわらず成果がなかなか実らなかったというふうな経緯もございすから、ここで私どもとしても、抜本的な対策を通産省がおとりになるについて十分協力してまいりたいと存じます。

○村岡政府委員 省内外の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○小此木通産大臣 繊維取引の近代化は繊維工業の構造改善のために非常に重要でございす。そのため通産省といたしましては、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、繊維取引近代化推進協議会に対する指導、支援等によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございす。

○高橋(元)政府委員 ただいま通産大臣からお答えがございしましたように、所管官庁であられる通産省が、繊維工業業界における自主的努力についていろいろヒントを出され、それを支援なさるといふことが根幹であると考えておりますし、御指摘になりました問題が、今まで長い間手をかけてまいったにかかわらず成果がなかなか実らなかったというふうな経緯もございすから、ここで私どもとしても、抜本的な対策を通産省がおとりになるについて十分協力してまいりたいと存じます。

○村岡政府委員 省内外の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○小此木通産大臣 繊維取引の近代化は繊維工業の構造改善のために非常に重要でございす。そのため通産省といたしましては、昨年十月の審議会の答申を踏まえながら、繊維取引近代化推進協議会に対する指導、支援等によりまして、業界の自主的な取り組みを積極的に支援していく所存でございす。

○高橋(元)政府委員 ただいま通産大臣からお答えがございしましたように、所管官庁であられる通産省が、繊維工業業界における自主的努力についていろいろヒントを出され、それを支援なさるといふことが根幹であると考えておりますし、御指摘になりました問題が、今まで長い間手をかけてまいったにかかわらず成果がなかなか実らなかったというふうな経緯もございすから、ここで私どもとしても、抜本的な対策を通産省がおとりになるについて十分協力してまいりたいと存じます。

○村岡政府委員 省内外の意見を固めます場合に、先生御指摘のとおり、公正厳正かつ迅速に對処するものとしてつくったわけでごさいます。実は、紡協からの二件の問題のほかに、現在日本フェロアロイ協会からフェロシリコンにつきまして同様の提訴が三月六日になされたわけでごさいます。が、通産省においては同日にフェロアロイに関する委員会を設置いたしました。迅速に検討を開始しているところでごさいます。

○機手委員 それでは、次に参ります。国内における繊維製品の取引改善、流通近代化政策についてお伺いを申し上げます。

まず、基本的な姿勢について大臣並びに公正取引委員会委員長に御見解をお伺い申し上げます。新繊維ビジョンでは、これまで流通、取引問題が解決に向けて進展してこなかった経緯にかんがみ、政府は業界の自主的努力を積極的に支援すべく、取引準則の策定、指導の強化など抜本的対策を講ずべきであると指摘をしておりますが、これを受けた政府の対処方針はいかがでございせんか。まず通産大臣にお伺いいたします。

○黒田政府委員　御指摘のように、繊維産業の流通構造というものは非常に長い年月かかって形成されてきたものでございますし、また過当競争体質あるいはリスクを回避するための仕組み等々が重なり合つて大変複雑なものになっているというところは御指摘のとおりだと思います。そして今後繊維産業の構造改善のためには、そういった流通のところにいるメスを入れて近代化をしていかなければならないという要請は従来からござい

○黒田政府委員 本来民間の取引でございます。いろいろな構造的な要因が問題を引き起こしているわけでございます。したがって、私ども最近申しております知識集約化でございますとか、実需直結型というような主張というものは、繊維事業者自体の体質が変わってまいりました。

次に、具体的な取引問題についてお尋ねをいたします。

ゼンセン同盟は、我が国の繊維取引において返品歩積み、歩引き、取引遅延あるいは拒否など

- 1、繊維工業審議会に繊維取引公正化委員会（仮称）を設置し、公正取引準則の策定を行うとともに、返品等のクレーム処理機関の抜本的検討を実施されたい。
- 2、繊維品の生産、流通にたずさわる業界、事業者の自主的活動をうながし、業種間の取引ルールの設定や文書契約の推進などが広くなされるよう、行政指導を強化されたい。
- 3、不公正な取引行為を排除するため、行政上

の監視、指導を一段と強められたい。

このように要請を行っておりますが、これに対する通産省の見解はいかがでありますか。

○黒田政府委員 ゼンセン同盟がいろいろ調査をされた結果につきましては、私も直接お話を伺いましたし、また今ありました御要望の点につきましても伺っているわけでありませう。

まず第一の、繊維工業審議会の中に何か繊維取引公正化委員会というものをつくって公正取引原則の策定ということを行つたらどうか、あるいはクレームの問題の処理機関を考えたらどうかという御指摘につきましては、私も基本的には、繊維取引近代化推進協議会という業界団体を中心に据えながら、同時に政府の立場、そして学識経験者という方々もこれをサポートしていくといふような方々もこれをサポートしていくといふのではないかと考えております。

具体的にはこれを審議会の中にある委員会を設けることとするのが適当であるのか、あるいはかつて生活産業局長の私的諮問機関といたしまして繊維取引改善委員会のようなものをお願いしたことがございますが、そういったような形の機関を設ける方がいかにいいかという点につきましては、現在、検討をしておりますところでございますけれども、ビジョンでうたわれましたところに即しまして、取引原則というようにごいいます形で可能かどうかということについて検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、第二の、業界の自主的活動を促して、いろいろな取引ルールの設定や文書契約の推進などについて行政指導を強化せよという御指摘につきましては、私も、先ほど来たたびに出てまいります繊維取引近代化推進協議会が現在、年間二回の取引近代化推進月間というようにものを設けて、関係の方々にお集まりをいただき、最近の取引の実情に関する調査結果の発表等を行うとともに、改めて意識の高揚と申しますか、取引近代化の必要をうたっているわけでございますが、私もその会議には昨年出席をいたしましたし、

業界の自主的な活動を大いに促したところでございます。

聞くところによりますと、毛製品等の業界につきましては、既に取引ルールのようなものがありまして、あるいはニットの業界が、ひとつみんなと一緒に歩みを進めるようなことをなくして、こうじゃないうような努力をしておられるところでございまして、こういうものが成果を上げているということで、我々もそういった考え方がさらに広まるということをお願いしたいと思っております。

それから、先ほどちょっと落しました、クレームの問題につきましても、これはクレームの処理機関というものがどこにあるべきかどうかという点がございます。これも繊維取引近代化推進協議会というところの中に繊維取引紛争処理委員会というものが設けられておりまして、この活用を期待しているところでございます。

ただ、こういう問題でいつも厄介なことは、ある案件を持ち出した場合に、まず、そもそも持ち出しにくい、あるいは持ち出して解決しても、その後いろいろな波及の問題が出てくるということ、なかなか具体的なケースが取り上げにくいということがございますので、個別の極端なケースは当然、公正取引の排除ということで取り締まり官庁の手を煩わす以外にないと思っておりますが、もう少し前の段階での問題は、やはり業界全体としての何かルールというようにものが、より有効なのではないかとというふうにも考えるわけでございます。

ただ、いろいろなクレームの中で、品質上のクレームあるいは技術上のクレームということになりますと、ある一部のものにつきましては、第三者の公正な判定ということがあるいはお役に立つかもしれないというふうなこともございますので、そういった点については何か公的な機関と申しますか、そういうところがお役に立てるのじゃないだろうか、こういう御要望もございまして、そういう点については前向きに検討をしたいと思います。

というところでございます。

○横手委員 次は、公正取引委員会に對しては、前文は同じようなことでございませうけれども、具体的には、

1、繊維流通にかかわる不正な取引行為を排除するため、行政上の監視、指導の強化をはじめ、一段と有効な措置をとられたい。

2、納入側のセールスマンや派遣店員に對する、大規模小売店からの押しつけ販売や不当な応援強制を防止するため、関係業界へ適切な指導を実施されたい。

3、繊維製品の取引の公正化を期するために、排除すべき不正取引の類型を示したわかりやすいパンフレットを作成され、関係者に配されたい。

このように要請が出ておりますけれども、これに對する公正取引委員会の御見解はいかがでございませうか。

○農林政府委員 お答えいたします。

ゼンセン同盟の方から申し入れのございました事項につきましては、実は当委員会といたしましても、従来からまじめにいたしておりますが、熱心に取組んでいる事項でございまして、大規模小売業者の納入業者に對する不当な行為が排除されるよう指導に努めてきたところでございます。

百貨店とかスーパー等の大規模小売業者による押しつけ販売、不当な買いたたき等につきましては、問題がある事案に接しましたときには、個別的に是正させるとともに、社内的な実施基準などを作成させまして、再発防止のための措置をとらせているわけでございます。また、業界団体に対しては、押しつけ販売などについて自主規制基準を設定するように指導いたしまして、さらにその強化、改正を行うように指導いたしまして、これに基づいて会員を指導して是正を図っているわけでございます。当委員会といたしまして、この基準の確かな運用によりまして、不当な行為が排除されますよう指導に努めているところでございませう。

○横手委員 次は、労働省に對しても同じように要請が行われております。

1、労働の周辺問題とし、次の事項について小売関係業界を指導し、また監視されたい。

(1) 取引上の地位を利用し、セールスマンや派遣店員に對し、商品やサービスの購入を強要しないこと。

(2) セールスマンや派遣店員に對し、本来業務以外の業務応援を強要しないこと。

2、百貨店に勤務する派遣店員について労働基準法上の使用者責任を明確にされたい。また、その結果を関係事業主に周知させるとともに、適正な時間管理の徹底ならびに労働環境の改善を指導されたい。

このように要請が行われておりますが、労働省の見解はいかがでございませうか。

○野崎説明員 お尋ねのいわゆる派遣店員等は、本来派遣元の労働者でございまして、派遣元の業務を行うために派遣されているわけでございます。しかしながら、実態としましては、ただいま先生からお話のございましたように、派遣先がそういった点を十分認識せずに、本来の業務以外の業務の応援をさせるといふような点もあるというふう聞いております。

したがって、私もこの問題につきましましては、派遣型の労働全般につきまして、現在、私どもにございませう労働基準法研究会に検討をお願いしているところでございます。ゼンセン同盟からの資料もその研究会にお配りしまして御検討をいただいております。その研究会の検討結果によりまして法律関係を明確にする、そして、それに基づきまして関係事業主とその点を十分周知徹底するとともに、適正な労働時間管理等が行われるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○横手委員 ゼンセン同盟が調査をいたしましたアンケートの集約については、それぞれの省庁に配りがなされていると思ひますし、その内容も

大変膨大なものであり、多岐にわたっておりま
す。私は、これらの調査が労働組合の手によつて
つくられた、そして、これらの問題点が今まで皆
さん観念的にはわかっていただけたけれども、事実とし
てこういったものが明らかになったということは
大変評価すべきであらうし、と同時に、明らかに
なった以上、これを改革していかなければならな
いということもまた緊要の課題になってきたと思
う次第であります。

特に、派遣店員の問題等にいたしましたは、そ
この本来の事業主のところの労働組合が年間の休
日等を定めても、派遣店員なるがゆえにその休日
が消化されない、それを消化しようということに
なってくると、出先の方からいろいろとクレーム
といましようか、そういう話があつて、なかなか
できない、こういったような悩みもたくさん持
つておりますし、そしてまた、今申し上げました
ようなこともこれらの中に十分に記載をされてい
ることでございます。これらの問題について、今
御指摘をいたしましたけれども、内容については
もっともと深いものがあり、そして多岐にわた
つております。これらの実態を踏まえて、今御答
弁にありましたような方向で、これらの問題が一
日も早く解決するように、ひとつ御努力をお願い
申し上げます。

それから次に、繊維取引所の問題についてお伺
いをいたします。
かつて、繊維取引所は、全国的な売買や価格決
定として、また各企業のリスクのヘッジのため
に一応の役割を果たしてきたのであります。しか
し、今日では、実需直結型への生産流通体制に移
行しつつあり、したがって、当事者の直接取引が
ふえてきたために取引所での扱ひ量は減少してま
いりました。むしろ、投機による相場の高下
は、せつかく建て値制へと移行している現場に混
乱を引き起こして、あるときは迷惑な存在とさえ
なつてしまったと言われております。業界の各団
体も、繊維取引所の廃止を求める声が高くなつて
おります。繊維品の上場の廃止を検討すべきでは
ないかと思ひますが、通産省、いかがでございま
すか。

○黒田政府委員 商品取引所をめぐる問題につ
きましては、従来からいろいろ御議論があるところ
でございます。また、業界の一部からは、上場の
廃止というような要望も強く出されているという
ことがございます。私も、昨年の十月の、ビ
ジョンをつくり出す、答申作成の審議の過程で、
審議会におきまして広範な討議が行われておりま
す。その結果、答申の中では、繊維産業は「近
年、多品種少量化、実需直結型取引の増大等の進
展がみられ、繊維産業は五十二年提言に示された
方向」これは繊維産業が次第に取引所に依存しな
いで済むような体制ということだと思ひますが、
こういった「方向」に生産・流通体制が移行しつ
つある。「しかし、現行取引所制度の急激な改廃は、
混乱を伴うおそれがある」ので、「当面、秩序ある
取引を行うための監視・規制を行うとともに、」
「繊維業界及び関係業界は、上場廃止を含めこ
れに相応しい体制の整備を図るべきである。」とい
う御答申をいただいたところでございます。

私も、お伺いしたしましては、今御説明をいたしま
したような答申の線に沿ひまして、商品取引所と
いふものが健全に運営されるよう指導監督に努め
ますとともに、我が国の繊維産業にふさわしい体
制の整備というものが必要だ、その整備に努めた
い、かように考えているところでございます。
○横手委員 今、繊維ビジョンに示された中身に
ついて述べられたわけでございますが、廃止を含
めて検討したらどうだというような答申がなされ
ておりますけれども、今、局長の御答申の中で
は、これの育成強化も含めて、こういうような
答申にも聞こえたわけでございますけれども、通
産省としてどうお考えを向いておられるのか、今
のお答ではちょっとわかりかねますが、このビジ
ョンに示したように、なるほど、一気にこれを廃
止するということは、いろいろな混乱もあるでし
ょうし、長い歴史を持つていただけに、また抵抗
も強いことだろうということも大変理解できま

す。しかし、そういうことはあるけれども、だか
ら、急激に廃止をすればいろいろな問題は出てくる
けれども、しかし、このような廃止の方向も含め
てというビジョンを示しておられるわけでござい
ますが、通産省としてはどうお考えを向いておられ
るのか、強化育成の方なのか、廃止の方向というこ
となのか、その辺はいかがでございしますか。

○黒田政府委員 繊維産業の立場から申しま
す、今進めております構造改善が進み、実需直結
型というふうな体制が整備されますと、次第に取
引所に依存することが少なくなるだろう、こうい
う分析をしておられるわけでございまして、繊維産業
を所管する立場として申し上げますならば、次第
に取引所へ依存することが少なくなる方向とい
うものは、それ自身繊維産業にとつては必要な方
向だろう、かように私も考えております。

ただ、取引所というものは現に存在するわけであ
りますから、これの急激な改廃というものは混乱
を起こすおそれもあるもので、そこは十分配慮が必
要である、かようなことかと思ひます。

○横手委員 通産省として、現実に存在するもの
に、これが廃止の方向というのは、現実の問題と
して、なかなか言いにくい点もあるものでござい
しょう。しかし、今御答申の中で、現実に取引所
における玉の数はどんどん減つてきておるとい
う事実、これが構造改善が進んでいき、あるいは建
て値制が確立をし、実需直結型になつていくと、
やがて玉がなくなれば、その取引所のあろうはず
がない、こういうことだと、こんなぐあいに理解
してよろしゅうございしますか。

○黒田政府委員 先ほど私が申し上げました点
と、今先生がおっしゃられた点との間に、そう差
があるように私は、考えません。

○横手委員 それでは、次へ移ります。
染色業界の直面しておる政策課題について、
二、三お伺いを申し上げます。

まず、公正取引委員会、染色業界というのは御
案内のとおり、大変多額の設備をする企業であり
ます。しかし、その仕事の内容は一〇〇％下請で

あります。そこで、よく言われる親元が下請をい
じめる、こういうことがないように、下請代金支
払遅延等防止法というものが、それらのこ
とは守られているわけでございしますけれども、し
かし申し上げてまいりましたように、染色業界と
いうものは、その下請をさしてもらつておる世に
言う親企業、それは中小、零細がたくさんござ
います。

〔渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、下請をする方が規模が大きい。親企業
の方が資本的にも、人間的にも規模が小さい、こ
ういふ関係になっておりますと、仮にその下請代
金支払の問題についてトラブルが起こった場合
に、この遅延防止法を発動しようということに
なれば、それは大きいものが小さいものにやつて
はならないということになっておりますので、全
くできないという現象になっておりますが、この
点について取引委員会の御見解はいかがですか。

○興村政府委員 下請法は、下請取引の公正化及
び下請事業者の利益の保護を目的としたしまして
制定されたものでございます。その適用対象とな
ります親事業者と下請事業者の関係につきましては
は、資本金区分を設けておりまして、資本金区分
の大きいものを親事業者、それから親事業者と取
引する資本金区分の小さいものを下請事業者とい
たしまして、資本金で区分しているわけでござい
ます。したがって、この資本金区分に該当し
ないものにつきましては、ただいま先生もおし
やいましたように、下請法の適用対象とすること
は難しいということになると思ひます。

○横手委員 そうしますと、今申し上げましたよ
うに、現実には染色業界というのは、これは装置が要
りますから、当然、資本金が大きくなります。そ
して、仕事をさしてもらつた繊維会社よりも当然の
こととして、その資本金が高くなつてくるわけで
ございします。しかし、現実には完全に下請の状
態の中にございします。そうしますと、この下請代
金支払遅延防止法というものは染色業界では全く適
用しない法律である、だから、そこでいかなる取

引があるうとも、いかなる不利益を下請が受けようとも、それは全く法律のち外である、こういうことになりませんか。

○農林政府委員 ただいま先生からお話もございまして、私どもの方で答えたいいたしましたとおり、御質問のような件につきましては下請法での対応は難しいというふうに申し上げざるを得ないわけですが、染色業者と機屋との取引関係に限らず、繊維業界における取引の流れという中で見ました場合には、あるいは是正を図れる場面もあるかというふうに思われるわけでございします。したがって、具体的な事例がございすれば、また検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○横手委員 私はきょうは、具体的な例を出してということとは時間の制約がございしますからできませんが、そうすれば、仮に繊維物会社から不当な返品が染色会社に来る、その繊維物会社はなぜその染色会社にそのようなことをしなければならなかったのか、そのもとを正していけば必然的にこっちも変わるのではないかとというふうな、繊維の取引全体の中でどこかで解決できるというのはいさういうことなんでしょうか。

ただ、その場合にはそれぞれ、例えば繊維物会社と卸屋さんとの間では、これは物が رفتり来たりする完全な商取引でございしますが、繊維物さんと染色屋では、これはもう全く下請の関係であります。ですから、極端なことを言えば、言いなりにならざるを得ないような一面も持っておるわけ

でございしますが、さて、下請代金の問題について何かを言おうとすれば、たまたまおまえはすうたいが大きいからそういうことを言っているのではないんだ、したがって、法律のち外だ、私はこれはちょっと問題があるような気がしますが、仮にそれでは、下請代金の法が適用できない、しかし、そういう関係があった、そういうトラブルがあったというときには、何かそこへ発動できるような法律というものはあるものなんです、独禁法が何かの中で。

○高橋(元)政府委員 事業所間の取引が公正でなくてはならないことは、申し上げるまでもないわけではございません。不公正な取引方法を規制する法律としては、御承知のとおり独禁法があるわけがございまして、今お話しした事例が具体的にどういうものか、私どもにはわからないわけがございしますけれども、実態によりましては、例えばその中の優越的地位の乱用とか取引拒絶とか、いろいろな場合に当たるケースもあり得ようかと思ひます。ただ一般的に、お示しの事例がすぐ独禁法違反になるかどうか、これはケース・バイ・ケースに考えてみなければわからない。ただし、著しい不公正があれば、それはやはり独禁法の問題にはなり得ようとは考えます。

○横手委員 それでは次に参ります。

環境庁にお伺いいたします。三つほどございします。

一つは、これは染色業界だけではございせんが、石油をたく業界については公害負担が行われております。私は、いわゆる日本の空を汚して、そして、そのことによってぜんそくあるいはそういった病気になる人たちが、その人たちの生活の面倒を見るということとは、やはり加害者である空を汚した人たちが、つまり物を燃やしている人たちがお互いに割り勘でお金を出し合せて、その人たちに對する救済をするということは、これは基本的に正しいことだと思っております。

ただ、業界の中では、この企業の支払う賦課金がこの十年間に八十倍に達したのであります。最初は一立米一円七、八十銭だったものが、十年たった今日では百七十円ぐらいに、これは地域によって違いますけれども、はね上がってきております。業界の皆さん方は、その趣旨はわかるとして、そういうことを負担しなければならぬというところは承知しているけれども、十年間で八十倍に達し、そして、これから一体全体どこまで伸びるのだろうか、こういう大変大きな不安を持っておられますけれども、これについていかがでございましょうか。

二番目。臨調もこの公害補償制度の問題についていろいろと指摘をしたやに聞いておりますが、いかなる指摘がございましたか。

さらには、この指摘を受けて、公害対策のあり方について今後いかなる検討を進めていかれるのございましょうか。この三点についてお伺いを申し上げます。

○若林説明員 お答えいたします。

まず、先生御指摘の公害健康被害補償制度におきましては、大気系の公害患者に対する補償給付等に充てる費用につきまして、大気汚染物質を排出する工場、事業場に、汚染負荷量賦課金ということとその負担を求めていることは御指摘のとおりでございします。

ところで、この賦課金の額を算定するためには、硫酸酸化物の単位当たりの負荷量をまず定める必要があるわけがございまして、この負荷量は、所要経費が増加いたしました。また、汚染物質でございします硫酸酸化物が全体として減少する場合には負荷量を上げざるを得ないという関係になっておるわけがございします。そういう意味におきまして、賦課金の増加が、先ほど御指摘の負荷量の八十倍という話ではございせんけれども、負荷量そのものといいたしましては、御指摘のような数字になっておることはそのとおりでございします。

いずれにいたしましても、この制度が昭和四十九年に発足いたしました当初より現在までのところ、補償給付等のための所要経費につきましてかなりの増加をしてきたわけがございまして、これは主として、制度発足当初の数年間におきまして、この制度による患者救済が大きく進んだというところによるところが大きいと考えているわけがございします。

そこで、この間の患者数の推移を若干申し上げますと、前年同期比で見ますと、制度発足当初は数十%というように伸びて患者数が伸びておったわけがございしますが、ここ数年では三、四%の伸びということで、全体として落ちつきは見せて

きておりまして、四日市、大阪市などのように、既に患者数が減少に転じているというような地域もあるわけがございします。したがって、こういう傾向は賦課金による企業の負担にも当然反映してくるものと考えておる次第でございします。

環境庁といたしましては、今後ともこの制度の趣旨、今申し上げました執行の状況というように、企業の方々によく御説明し、一層御理解を得るような努力をいたしてまいりますとともに、制度の適正な運営に努力したいというふうに考えておるわけがございします。

御指摘の第二点でございしますけれども、昨年三月、第五次の臨調の最終答申におきまして、この公害健康被害補償制度に關しまして、まず「今後とも制度を維持しつつ科学的見地からの検討を進め、第一種指定地域」これは今御指摘の大気系の疾病にかかわるものでございしますけれども、「第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化を図るとともに、レセプト審査の強化等により療養の給付の適正化を進める」ということが指摘されたわけがございします。

そこで、第三点の御質問にございします、これを踏まえてどうしていくかということがございしますけれども、まず、この指摘されている内容のうち「第一種指定地域の地域指定及び解除の要件の明確化」ということにつきましては、実は従来から各方面から問題提起がなされてきたわけがございまして、環境庁におきまして、かねてからこのために必要な調査を行ってまいりましたところでございます。そこで、昨年の十一月、これらの調査データをとりまとめましたので、その結果を中央公害対策審議会に御報告するとともに、大気汚染の態様の変化を踏まえまして、今後における第一種地域のあり方ということで、地域指定及び解除の要件の明確化等につきまして諮問を行った次第でございします。

これまで中公審の環境保健部会のもとに設置されました専門委員会におきまして、大気汚染と健康被害との関係をどう評価するのかというように

ことにつきまして審議が行われてきておるところでございまして、環境庁といたしましては、この中公審における検討の結果を見まして適切に対応したい、かように考えておるわけでござい

それから、臨調の指摘の第二点目の「療養の給付の適正化」ということにつきましては、これはまずこの制度の運営の適正化を図るという観点から、昨年末は五月にレセプトの重点審査方式の採用、事務点検の充実等、診療報酬審査の充実につきまして、通知をもって各県市区に指示したところとございまして、今後とも療養の給付の適正な執行ということに一層努めてまいりたい、かように思っております。

○横手委員 与えられた時間でございまして、これで終わりますが、最後に通産省に要望だけ申し上げておきたいと思ひます。

染色業の振興対策でございまして。世界的な有数の技術を誇っており、しかし、一方では経営環境、今申し上げましたような公害対策等で大変な負担の急増をいたしておるところでございまして。我が国の繊維産業を先進国型産業として育成していくために、染色業も重要な部門の一つと位置づけて、その振興を図るべきだと考えております。どうか適切な御指導をお願いを申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○堀山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

通商産業の基本施策に関する件について調査をするため、本日、参考人として石油公団理事松村克之君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○堀山委員長 それでは、質疑を続行いたします。小沢和秋君。

○小沢(和)委員 初めに、前回私が新日鉄の合理化の問題で質問をいたしましたときに、十分意を尽くさなかった問題がありますので、労働省の方にお見えになっていると思ひますので、お尋ねをしておきたいと思ひます。

今いわゆる社内配転などと並んで大量の出向が各地で発生して、これが大きな職場の不安や不満を引き起こしているわけでありまして。この点について、前回労働省としての指導を要請しましたところが、そういうことがあるとは承知していないというふうなお答えであります。その後、私、労働省が毎年発行しております白書をひっくり返して見たのですが、その中でも雇用調整の手段として出向が行われているというふうなことは書いてあるわけでありまして、知らないというふうな答弁ではちょっと困るわけでありまして。

特に、私があのとき取り上げましたのは、新日鉄八幡から本工の人が四月一日から出向で四十名社外に出されたわけでありまして、その出向先に含まれている岡崎工業とか太平洋工業などでは、一方で希望退職という名前を首切りをやったばかりだということでもあります。

ここに三月九日付の現地の朝日新聞の切り抜きを持ってまいりましたけれども、ここには「三度目の退職勧奨へ 岡崎工業 管理職中心に百人程度」ということで、こういうような記事が現地の新聞にも載っておるわけなんです。あるいは太平洋工業というところも、去年の十二月に戸畑二分会というところが休止し、あるいは十二月に八幡六分会というところが休止というふうなときに、いずれも希望退職を募ったりして首切りが行われているわけなんです。こういうところに出向せよと言う。そうすると、出向を言われた本人も大変将来のことについて不安でしょうし、出向を受け入れる側の企業にしてみても、そういうふうな人を押しつけるためにおれたちの仲間を首を切るのかというところで、これもまた非常におもしろくないでしょう

し、だから、私どもはこういうような首切りなどについては、労働省としてそういうことは起こらないように指導していただきたい。

特に、労働者は就職するときには、その会社で働く契約をするのであって、その会社の命令さえあればよその企業に行っても働きますなどというふうなことは、普通、私は契約の内容に含まれてないと思うのです。だから、本人がイエスと言わない限り、そういう出向などというのを勝手にさせることはできないというふうな点については、特に労働省としてはっきり指導をしていただく必要があるんじゃないかと思うのです。その点明確な答弁をお願いしたい。

○佐藤説明員 御説明申し上げます。

三月の二十三日に開かれました本委員会におきまして、私から御答弁申し上げましたが、そのときの議事録を見ましても、私はこのようにお答えを申し上げております。

御質疑の中で、鉄鋼業を取り巻く環境は大変厳しいものがある。そこで鉄鋼業等では、雇用量の調整を図るための措置をとっており、その中の一つとして出向がある。出向については、鉄鋼業が関連企業からの要請を受けまして、労使協議のもとに出向させるというふうに承知いたしております。このようにお答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、出向は、鉄鋼業におきましては大変経済環境が悪い、企業を取り巻くものもろの情勢が厳しいということから、所定外労働時間を短縮いたしますとか、そうした雇用量の調整をとるとともに、出向という措置をとっているわけでございますが、その場合の出向につきましましては、労使間の協議に基づき、また相手方の出向先の企業からの要請を受けて行っているものであって、そうしたことについては、鉄鋼業界の自主的な努力にまかしたいと思うわけでござい

持っているわけでありまして、そうした施策を十分に活用して、全体として雇用の安定が図られるように努めてまいりたいと考えているわけでござい

最後のお尋ねの、労働者の合意といいますが同意といいますが、そうしたもののことにつきましては、鉄鋼業におきましては、出向に当たり労使の間で話し合いを行い、労働協約なりその他によりまして合意があった上で行われているものでありまして、その点に関しては、私どもは、そうした労使の自主的な解決によつていいんではないかというふうな考えをしております。

○小沢(和)委員 今のような考え方いくというのと、労使の間で包括的な、いわゆる話し合いというのが行われておれば、本人がそういう首切りが行われているようなところには自分はいくのは嫌だというふうな言つても、労働省はそれは当然だ、行くべきだと、こういうふうなお考えだということですか。私は、そういうふうな場合に、本人が嫌だというふうな言つた場合には、守るのが労働省の役所としての立場でなければならぬのじゃないかと思うのですが、その点がどうか。

それから出向の問題については、既に最高裁判所の判例などもあるというふうなことを私も聞いておりますけれども、その点どういうふうになっているかということもお尋ねしておきたいと思ひます。

○野崎説明員 お尋ねの判例の点についてお答え申し上げます。

出向に関する判例は、過去いろいろございまして、最近の傾向といたしましては、労働協約あるいは就業規則に出向についての根拠規定がある場合には労働者が包括的に同意しているものとして、出向労働者の個別、具体的な同意はなくても、使用者は出向を命ずることができるという判例が多いというふうな承知いたしております。なお、お尋ねの最高裁の判例でございましてけれども、これは就業規則に明確な出向についての根拠規定がございまして、就業規則には休職規定

がございまして、その中に休職の一つの理由として出向ということが挙がっていただけのケースでございます。したがって、こういう不明確な場合には、包括的な合意があったとは言えないというのが最高裁の判例の趣旨であるというふうに承知しております。

○小沢(和)委員 そうすると、労働省という役所は、今言いましたように、現に行けと言われているところで、百人からの、希望退職という名前が事実上の首切りですね。しかも三度目の首切りだということにこの記事を読むと書いてある。こういうようなところでも、行けと言われたら、もう包括的同意があるから行け、それは妥当な会社の指示だという見解ですか。そうだとすると、もう労働省という役所の存在意義が疑われることになりはせぬかと私は思うのですが、そういうふうには私は理解していいのでしょうか。

○佐藤(明)委員 お答えいたします。

鉄鋼業から出向いたします際に、そうした労働協約とかその他があり、それがそうしたものに基づく合理的なものであれば、その出向は、それ自体私どもとして特段の意見を申し述べるべきものではないと思います。

○小沢(和)委員 そういう労働者なら、もうこれから労働省に対して余り大きなことを期待することはできないということが私はよくわかったというところだけ申し上げて、この問題は余りやりとりしていただくと次の質問に関係するから、この辺でやめておきたいと思っております。

きょう、特に私がお尋ねしたいと思っておりますのは石油備蓄の問題であります。とりわけ私の地元白島という島があるのですけれども、ここに世界で初めての海上の石油備蓄基地が建設されようとしております。このことに特に重点を置きながら質問をしたいと思うのですけれども、今度の五十九年度予算で、石油の国家備蓄の新事業として白島など三カ所の着工が決定されたわけでありまして、これからの事業の工期がどうなっているかということをお尋ねをしたいと思

います。

国家備蓄三千万キロリットルの達成を六十五年度までに二年間ペースダウンをさせるということになっておりますけれども、そうすると、工期も全体として、今度着工することは方針として決まっておりますけれども、おくれることになるのではないかと、この点、どうでしょうか。

○松村(参考人) お答えいたします。

五十九年度の予算で、今先生からお話のございましたように、九州地区で洋上備蓄二カ所が工事を再開するといいますが、開始するということでは、またそれ以外に、新しい備蓄基地を一カ所建設することが予算上認められたわけでございますが、これをいつから開始するかどうかという点につきましては、現在まだ予算が通ったばかりでございますので、今後関係方面とも折衝しながら、できるだけ速やかに工事を開始してまいりたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 さっきも言いましたように白島というのは私の地元なので、いつごろから工事に開始するのとか、今年度はどれくらい工事をやることになるのかとか、しよっちゅう尋ねられるのですが、少し前に石油公団がおつくりになった工程表というのを私は現地で見せていただいたことがあるのです。これによると、着工することが決まったらすぐケーソンヤードの仮設の工事にかかる、それから二月目には船だまりの防波堤やドルフィン防波堤などの建設及び北、西などの護岸などの工事に着手するということなので、全体として三十七カ月ほどで完成する、こういうような工程になっているのです。そうすると、今年度着工するということは、ゴーという命令が出たら大体この工程でいくであろうと見ておいていいのですか。

○松村(参考人) 私は今極めて一般的に申し上げたわけでございますけれども、白島について若干詳細に申し上げますと、公有水面埋め立ての認可が出ましたのが本年の二月二十七日でございます。い

て、その免許が三月二日に出ているわけでございます。その他の水域占用許可あるいは危険物貯蔵所の設置許可等も同じ日になされております。したがって、本体工事はまだ若干時間がかかりますけれども、附帯工事と申しますか、北九州市が施行する基地の、陸上管理ヤード造成のための仮設基地と申しますか、仮設ヤードの整備工事については本年の二月から北九州市の方で着手しているわけでございます。五十九年度につきましても、北九州市はこの管理ヤードの造成工事を本格的に開始すると伺っております。また、国家備蓄会社が担当しております工事については、基地の防波堤工事に着手するといふ予定でございます。いつまでかかってこれを完成するかという点については、なお詳細今後の問題でございますが、私どもの現在の考えとしては、昭和六十五年までにこれを完成したいと考えております。

○小沢(和)委員 そうすると、さっきの私が見せていただいた工程表よりは全体としてスピードアップするということですね。

○松村(参考人) 先生の今お話しのごさいますたスケジュール表というのを私拝見しております。その中で何とも申し上げられませんが、それは一部分で、例えば護岸なら護岸といったようなものではなにかと思っております。三カ年ではなかなか難しいところだと思います。(小沢(和)委員「三年半」と呼ぶ)今のところ昭和六十五年ということ考えております。

○小沢(和)委員 それから、地元で非常に期待の声を私が聞かされるのは、何といっても経済効果、とりわけ雇用の問題だと思っております。市議会などでは百万人の、これは延べでしょうけれども、雇用効果があるというふうなことが言われているのですが、実際にどれだけの雇用効果が期待できるのか、それもお知らせください。

○松村(参考人) 雇用の問題につきましても、これは実際の問題としては競争入札といったようなことで、それぞれ企業が行うわけでございますので、正確な数字を算出するのは難しいわけでございますけれども、私どもの考えとしては、建設の

ための現地の作業員は、ピーク時には一日二千人程度ではないかと考えております。

○小沢(和)委員 その一日二千人というのは、実際に工事が行われるあの白島周辺でそんなにたくさんの方が働くことになるのでしょうか。そのピーク時というのは何カ月あるいは何年ぐらい続くのでしょうか。

○松村(参考人) これまで、例えば青森県のむつ小川原石油備蓄基地で作業を行ったわけでございますけれども、この場合には、現地でピーク時に五千近い人を使っております。これは一月間、一番ピークの月でございます。

また、北海道の苫小牧東部のプロジェクトを進めているわけでございますが、この場合には、ピークの月に一日二千五百人使っているといったこと、こういうことから推定をいたしましたわけでございます。

○小沢(和)委員 陸上と海は違うわけですね。陸上でしたら整地するとか道路をつくるとか、あるいは油を貯めるタンクそのものもその現地で工事をやるわけでしょう。ところがあそこは海ですね。我々が考えてみると、小さな部分をちょっと埋め立てをして、あとそれに泊地をつくって護岸の堤防をつくる、地元でやる工事はせいぜいそれくらいなんです。船を、多分日立だろというところと問題になりましたけれども、向こうから持ってくるということになりますと、せいぜいのところ石をよそで切り出してその船に積んできてあそこでひっくり返して捨てる、この関係で幾らか雇用が生まれるかな、それ以外に雇用の期間に発生するというのがちょっと私には理解できないのですが、その二千人というのはどんな形で仕事をされるんでしょう。

○松村(参考人) 先生今お話しございましたように、これは洋上備蓄でございますので、例えばむつ小川原の今申し上げました五千人数に比べれば、大分少ないだろうと私も考えているわけでございますが、そういったにしてもやはり相当な作業、例えばしゅんせつでございますとか埋め立

て、あるいは基礎等にも作業人員を必要とするわけでございますが、大体推定いたしまして二千人程度ではなからうかと考えております。

○小沢(和)委員 あそこではピーク時二千人の人が働くとおっしゃる、例えはしゅんせつとか挙げられましたけれども、そういう人たちが地元で採用されるのかといったら、よそから連れてくるような人が相当おつて、実際に地元で、臨時にしろ何にしろ雇用機会を得るといふ人はそれよりずっと少ないことになるんじゃないですか。

○松村参考人 例えて申しますと、これも青森の例でございますが、青森のむつ小川原の場合には約半分が現地の雇用になっているわけでございます。白鳥の場合には、単純労働というより、むしろ技術的には非常に高い労働力が必要とされると考えるわけでございますが、ただ、青森県あるいは北海道等には北九州というのとは非常に大きな工業基地でございますので、そういう点ではむしろ北九州の方が有利ではないかと思うわけでございます。

○小沢(和)委員 技術的に高い労働力が必要という点になれば、なおさらそれぞれの企業がかねてから養成しているような人々を全国的にえりすぐってあそこ投入するという点になって、それが主力で、地元でごく臨時的に若干の雇用は生まれるかもしれないけれども、それは先ほど言われた二千人とかいう中のごく一部分にしかないのじゃないでしょうか。

○松村参考人 そういふ点につきまして私どもは、北九州というのは非常に大きな工業基地でございますし、青森あるいは北海道等と比べてそういう労働力の確保が容易ではないかと考えるわけでございますし、また、先生のお話のような点で、地元雇用が大して期待できないということがあつては非常に問題でございますので、今後工事に当たりましては、そういう実際に工事に当たる企業に對しまして十分指導いたしまして、地元雇用を確保していききたい、かように考えております。

○小沢(和)委員 では、次の問題をお伺いしたいと思ひます。

かねてからの白鳥の石油備蓄基地については政治家の介入などの疑念が指摘をされているし、また今日のような財政危機のときに、国民にはいろいろな形でしわ寄せがされる。今も健康保険の本人に負担を押しつけるということが問題にもなつておりますけれども、こういうようなときに、どうしてまた新たに白鳥とか上五島などという膨大な金のかかるプロジェクトをスタートさせなければならぬのかという疑問を感じざるを得ないわけでありまして、今までの石油備蓄事業に一体どれぐらいの国としての予算をつぎ込んできたか、今後三千万キロリットルの国家目標を達成するためにどれぐらい必要なかといふことをこの機会にお尋ねしたいと思ひます。

○豊島政府委員 先生ただいま御質問の、三千万キロリットル国家備蓄についてどれぐらいの金が既に投入されているか、また今後要するかといふこととでございますが、原油の購入資金といたしましては、五十八年度末までに量的には千五百万キロリットルを確保しているわけでありまして、大体五千八百九億圓、それから五十九年度以降の積み増しが大体七千九百億圓、両方で一兆四千億圓くらいになるかと思ひます。それからもう一つの基地建設の資金でございますが、五十八年度末までに三千六百六十二億圓という資金を投入いたしております。それから今後五十九年度以降でございますが、大体一兆七億圓、一兆を超える数字でございます。ましては、両方合わせまして、基地建設としましては大体一兆五千億圓、こういうことにならうかと存じます。

○小沢(和)委員 そのほかにも民間の石油備蓄の關係でかなりのお金を投入するわけですね。これも念のためどれぐらい今までつぎ込んできたか、今後の見通しもお尋ねしておきたいと思ひます。

○松尾政府委員 現在国家備蓄の推進に当たりましては、ただいま申し上げました原油の購入資金、それから基地の建設につきまして主として民間

間の資金を借り入れて、その利子分を特別会計で負担するという仕組みをとつておりますけれども、今先生お尋ねの、例えは備蓄の国家基地の建設に当たりまして借り入れた資金の額という点で申し上げますと、きちんとした実績が出ております五十七年度までの数字で申し上げますと、九百七十五億圓の借り入れ実績がございます。今後につきましては、先ほど長官が申し上げましたような、全体の資金需要の中で実績値と今後の計画というのが区分されることになるわけでございます。

○小沢(和)委員 今言われたのは民間の石油備蓄關係の中の一部分でしよう。私がいたたいっているのは、こつちは五十九年度までの資料ですけれども、いわゆる石油を買うのについての利子を補給するのやら、そのほかの貯蔵施設の建設のための出資やら、補給金やらといふのを加えたら、全部で今までに二千三百二十一億圓出していることになりまして、私、そんなことに時間を余りとりたくないから、あなたの方からいたたいっている資料のとおりならそういうことになるかといふことを言つておきたいと思ひますが、いずれにしろ今までも相当膨大な金をつぎ込んでまいりましたが、これからまだまだ膨大な金をつぎ込まなければいけません。それで、では三千万キロリットルの達成がなされた場合には、もうそれでお金が出なくなるかといふと、今のお話にありましたように、例えは原油など買い入れたるものは全部借金で買ひ入れられているわけですね。利子を払つていくわけでしょう。そして、考え方としては、こういう原油は民間に對して売つたりするやうな事態にならない方が望ましい、未来永劫にこれはずっとタンクに入れたままでおられる状態が望ましいといふのがあなたの方の考え方でしょう。それは当然そうですね。そうだとすると、ずっとそのための利子を今後も払つていかなければいけない。あるいはタンクなどの建設のお金も五十七年度からは借金でつくるやうにして、これも利子だけ払っていく。そうすると、民間の普通の考え方では、これは減価償

却をしたり、あるいは借金を返したりしなければいけないように、これは建設が終わつたら、しますね。そうすると、それから先も、三千万キロの備蓄が完了してから後でも、ずっとそういうようなお金が相当にかさむなというふうには私は思ふのですが、こういうようなことを試算されたことがありませんか。大体、年々どれぐらいずつ、今後どれぐらいずつと払っていくことになる見通しをお持ちですか。

○豊島政府委員 今おっしゃいましたように、原油の購入、これも借入金で、利子補給でございます。それから基地の建設も借入金でございます。それから、そういう利子の問題あるいは基地を借りる場合に基地の借入料といふのを払わなくちゃいけないといふことでございます。

ただ、これの毎年の金額がどうなるかといふこととでございますが、これにつきましては、原油の備蓄につきましては六十三年度までに三千万キロリットルという一つのスケジュールがございます。基地も目標年次がありますが、毎年どれぐらいう出るか、あるいは借入金の返済をどうするかといふような、いろいろの状況がございますので、具体的に今の段階ではっきりしたことは申し上げられません。ただ、非常に大胆な計算をいたしました、たしか別の委員会、あるいはこの委員会だつたと思ひますが、申し上げたと思ひますが、四千億ぐらい、ピークのとき、一番たくさん金のかかるときにはそれぐらい要するといふ計算もできます。

ただ、その返済の仕方を考えるとピークが三千万億といふことになるか、それから、だんだん償却その他で返していくことになるか、減つていく、こういうようなこととでございます。再度申し上げますと、ピークには四千億ぐらいいくことも考えられる、こういうことでございます。

○小沢(和)委員 この三千万キロリットルの計画がちょうど完成した時点で、国が抱える借金は全部でどのぐらいになるのですか、それをどんなふ

うに払っていくと、今言う四千億というような数字が計算されるのでしょうか。

○豊島政府委員 先ほど申し上げましたけれども、大体備蓄の原油代が一兆四、五千億、それから建設費が一兆四、五千億というところで、両方で三兆というところでございます。したがって、三兆と残高がそのまま残ってあれば、一部借入金でないのもございまして、それぐらいまではいかうかというところでございます。しかし、現に減価償却では当然返済ができませんし、そのほかの返済財源というものは、その方が効率的なこともございす。そういうことでございまして、実際問題はそれよりは相当下回る数字になるというふうに考えております。

○小沢(和)委員 IEA加入諸国が日本よりも余計備蓄を持っている、最近の数字でいきますと、百六十七日分というようなことが言われて、何かそういうような国々の方がよほど石油備蓄に熱心で、お金もたくさん使っているような感じを私、持たされてきたのですけれども、政府としてこれほどたくさん財政を通じて備蓄のために投入しているような国はほかにはないのじゃないですか。

○豊島政府委員 国によっていろいろ違うわけでございます。どのくらいの資金をそれぞれ国として出しているかという点については、はっきりしない点もございまして、ただ、西独等におきましては、低利の政府保証というようなこともいたしておりますし、法人税、営業税、資産税等の減免という点を民間の備蓄について義務づけております。

それから、フランスあたりでは、備蓄費用、これは価格を政府が決めている。物価統制といいますが、これはだんだん外れてきておりますが、エネルギーその他、まだ一部に残っております。そういう中で備蓄費用を含むということで民間備蓄をさしております。

アメリカの場合におきましては、御承知のように民間には備蓄義務を課しておりませんけれども

も、国がみずから特別な戦略備蓄という、これは戦略という言葉でございしますが、決して軍事的目的ではございせん。経済安全保障のための戦略備蓄といたしてございまして、既に三億八千万バレル、将来七億五千万バレルですか、そういう備蓄をみずからやるということでございまして、これは自身は政府が全部負担してやっております。そういう意味で、国によって形態は違いますが、アメリカあたりは相当支出をしておる、こういうことは事実でございまして。

○小沢(和)委員 そういうような関係について私も資料を探してみたいのですけれども、どうもここで議論をできるほどの資料はないですね。だから国がどの程度の支出をしておるかというところはよくわかりませんが、私が資源エネルギー庁石油部が監修した「石油産業の現状」という数年前の資料をひっくり返してみたら、その中に「欧州主要国の備蓄制度」というのがあります。これを見てみますと、今あなたも言われていたけれども、国の備蓄のことは余り書いてないで、そこはわからないのですが、民間などに対する備蓄の助成を言えば、フランスは政府の助成なし、西ドイツも政府の助成があるわけじゃなくて、積立金の創設などがちよつと認められているという程度ですね。イタリアもイギリスも政府の助成はないのです。だから、これから類推しても、国がどれだけお金を投入しているかということになると、日本ほどに、こういう今財政危機だと言われている中でお金を投入している国はほかにはないのじゃないかというふうに私は思わざるを得ません。

そこで、きょうは時間厳守ということをお約束をしておるから、ここで質問をまともなと思うのですが、今これだけ財政危機の中で、しかも、去年の暮れに出されております「長期エネルギー需給見通し」などの中でも、エネルギーの量的な確保だけでなく、エネルギーコストについても過大な負担を課するようなことがあってはならない、その点も今後は十分考えていくべきだというふうな指摘があつておる時期に、こういうような、またまた新たに白鳥などの工事まで手がけて、これからまたどんどん借金まで雪だるま式に膨らましていくというようなことが、果たしてエネルギーの安全保障という名前前で国策として漫然と許されるものなのかどうか、私、最後に大臣の所見をお尋ねをして、きょうは終わりたいと思ひます。これについては引き続きやります。

○小此木国務大臣 これは私はたびたび申し上げていることとございまして、第一次あるいは第二次石油ショック以後、省エネルギーの推進あるいは代替エネルギーの開発等々によりまして、石油の需給が非常に緩和してきたということは事実であります。しかしながら、そういう中で我が国にいたしましては、石油供給の多角的なあり方ということをいたしまして、まだまだ中東における原油の依存度が七〇%を超えるという状態にあるわけとございまして。

○梶山委員長 内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。小此木正する法律案を議題といたします。小此木

通商産業大臣。割賦販売法の一部を改正する法律案「本号末尾に掲載」

○小此木国務大臣 割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、割賦販売等に係る取引が急速に多様化、拡大を示しております。こうした取引は、代金の分割払いにより、高額な商品の購入を可能とするものであり、今後一層その利用が国民の消費活動に浸透し、より豊かな国民生活の実現に貢献していくものと考えられます。

しかしながら、割賦販売等に係る取引の拡大に伴い、消費者とのトラブルも増大してきております。特に現在、購入者保護のための法による措置がとられていない割賦購入あっせんについては、割賦購入あっせん業者が購入者と販売業者との間に介在する複雑な形態の取引であることからトラブルが多発しております。

このような状況からは、割賦販売等に係る取引につき、一層の購入者保護を図ることにより、国民が安心してこれらの取引を利用し得るよう法による措置を充実することが急務となつております。このため所要の法改正を行うべく、本法律案を提案した次第であります。

販売業者に対して主張できる事由をもって、割賦購入あつせん業者からの代金の支払い請求に対抗することが出来るものとするものであります。

すなわち、商品の引き渡しがない場合や引き渡された商品に瑕疵がある場合等には、購入者は割賦購入あつせん業者からの代金の支払い請求を拒むことが出来るものとするにより、購入者保護の徹底を図るものであります。

第三に、支払い能力を超える購入の防止及び信用情報の適正な利用等を図ることにより、購入者がその支払い能力を超えて商品の購入を行うことがないよう、正確な信用情報に基づき販売活動を行うべきこと、また、信用情報機関及び割賦販売業者等は、信用情報を購入者の支払い能力の調査以外の目的に使用してはならないこと等を規定したものであります。

第四に、指定商品の対象として消耗品を加え得ることとし、また、いわゆるリポリング方式による割賦販売等も法の対象に加えたことにより、すなわち、近年、割賦販売等に係る取引が増加している消耗品をも本法の適用対象とするため指定商品の定義を改正し、また、割賦販売等に係る取引の代金支払いの一形態として近年増加しているリポリング方式につきましても、明示的に定義規定に追加したものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○梶山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○梶山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選及び日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○梶山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

午後二時三十分休憩

午後三時四十二分開議

○梶山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について質疑を続行いたします。

○水田委員 通産省が委託費として年間大体七億円ほど、科学技術庁が二億円弱ですが、約九億円の委託費を払っていわゆる放射性廃棄物の処理の研究をやっておる環境整備センターというのがあるわけですが、これは一体どういう目的で設立されて、今具体的にはどういう調査なり実験をやっておるのか、まずお伺いしたいと思います。

○松田政府委員 お答えいたします。

原子力環境整備センターは、主として低レベル放射性廃棄物の処理、処分に関する研究開発及びその成果の普及等を通じて放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理、処分体制の確立を推進するといふことが主要な目的で設立されたものでございます。

現在この整備センターが行っております事業は種々ございますが、ただいま先生がおっしゃいましたように、国、それも通産省や科学技術庁及び電気事業者等からの委託を初めといたしまして、自主的な研究開発を行っておるわけでございますが、大きく申し上げますと、海洋及び陸地処分の試験研究、それから極低レベル廃棄物の処分の研究、それから安全性実証試験と申しまして、実際の低レベル廃棄物を処理、処分いたしますモデルの設備等につきまして安全性試験、その他いろいろなフィールドビリティにつきまします机上の調査研究あるいは一部現地等の実際の場所におきまして、いろいろなデータその他を得るような基礎的な実験というふうなことをやっておるわけでございます。

○水田委員 財団法人ですから、何といひますか、それを構成しておりますものはどういふものが主体になっておるわけですか。

○松田政府委員 この財団法人の出資金は九電力会社から出されておるものでございます。役員等の構成はいろいろ元電気事業者の人、メーカーの人、あるいは官庁の人、あるいは試験研究所にいたる人等から構成されております。

○水田委員 このセンター全体の予算を見ますと、約六〇％が通産省と科学技術庁の委託費、それから民間の委託費等、そして残りがこのセンター独自の研究費ということになっておるわけですね。そうすると半分以上がとにかく国の委託事業ということですから、国がどういふ事業を委託するかどうかということは、全体的な調査研究の一つのスケジュールを組んで、その中でこれは独自の研究、この部分は通産省が持とう、あるいはこれは科学技術庁が持つというふうなことになると思うのですが、全体的な調査研究の調整というのはいわゆる委託費を組む場合にどういふ形でやられておるのですか。

○松田政府委員 委託費と申しましても国の予算でございますので、原子力に關します予算につきましましては、それぞれ所管する省庁、主として科学技術庁及び通産省で第一義的には原案をつくるわけでございますが、その各省庁の調整に当たりますては、原子力委員会におきましてヒアリングを行い、もちろん相互の省庁の間で相談もするわけでございますけれども、総合的に調整いたしました案を持って大蔵省に出しているということでございます。

○水田委員 もちろん国の予算はそうでしょうが、このセンターがやる全体計画というのがありますね。もちろん独自だから勝手だということはないと思うのです。それは全体的に放射性廃棄物の処分の研究がある程度バランスをとりながら進んでいく、そういう中で通産省はこの部分の研究の委託費を出そう、科学技術庁はこう、そして独自に、あるいは民間の委託もありまうから、それは電力会社が持つて出そう、そういう調整はどこがやるのですか、こう言っておるのです。

○千々谷説明員 お答え申し上げます。

委託費でございますので、本来これは国がみずから行うべき性格の事業を、それにふさわしい団体に委託して行うということでございます。科学技術庁では現在この環境整備センターに四つの項目の事業委託を行っております。そのうちの二つは海洋投棄に関するものでございまして、残りの二つが、一つは陸地処分のモニタリング手法に関するもの、もう一つが固体廃棄物の処分技術に関するものでございます。

この整備センター全体の事業計画につきましては、内閣総理大臣と通産大臣が所管大臣でございまして、毎年度事業を始める前に事業計画の届け出をもらうということになっております。ただし国がこのセンターに委託費を出す場合におきましては、事業の内容が重複しないように、原子力委員会の場で調整された予算が組まれているということでございます。

○水田委員 そうしますと、委託費だけではなくて、科学技術庁か通産省かどちらかわかりませんが、このセンターのやっておる他の委託ですね、国の委託していない事業、あるいはセンターが独自にやっている調査研究についても、大体それはもう掌握しておるわけですね。そういうぐあいに理解してよろしいわけですね。

○千々谷説明員 御質問の、センターが国以外の者から委託を受けたもの、またはセンターが独自でやっているものにつきましては、通産省及び科学技術庁とも承知しております。

○水田委員 国の委託というのは補助金ではなくて委託ですから、まさに本来国がやるべき事業なんです。このやった実験調査の結果、データでつか、あるいはその成果というのはいくつかの形で通産省なり科学技術庁なりへ報告という形になるのか。

それからもう一つは、具体的な処分地の選定を事業者が申請した場合に、科学技術庁なり通産省の判断材料というのは委託だけでは十分なデータにならないと思います。これは当然、センサー独自でやっているものも含めた総合的なデータを持つた上でなければ行政的な判断ができないのじゃないかと思うのです。その部分はいいのです。委託した部分については、これは補助金ではないのですから、出しっぱなしということではないので、成果は当然科学技術庁なり通産省に返ってこなければならぬ。それはどういう形で返ってくるのかですね。

○松田政府委員 国から委託費を出したものに付きましては、これは各省庁とも同じだと思いますが、その成果につきましては、成果の報告書をお願いしたいことになっておりまして、毎年成果の報告書の報告をいただいております。

○水田委員 そこで、こういう調査の中で、岡山県の川上郡に成羽町と備中町という二つの町にまたがります。金平鉱業の山宝鉱山というのがあるわけですね。ここで五十六年から五十九年、ことしで終わるようでありまして、石灰岩を採掘してある坑道の中で、低レベルの放射性廃棄物の処分に関する実験を行われているわけです。これはこの委託事業の中に入ります。

○松田政府委員 先生が今おっしゃいました山宝鉱山におきまして低レベル廃棄物の処分場に関します調査は電力会社の委託しているものでござい

○水田委員 先ほどの質問に対するお答えで、委託以外のものも原子力委員会が調整するということですが、ここで五十六年から五十九年まで行

れた実験の内容と、その使われた金、予算がわかります。わかればひとつお答えいただきたいと思います。

○松田政府委員 石灰石鉱床としての山宝鉱山内坑道におきまして試験につきましては五十六年から行っておりまして、五十六年、五十七年、五十八年の予算を申し上げますと、二千五百万円、一億一千万円、一億三千万円ということでございます。なお、五十九年度のものを含ませまして、合計二億九千九百五十万円という予算で行うということになっておりまして、五十六年、五十七年、五十八年、五十九年度はそれぞれ事前調査から室内試験、坑道の建設等、準備的な段階を経まして五十八年にいろいろな計測を行い、五十九年度はその結果を解析、検討するというスケジュールであるというふうに承知いたしております。

○水田委員 国が補助金を出し、委託費を出して調査研究するのは原則的には基礎的な部分ですね。それから、実際にこれを実用化する場合は当然事業者がやるというのが普通のたてりなわけですね。そうしますと、この場合、電力会社の委託事業ということになる。まさに基礎的な研究から一歩踏み込んで、場所の選定等も含んだ、そういう調査研究ではないかというところが地域住民から大変心配されておられるわけですが、そういう点では、流れとして見ればそういうものだと理解をしております。

○松田政府委員 この調査の内容について御説明いたしますと、石灰石鉱床の地質調査からボーリング調査、水との関係で注目されますいわゆる透水性の試験といったようなものを行いつつ、将来実際に廃棄物処分場をつくる場合の一番基礎的な岩盤物性等のデータを得、それを理論的な設計等での解析を行う場合の設計方法等の開発に資するための基礎的な資料として使おうというふうに行っているわけでございます。この場所でする実験の処分場をつくるというのを目的として行っているものではないというふうに私も承知いたしております。

先生がおっしゃったように、電力会社の委託であるから実際の事業につながるような勉強ではないかというところはごもっともな発想だと思いますが、本調査の内容につきましては、決してそういう実際の処分場をつくるということを目的に検討しているものではないというふうに承知いたしております。

○水田委員 一般論としては、私が申し上げたように、基礎的な調査研究については、それは先端技術でも同じように税金をかけてやっていく、事業化する場合はその事業者の危険負担でやるというのが原則ですね。このセンターの仕事で言えば、電力会社の委託というのは、通産省、科学技術庁の委託というのは、まさに基礎的なことをやっておる、一般的にはそういう疑いを持たれても仕方がないと思うのです。今そうでないだろと断定的には言えないというふうに思われたんではないか、例えばなぞ石灰岩地帯を選ぶのか疑問に思うわけですね。廃坑がたぶんあるわけですね。石灰岩というものはもと水に溶けて鍾乳洞をつくるわけですね。土地の下の地質というのは所によって大変な違いがある、本言言たらわからぬわけですね。ですから、そこでやったことをほかでやろうと思つても、強度とか弾性とか、そういうものは応用ができるでしょうけれども、全体的な場所の選定についてはほかでは使えないものもたくさんあるだろうと思うのです。

成羽川、高梁川というのは、岡山県の三つの川の中で一番水量が豊富で、工業用水から飲料水で約百九十万人の人口のうち八十万くらいがその流域でこれを水道水に使つておる、それだけにその下流の人が神経質になるのは当然なことなんです。そこで、なお疑いを持つのは、環境整備センターが五十九年度の事業計画の中で、五十八年度までの調査で得られた諸資料をもとに地下保管場の概念設計を行う、あわせて実用化に際しての諸条件を検討する、こういうぐあいに正式にうたつておるわけですが、そうすると、今申し上げましたように、地質というのは土地によって地域によ

て大変な違いがあるわけですから、これだけの金をかけてここで研究をするというところは、例えばセンターの事業目的の中に候補地の選定というのが入つておるわけですから、単に基礎的な研究だけじゃなくて、選定まで入つておつて、これだけの金をかけてここでやつたことになるかと、ある程度の候補地になるのではないかと、そういう気持ちもあつての調査研究、検討がされたのではないだろうか、そういうぐあいに思うわけですが、そういう点はいかがですか。

○松田政府委員 ただいま先生がおっしゃいました文章につきましては、私も調べましたところ、岡山県に対する説明資料の中にそういう文章が確かにございます。

それで、御心配はごもっともだと思つておるわけですが、おっしゃいましたように、地盤に関しては物理的な量は余りほかで使えないという側面は確かにございます。しかし、同時にこういう自然のものを利用して何か設備をつくるという場合には、それに似たような経験が全く皆無な状況で始めるわけにはいきませんので、どうしてもどこかを選びまして、一応そのデータでやってみるという経験も必要なのではないかと思つて、全く机上でやるだけではどうしても本場のことがわからないところがございますので、どこかを選んで実験的にやってみるということはいささばとられる方法でございます。この石灰石の鉱床を利用したことにつきましては、花崗岩等のものにつきましては十分いろいろなことがわかつておるのに比べて、先生今おっしゃいましたようにデメリットも含めましてよくわかつてないところがあるのです。たまたまここを選んだというふうに理解しているわけでございますが、いざにいたしまして、これを選びましたことによつて、仮に概念設計を行うにしましても、この場所でする実験のための設計ではなくて、そういう設計をした場合にどのような問題点があるかということを経験するための一つの勉強であるというふうに理

解していただきたいと思ひます。

○水田委員 それでは、実際に処分地を選定して決めるという場合に、通産省なり科学技術庁というのは行政上どういふか、わり合ひを持つのか、その点をお答えいただきたいと思ひます。

○松田政府委員 実際の処分場、つまり事業として廃棄物の処分を行うというふうな場所を選ぶというところは、事業主体であり、民間の仕事でありまして、例えば通産省にいたしまして、科学技術庁も同じだと思ひますが、その選ばれたサイトについて所管する法律上のチェック、例えば環境に対する影響あるいは安全性についての基準との適合性等についての審査はいたします。しかし、そのサイトの選定そのものにつきましては、行政庁みずからいろいろ事業主体と一緒に進めていくというふうな立場にはございません。

○水田委員 ところが、三月二十六日衆議院の決算委員会、岩動科学技術庁長官が山宝鉱山の問題について、そういう心配を住民がしておるというところについて見解を求められて、こういう答弁をしていられるという報道がされておるわけですが、山宝鉱山を処分地にする考えはないと明言した、これは県内で一番発行部数の多い地元新聞の日報ですが、そういうぐあいに今報道されておるわけですが、今のお話とは若干違ふわけですが、この点は長官がそういうふうに明言をされたというのです、そういう見解を科学技術庁は持つておられるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○千々谷説明員 お答えいたします。

先般の衆議院決算委員会におきます大臣の御答弁を繰り返して申し上げさせていただきます。

財団法人原子力環境整備センターが山宝鉱山で基礎的な調査をするというところは、そこを処分場とはしないというセンターと地元との合意というものがあつた、この合意は守られるものと理解している。具体的処分地の立地につきましては、一義的に発生する事業者の責任において定められるものであり、具体的な立地に関する計画はないと承知しているというところで、御指摘の決算委員会

におきまして岩動科学技術庁長官が御答弁いたしております。

○水田委員 そうすると新聞で明言されたということは、今の内容からしますと、そういう考え方はない、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○千々谷説明員 お答えいたします。

ただいま私が申し上げたことが大臣が決算委員会でおっしゃった答弁でございます。

○水田委員 通産省の方にも同じことで、山宝鉱山については先ほど申し上げましたように流域住民が大変心配しておられるわけですが、通産省としてはそこを最終処分地にしない、そういうことがお答えできるのかどうか、最後にその点をお伺いしたいと思ひます。

○松田政府委員 通産省といたしましては、実際の処分場の選定は民間で行うべきものと考えておりますので、それについて明言できる立場にはございませんが、実際にそういう選定が行われる場合には、当然地域住民の方々とよく話し合ひが行われて、理解を得られて進められるということにつきましては指導してまいりたいと思ひます。

○水田委員 そういう住民の理解云々ではなくて、例えば通産省がそこを何とかしないとかいう立場にあるのかないのか。先ほどの新聞報道は断定的に、しない、こう言われたと報道されておるものですか。今速記録を読まれたように、そういう立場にないということなんです。だから通産省も同じ立場だろうと思ひますが、念のためそのことをお伺いしたのです。住民の理解云々ではなくて、住民が反対しておることは確かなんです。通産省の立場として山宝鉱山を処分地にしないということを言えるのか言えないのか、そのことだけお答えいただきたいと思ひます。

○松田政府委員 通産省は、そのサイトの選定についていろいろ申し上げる立場にはございません。

○水田委員 終わります。

○堀山委員長 この際、長田武士君外四名提出、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。長田武士君。

割賦販売法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○長田議員 ただいま議題となりました公明党・国民会議提出の割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

割賦販売法は、昭和三十六年に割賦販売の公正の確保、消費者の保護等を目的として制定されましたが、最近の割賦取引形態の多様化及び取引量の拡大あるいは債務取引の急増といった事態に十分対応できず、消費者保護を図ることは著しく困難になっております。中でも、現行割賦販売法の対象外になっている個別割賦購入あっせんや債務取引をめぐる消費者紛争は拡大する一方であり、今や一日も放置できない状態になっております。

個別割賦購入あっせんは、購入者が販売業者と本立の契約を結ぶため、購入した商品等に瑕疵等がある場合、購入者は売買契約を結んだ販売業者に対しては抗弁することができませんが、信販会社に対しては、代金の立てかえ払い契約約款により支払いを拒絶することはできなくなっているのではありません。したがって、商品に瑕疵があり販売業者が修繕、取りかえ等に応じない場合や商品の未到着の場合、または債務の提供が不完全である場合や、債務が提供されていない場合でも、信販会社に分割支払い金の支払いを続けなければなら

ないという問題が発生するのであります。

先進各国においては、消費者が信販会社に対し商品等の瑕疵等を理由に支払い停止の抗弁を主張できるようになっており、我が国においてもこうした抗弁の接続を求める声は著しく高まっております。このため、割賦販売法に抗弁の接続の規定を設け、割賦取引における消費者利益の一層の保護を図るべきであります。

また、割賦形態による債務関連取引の増大にかんがみ、債務関連取引を法規制の対象に加えるとともにマンスリークリア支払い方式をとる取引についても法規制の対象とし、さらにはクーリングオフ期間を延長するなど消費者保護を充実する必要があるものであります。

以下、割賦販売法の一部を改正する法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、政令で定める指定債務に関連する取引を法規制の対象に加えることとし、この債務には債務の提供を受ける権利をも含めることとしたしました。

第二に、訪問販売形態の割賦取引における購入者の一方的な契約の申し込みの撤回または契約の解除権、いわゆるクーリングオフについては、購入意思が不安定なまま契約の申し込みまたは契約をしてしまった購入者等の救済の充実を図るため、現行の四日間を七日間に延長することとしたしました。

第三に、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限において、現行法では全期間にかかわる利息が取られていたものを解除等までの期間に限定し、それ以後は法定利息によるものとしたしました。

第四に、購入者等の信販会社等に対する抗弁の接続に関する規定を新設し、個別・総合ローン提携取引、信販会社の立てかえ払いを利用した割賦取引である個別・総合割賦購入あっせんにおいて商品に瑕疵がある場合、もしくは商品の引き渡しが遅延している場合、または債務の提供が不完全である場合、もしくは債務の提供が不十分である場合等は、抗弁の接続を認め、分割返済金等の返

済を拒絶することができることとした。

第五に、カードを発行する自社割賦取引業者たる総合割賦取引業者がカードを交付する場合に、賦払い金の各回の支払い時期及び方法、賦払い金の計算方法、手数料率等、カードに係る取引に関する事項を記載した書面を交付するよう義務づけるとともに、指定商品または指定役務に係る総合割賦取引の契約を締結した場合には、契約内容を明らかにする書面を交付するよう義務づけられた。また契約の解除等の制限、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限の規定を設け、クーリングオフ期間を延長いたしました。

第六に、個別・総合ローン提携取引については、従来のローン提携販売を個別ローン提携取引とし、抗弁の接続、契約解除等の制限、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限の規定を設け、クーリングオフ期間を延長いたしました。またカードによる総合ローン提携取引については、販売業者たる総合ローン提携取引業者がカードを交付するときはカードに係る書面の交付及び指定商品または指定役務に係る総合ローン提携取引の契約を締結した場合の書面の交付を義務づけ、また個別ローン提携取引同様、抗弁の接続の規定を設けました。さらに契約の解除等の制限、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限の規定を設け、クーリングオフ期間を延長いたしました。

第七に、個別割賦購入あつせんの消費者保護規定を新設し、販売業者たる個別割賦購入あつせん提携業者が指定商品または指定役務に係る個別割賦購入あつせん提携取引をするときは、取引条件を表示するとともに、この取引に係る契約を結んだときは購入者の支払い総額、商品の引き渡し時期、役務の提供の時期、契約解除に関する事項等について契約内容を明らかにする書面を交付するよう、個別割賦購入あつせん業者である信販会社等が購入者等と個別割賦購入あつせん契約を結んだときは分割支払い金の額、分割支払い金の各回の支払い時期等について契約内容を明らかにする書面を交付するよう義務づけました。またローン

提携取引同様、抗弁の接続の規定を設けました。さらに契約の解除等の制限、契約解除等に伴う損害賠償等の額の制限の規定を設け、クーリングオフ期間を延長いたしました。

第八に、カードによる信販会社等の割賦購入あつせんに総合割賦購入あつせんと規定し、信販会社等にカードに係る書面を交付するよう、販売会社たる総合割賦購入あつせん提携取引業者に契約書面を交付するよう義務づけました。抗弁の接続、契約解除等の制限、契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限、クーリングオフについては個別割賦購入あつせんの規制と同じように規制することとした。

第九に、マンスリークリア方式の支払い形態をとる取引を準総合割賦購入あつせんとして契約書面の交付を義務づけるとともに、抗弁の接続を認めることとした。

以上が、割賦販売法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○堀山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出）

割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五、第二十九条の六）」を削り、「第三章 割賦購入あつせん（第三十条―第三十五条の三）」を

「第三章 割賦購入あつせん
第一節 総則（第三十条―第三十条の六）
第二節 割賦購入あつせん業者の登録等（第

三十一条―第三十五条の三）」に「第三章の二 指定受託機関（第三十五条の四―第三十五条の十）」を、「第三章の二 前払式特定取引（第三十五条の三）」を、「第三章の三 指定受託機関（第三十五条の四―第三十五条の十五）」に、「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める。

第二条第一項及び第二項を次のように改める。
この法律において「割賦販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 購入者から代金を二月以上の期間にわたる、かつ、三回以上に分割して受領すること（購入者をして販売業者の指定する銀行その他の預金の受入れを業とする者に対し、二月以上の期間にわたり三回以上預金させた後、その預金のうちから代金を受領することを含む）を条件として指定商品を販売すること。
二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証券その他の物（以下この項及び次項、次条並びに第二十九条の二において「証券」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下この項及び次項、次条並びに第二十九条の二において「利用者」という。）に交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者にその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証券その他の物（以下この項、第三十条及び第三十四条において「証券」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下この項及び第三十条において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入したときは、当該利用者から当該商品の代金に相当する額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該金額を交付すること。

2 この法律において「ローン提携販売」とは、次に掲げるものをいう。
一 指定商品の代金の全部又は一部に充てるための金銭の借入れで、二月以上の期間にわたる、かつ、三回以上に分割して返還すること（業として保証を行う者に当該債務の保証を委託することを含む）をして当該指定商品

を販売すること。

二 証券等を利用者に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して購入した商品の代金に充てるために金銭の借入れで、あらかじめ定められた時期ごとに、その借入金金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を返済することを条件とするものに係る当該利用者の債務の保証（業として保証を行う者に当該債務の保証を委託することを含む）をして、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて指定商品を販売すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「先だつて」を「先立つて」に、「取次ぎ」を「取次ぎ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「、耐久性を有し、かつ、」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「割賦購入あつせん」とは、次に掲げるものをいう。
一 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入することができる証券その他の物（以下この項、第三十条及び第三十四条において「証券」という。）をこれにより商品を購入しようとする者（以下この項及び第三十条において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から商品を購入したときは、当該利用者から当該商品の代金に相当する額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当該販売業者に当該金額を交付すること。

二 証券等を利用することなく、特定の販売業者が行う購入者への指定商品の販売を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者に交付し、当該購入者から二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して当該金額を受領すること。

三 証券等を利用者に交付し、あらかじめ定められた時期ごとに、当該利用者がその証券等

と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者から購入した商品の代金の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を当該利用者から受領し、当該販売業者に当該商品の代金に相当する額を交付すること。

第三条第一項中、「割賦販売」を、「前条第一項第一号に規定する割賦販売（証券等を利用者に交付し、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者から商品を買取するものを除く。）」に改め、同項第三号中「以下同じ」を「次項を除き、以下同じ」に改め、同条第二項中「割賦販売業者は、」の下に「第一項、第二項又は前項の」を加え、「当該指定商品に関する前項各号」を「それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、前条第一項第一号に規定する割賦販売（証券等を利用者に交付し、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者から商品を買取するものを除く。）の方法により指定商品を買取するため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 割賦販売に係る代金の支払の期間及び回数
二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 割賦販売業者は、前条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取するため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ご

との弁済金の額の算定方法

二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦販売の手数料の料率
三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第四条中「指定商品に係る割賦販売の」を「第二項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 割賦販売業者は、第二項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

一 現金販売価格
二 弁済金の支払いの方法
三 商品の引渡時期
四 契約の解除に関する事項
五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 割賦販売業者は、指定商品に係る第二項第一項第二号に規定する割賦販売に係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期
二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

第四条の二第一項中「指定商品に係る割賦販売の契約の申込みを受けたときは」を、「第三項第一項の割賦販売の方法により指定商品を買取する契約の申込みを受けたときは前条第一項各号の事項について、第三項第二項の割賦販売の方法により指定商品を買取する契約の申込みを受けたときは前条第一項第四号から第七号までの事項及び当該指定商品の現金販売価格について、第二項第一項

第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する契約の申込みを受けたときは前条第二項各号（第二号を除く。）の事項について」に改め、

「前条各号の事項について」を削り、同項ただし書中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を買取する」に、「同条」を、「その契約が第二項第一号に規定する割賦販売の方法による販売に係るものにあつては前条第一項の書面を、その契約が第二項第二号に規定する割賦販売の方法による販売に係るものにあつては前条第二項に改め、同条第二項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を買取する」に改める。

第四条の三第一項各号列記以外の部分中「場所において」の下に「割賦販売の方法により」を加え、「行なわれる」を「行われる」に、「に係る割賦販売の」を「販売する」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「第四号」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する契約の申込み等については第四項第一項の書面を受領した日（その日前に前条第一項本文の書面を受領した場合にあつては、当該書面を受領した日）、第二項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する契約の申込み等については第四項第二項に改め、同項第二号中「申込み等が」の下に「第二項第一項第一号に規定する割賦販売の場合における」を加え、同項に次の一号を加える。

三 申込者等が割賦販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し、又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し、又はその全部若しくは一部を消費したとき。

第四条の三第五項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を買取する」に改める。

る」に改める。

第五条第一項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を買取する」に改め、「ついで賦払金」の下に「（第二項第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項中「指定商品に係る割賦販売の」を「割賦販売の方法により指定商品を買取する」に改める。

第六条の見出し中「解除等」に改め、同条中「指定商品に係る割賦販売の」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売の方法により指定商品を買取する」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の一項を加える。

2 割賦販売業者は、前項の契約について賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の割賦販売価格に相当する額から既に支払われた賦払金の額を控除した額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

第七条中「割賦販売」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売」に改め、「指定商品」の下に「（耐久性を有するものとして政令で定めるものに限る。）」を加える。

第九条中「割賦販売」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売」に改める。

第十条中「割賦販売を行なつて」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売を行つて」に、「割賦販売の」を「同号に規定する割賦販売の」に改める。

第十一条中「先だつて」を「先立つて」に、「割賦販売」を「第二項第一項第一号に規定する割賦販売」に改める。

第二十九条の二第一項中「ローン提携販売」を「第二項第二号に規定するローン提携販売（証券等を利用者に交付し、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者から商品

を販売するものを除く。に改め、同項第二号中「以下同じ」を「以下この章において同じ」に改め、同項第三号中「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「ローン提携販売業者は、」の下に「第一項、第二項又は前項の」を加え、「当該指定商品に関する前項各号」を「それぞれ第一項各号、第二項各号又は前項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 ローン提携販売業者は、第二項第二号に規定するローン提携販売（証券等を利用者に交付し、その証券等と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売するものに限定する）の方法により指定商品を販売するため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 ローン提携販売に係る借入金金の返還の期間及び回数
- 二 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金金の利息その他の手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 3 ローン提携販売業者は、第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売するため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該ローン提携販売をする場合における販売条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。
- 一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法
- 二 通商産業省令で定める方法により算定したローン提携販売に係る借入金金の利息その他の手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令

で定める事項
第二十九条の三中「指定商品に係るローン提携販売の」を「第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 ローン提携販売業者は、第二項第二号に規定するローン提携販売の方法により指定商品を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

- 一 購入者の当該ローン提携販売の契約に係る借入金金の額
- 二 弁済金の返済の方法
- 三 商品の引渡時期
- 四 契約の解除に関する事項
- 五 所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
- 六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第二十九条の四中「前条各号」とあるのは「第二十九条の三各号」を「第三項第一項の割賦販売」とあるのは「第二十九条の二第一項のローン提携販売」と、「前条第一項各号」とあるのは「第二十九条の三第一項各号」と、「第三項第二項の割賦販売」とあるのは「第二十九条の二第二項のローン提携販売」と、「前条第一項第四号から第七号まで」とあるのは「第二十九条の三第一項第四号から第七号まで」と、「第二項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二項第二号に規定するローン提携販売」と、「前条第二項各号」とあるのは「第二項第二号に規定する割賦販売」と、「第二項第二号に規定するローン提携販売」とあるのは「第二十九条の三第一項第一号に規定する割賦販売」と、「第二項第二号に規定するローン提携販売」とあるのは「第二十九条の三第一項第二号に規定する割賦販売」と、「前条第二項の書面」とあるのは「第二十九条の三第一項の書面」と、「前条第二項の書面」とあるのは「第二十九条の三第二項の書面」と、「第四項」とあるのは「第二十九条の三」を「第二項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二

条第二項第一号に規定するローン提携販売」と、「第四項第一項」とあるのは「第二十九条の三第一項」と、「第二項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二項第二号に規定するローン提携販売」と、「第四項第二項」とあるのは「第二十九条の三第二項」と、「当該契約」とあるのは「第二項第二号に規定する割賦販売の場合における当該契約」と、「当該ローン提携販売の契約」とあるのは「第二項第二号に規定するローン提携販売の場合における当該契約」とに改める。

第二章の三を削る。

第三章第三十条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第三十条を次のように改める。

（割賦購入あつせん業者の取引条件の表示）

第三十条 割賦購入あつせん業者とする者（以下「割賦購入あつせん業者」という。）は、第二

条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんをするため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんをする場合における取引条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 割賦購入あつせんに係る商品の代金（割賦購入あつせんの手数料を含む）の支払の期間及び回数
- 二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦購入あつせんの手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 2 割賦購入あつせん業者と割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者（以下「割賦購入あつせん関係販売業者」という。）は、第二項第三項の方法により指定商品を販売するときは、その相手方に対して、通商産業省令で定めるところにより、当該指定商品に関する次の事項を示さなければならない。
- 一 現金販売価格

二 購入者の支払総額（割賦購入あつせんに係る販売の方法により販売する場合の価格及び割賦購入あつせんの手数料の合計額をいう。次条第五項において同じ）

三 割賦購入あつせんに係る商品の代金の全部又は一部（その代金の全部又は一部に係る割賦購入あつせんの手数料を含む）の支払の期間及び回数

四 通商産業省令で定める方法により算定した割賦購入あつせんの手数料の料率

3 割賦購入あつせん業者は、第二項第三号に規定する割賦購入あつせんをするため証券等を利用者に交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんをする場合における取引条件に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 利用者が弁済をすべき時期及び当該時期ごとの弁済金の額の算定方法
- 二 通商産業省令で定める方法により算定した割賦購入あつせんの手数料の料率
- 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 4 割賦購入あつせん業者は、第二項第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんをする場合の取引条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、それぞれ第一項各号又は前項各号の事項を表示しなければならない。
- 5 割賦購入あつせん関係販売業者は、第二項第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売する場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に第二項各号の事項を表示しなければならない。
- （書面の交付）
- 第三十条の二 割賦購入あつせん業者は、購入者が割賦購入あつせん関係販売業者から第二項第

三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに係る次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額（購入した商品の現金販売価格及び割賦購入あつせんの手数料の合計額をいう。）

二 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金（割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 割賦購入あつせん業者は、購入者が割賦購入あつせん関係販売業者から第二第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに係る次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入した商品の現金販売価格

二 弁済金の支払の方法

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 割賦購入あつせん業者は、指定商品に係る第二第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払を請求するときは、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 弁済金を支払うべき時期

二 前号の時期に支払われるべき弁済金の額及びその算定根拠

4 割賦購入あつせん関係販売業者は、第二第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品販売したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該商品の販売に関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

ない。

一 現金販売価格

二 商品の引渡時期

三 契約の解除に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

5 割賦購入あつせん関係販売業者は、購入者が第二第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により指定商品を購入したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該割賦購入あつせんに係る購入に関する次の事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 購入者の支払総額

二 割賦購入あつせんに係る各回ごとの商品の代金の全部又は一部（その代金の全部又は一部に係る割賦購入あつせんの手数料を含む。）の支払分の額並びにその支払の時期及び方法

三 商品の引渡時期

四 契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限）

第三十条の三 割賦購入あつせん業者は、第二第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額（第三十条第二項第二号に規定する支払総額又は前条第一項第一号に規定する支払総額をいう。）次項及び次条第四項において同じ。）に相当する額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

2 割賦購入あつせん業者は、前項の契約について前条第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除

された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該契約に係る支払総額に相当する額から既に支払われた同条第一項第二号又は第五項第二号の支払分の額を控除した額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

（割賦購入あつせん業者に対する抗弁）

第三十条の四 購入者は、第二第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする割賦購入あつせん業者に對抗することができ。

2 前項の規定に反する特約であつて購入者に不利なものは、無効とする。

3 第一項の規定による対抗をする購入者は、その対抗を受けた割賦購入あつせん業者からその対抗に係る同項の事由の内容を記載した書面の提出を求められたときは、その書面を提出するよう努めなければならない。

4 第三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて次に掲げるものについては、適用しない。

一 政令で定める金額に満たない支払総額に係るもの

二 その購入者が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの

第三十条の五 第二第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払については、当該弁済金の支払が、その支払の時期ごとに、次の各号に規定するところにより当該各号に掲げる当該割賦購入あつせんに係る債務に充て当されたものとみなして、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第四項中「第三十条の二第一項第二号又は第五項第二

号の支払分」とあるのは「第三十条の二第三項第二号の弁済金」と、同条第四項第一号中「支払総額」とあるのは「第三十条の二第二項第一号の現金販売価格」と読み替へるものとする。

一 遅延損害金があるときは、それを優先し、次に、当該割賦購入あつせんの手数料、これら以外の債務の順で、それぞれに充て当する。

二 前号の遅延損害金については、その発生が早いものから順次に充て当する。

三 第一号の手数料については、その支払うべき時期が早いものから順次に充て当する。

四 遅延損害金及び割賦購入あつせんの手数料以外の債務については、その割賦購入あつせんの手数料の利率が高いものから順次に充て当し、その充て当の順位が等しいものについては、その債務が発生した時期が早いものから順次に充て当する。

2 前項に定めるもののほか、第二第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金の支払に関し前条の規定を準用するために弁済金の充て当については、政令で定める。

（準用規定）

第三十条の六 第四条の二の規定は割賦購入あつせん関係販売業者に、第四条の三の規定は割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売（以下この条において「割賦購入あつせん関係販売」という。）に、第五條の規定は割賦購入あつせん業者に、第八條（同条第六号を除く。）の規定は割賦購入あつせん及び割賦購入あつせん関係販売に準用する。この場合において、第四條の二第一項中「第三條第一項の割賦販売」とあるのは「第二條第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「前条第一項各号」とあるのは「第三十条の二第四項各号」と、「第三條第二項の割賦販売」とあるのは「第二條第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「前条第一項第四号から第七号までの事項及び当該指定商品の現金販売価格」とあるのは「第三十条の二第五項各号」と、「第二條第一項第二

号に規定する割賦販売」とあるのは、「第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「前条第二項各号(第二号を除く。)」とあるのは「第三十條の二第四項各号」と、「において割賦販売」とあるのは「において割賦購入あつせんに係る販売」と、「第二条第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「前条第二項の書面」とあるのは「第三十條の二第五項の書面」とあるのは「第三十條の二第五項の書面」と、同条第二項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第四条の三第一項各号列記以外の部分中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、同項第一号中「第二条第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十條の二第四項」と、「第二条第一項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売」と、「第四条第二項」とあるのは「第三十條の二第五項」と、同項第二号中「第二条第一項第一号に規定する割賦販売の場合における当該契約に係る賦払金」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売の場合における当該契約に係る第三十條の二第一項第二号の支払分又は第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法による販売の場合における当該契約に係る第三十條の二第五項第二号の支払分」と、同条第五項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第五条第一項中「割賦販売の方法により指定商品販売する契約について賦払金(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法によ

り指定商品販売する契約にあつては、弁済金。以下この項において同じ。）」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約について第三十條の二第一項第二号の支払分の、第二条第三項第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約について第三十條の二第五項第二号の支払分の、第二条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係る契約について弁済金」と、「賦払金」とあるのは「支払分又は弁済金」と、「いらない賦払金」と「いらない支払分若しくは弁済金」と読み替へるものとする。

第三章第三十一條の前に次の節名を付する。

第二節 割賦購入あつせん業者の登録等

第三十一條、第三十三條の二第一項第二号、第三十四條第一項、第三十四條の三第一項第二号及び第三十五條第一項中「割賦購入あつせん」を「第二条第三項第一号又は第三号に規定する割賦購入あつせんに改める。

第三十五條の三(三)に、「行なう」を「行う」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 前払式特定取引

(前払式特定取引業の許可)

第三十五條の三の二 前払式特定取引は、通商産業大臣の許可を受けた者でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 商品又は指定役務の前払式特定取引の方法

による年間の取引額が政令で定める金額に満たない場合

二 指定役務が新たに定められた場合において、現に当該指定役務につき前払式特定取引の方法による取引を業として営んでいる者が、その定められた日から六月間(その期間内に次条において準用する第十二條第一項の申請書を提出した場合)には、その申請につき許可又は不許可の処分があるまでの間を含む。当該指定役務につき取引をするとき。

三 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定役務についての前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で営む場合

(準用規定)

第三十五條の三の三 第八條の規定は前払式特定取引に、第十二條及び第十五條から第二十九條までの規定は前払式特定取引を業として営む場合に準用する。この場合において、第八條第一号中「指定商品又はこれを部品若しくは付属品とする商品販売することを業とする者」に對して行なう当該指定商品の割賦販売」とあるのは「商品」についての前払式特定取引であつて、その購入者が当該商品又はこれを部品、付属品若しくは原材料とする商品販売することを業とする者であるものと、同条第六号中「割賦販売」とあるのは「前払式特定取引及び旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九號)その他の政令で定める法律の規定に基づき前受金の保全のための措置を講じている者が当該法律の規定に基づいて行なう前払式特定取引」と、第十二條第一項第四号中「前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類」とあるのは「前払式特定取引の方法による取引をしようとする商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同条第二項中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、第十五條第一項各号列記以外の部分中「第十一條」とあるのは「第三十五條の三の二」と、同項第二号中「購入

者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、同項第五号中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、同項第八号中「第十一條」とあるのは「第三十五條の三の二」と、同条第三項中「指定商品の製造業者が第十一條」とあるのは「製造業者が第三十五條の三の二」と、同条第四項中「第十一條」とあるのは「第三十五條の三の二」と、第十八條の五第一項中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第十九條第三項及び第四項中「前払式割賦販売契約」とあるのは「前払式特定取引契約」と、第二十條第一項ただし書及び第二十條の二第一項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十三條第一項第四号中「第十一條」とあるのは「第三十五條の三の二」と、第二十七條第一項中「商品の引渡し」とあるのは「商品の引渡し又は指定役務の提供」と読み替へるものとする。

第三十七條第一項中「前払式特定取引及び割賦購入あつせん」を「割賦購入あつせん及び前払式特定取引」に改め、同条第二項中「第二条第三項若しくは第四項」を「第二条第四項若しくは第五項」に改め、「第二十九條の四」の下に「及び第三十條の六」を加え、「第十一條第一号」を「第七十條の六」を加え、「第二十九條の六」を「第三十五條の三の三」に、「第二十九條の五第一号若しくは第三十三條の二第一項第二号」を「第三十條の四第四項第一号、第三十條の五第二項、第三十三條の二第一項第二号若しくは第三十五條の三の二第一号」に改める。

第五章第四十三條の前に次の三條を加える。

第四十二條の二 何人も、業として、証券等(第二条第一項第二号に規定する証券等又は同条第三項第一号に規定する証券等をいう。以下この条及び第五十條第二号において同じ。)を譲り受け、又は資金の融通に關して証券等の提供を受

けてはならない。

(支払能力を超える購入の防止)

第四十二条の三 割賦販売業者、ローン提携販売業者及び割賦購入あつせん業者(以下「割賦販売業者等」という)は、共同して設立した信用情報機関(購入者の支払能力に関する情報(以下「信用情報」という)の収集並びに割賦販売業者等に対する信用情報の提供を業とする者)をいう。以下同じ)を利用すること等により得た正確な信用情報に基づき、それにより購入者が支払うこととなる賦払金等が当該購入者の支払能力を超えると認められる割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あつせんを行わないよう務めなければならない。

(信用情報の適正な使用等)

第四十二条の四 割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を利用する者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

2 信用情報機関は、正確な信用情報を割賦販売業者等に提供するよう努めなければならない。

第四十三条第一項中「割賦販売業者」を「第二項第一号に規定する割賦販売業者」とする者」に改め、同条第二項中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

第四十四条第一項中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に改める。

第四十五条第一項中「第二十九条の六」を「第三十五条の三の二」に、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第四十六条の二中「第二十九条の五」を「第三十五条の三の二」に改める。

第四十九条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第二十九条の五」を「第三十五条の三の二」に改める。

第五十条中「十万円」を「三十万円」に改め、第一

号を削り、第二号を第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 第四十二条の二の規定に違反して、業として、証券等を譲り受け、又は資金の融通に關して証券等の提供を受けた者

第五十一条中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第二十九条の六」を「第三十五条の三の二」に改める。

第五十二条中「第二十九条の五の許可を受けた者、登録割賦購入あつせん業者」を「登録割賦購入あつせん業者、第三十五条の三の二の許可を受けた者」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第二十九条の六又は第三十五条の三」を「第三十五条の三又は第三十五条の三の二」に、「前払式特定取引又は割賦購入あつせん」を「割賦購入あつせん又は前払式特定取引」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「第二十九条の六」を「第三十五条の三の二」に改める。

第五十三条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「又は第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第二項又は第三十条第二項」に改め、同条第二号中「第三項第二項又は第二十九条の二第二項」を「第三項第二項又は第二十九条の二第二項」に改め、同条第三号中「第四項」を「第三項第二項若しくは第三項、第四項」に改め、「第二十九条の四の下に」及び「第三十条の六」を加え、「又は第二十九条の三」を「第二十九条の二第二項若しくは第三項、第二十九条の三、第三十条第一項若しくは第三項又は第三十条の二」に改める。

第五十五条中「一万円」を「三万円」に改め、同条第一号及び第二号中「第二十九条の六」を「第三十五条の三の二」に改め、同条第三号中「第二十九条の六又は第三十五条の三」を「第三十五条の三又は第三十五条の三の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の割賦販売法(以下「新法」という)第四條第三項及び第五條(新法第三十条の六において準用する場合を含む)並びに第三十条の二第三項の規定は、指定商品に係る新法第二條第一項第二号に規定する割賦販売又は同条第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金のうちそれを支払うべき時期がこの法律の施行日以後に到来するものについて、適用する。

3 新法第四條の三(新法第二十九條の四及び第三十条の六において準用する場合を含む)の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、新法第二條第一項第二号に規定する割賦販売の方法、同条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法若しくは同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売するもの並びにこの法律の施行前に割賦販売業者、ローン提携販売業者若しくは割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで、同条第一項第二号に規定する割賦販売の方法、同条第二項第二号に規定するローン提携販売の方法若しくは同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法により指定商品を販売するもの及びこの法律の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、適用しない。

4 新法第六條第二項及び第三十条の三の規定は、この法律の施行前に締結した契約で、割賦販売の方法により指定商品を販売するもの又は割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入された指定商品の代金に相当する額の受領に係るものについては、適用しない。

5 新法第三十条の四の規定は、この法律の施行日以後購入者が新法第二條第三項第一号又は第二

号に規定する割賦購入あつせんに係る購入の方法により購入した指定商品に係る新法第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分について、適用する。

6 新法第三十条の五の規定は、この法律の施行日以後購入者がそれと引換えに、又はそれを提示して指定商品を購入した証券等(新法第二條第三項第一号に規定する証券等をいう。以下同じ)に係る新法第二條第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに係る弁済金のうち、新法第三十条の五の規定を適用した場合には当該商品に係るものとみなされることとなるものの支払について、適用する。

7 新法第三十一条の規定は、この法律の施行の際現に新法第二條第三項第三号に規定する割賦購入あつせんに業として営んでいる者については、次に掲げる場合に該当する場合に限り、適用しない。

一 この法律の施行の日から六月間(その期間内に新法第三十二条の申請書を提出した場合)には、その申請につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含むその営業をする場合

二 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに交付した証券等に係る取引を結了する目的の範囲内でその営業をする場合は、この法律の施行前に、改正前の割賦販売法又は同法の規定に基づく命令の規定により前払式特定取引に關してした処分、手続その他の行為は、新法又は新法の規定に基づく命令の規定により前払式特定取引に關してした処分、手続その他の行為とみなす。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「又は同条第二項に規定するローン提携販売」を「、同条第二項に規定する

ローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売」に改める。

理由

割賦販売等に係る取引の国民経済に占める重要性の増大に適切に対応して、購入者等の利益の保護を更に図るため、規制の対象に割賦購入あつせんの方法による取引を追加する等その範囲を拡大するとともに、証券等に係る取引の適正化を図るほか、割賦購入あつせんを利用した購入者がその販売業者に対して主張できる事由をもつて当該割賦購入あつせんを業とする者からの代金支払の請求に対抗することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

割賦販売法の一部を改正する法律案（長田武士 君外四名提出）

割賦販売法の一部を改正する法律

割賦販売法（昭和三十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

割賦取引等に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 割賦取引

第一節 個別割賦取引

第一款 総則（第三条―第八条）

第二款 個別割賦取引の標準条件（第九条―第十条）

第三款 前払式割賦販売（第十一条―第二十八条の二）

第二節 総合割賦取引（第二十八条の三―第二十九条）

第一章の二 ローン提携取引

第一節 個別ローン提携取引（第二十九条の

二―第二十九条の四）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第三章 割賦購入あつせん

第一節 個別割賦購入あつせん（第二十九条の七―第二十九条の十）

第二節 総合割賦購入あつせん（第二十九条の十一―第三十五条の三）

第三款 準総合割賦購入あつせん（第三十五条の三の二・第三十五条の三の三）

第三章の二 指定受託機関（第三十五条の四―第三十五条の五）

第四章 割賦取引審議会（第三十六条―第四十条）

第五章 雑則（第四十三条―第四十八条）

第六章 罰則（第四十九条―第五十五条）

第二十九条の四

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

第二章の三 前払式特定取引（第二十九条の五―第二十九条の六）

することを業とする者をいう。以下同じ。に、

「代金を受領する」を「代金等を受領する」に改め、

「販売すること」の下に「又は当該指定業務の提供

を目的とする取引をすること（総合割賦取引に該

当するものを除く）」を加える。

第二章第五項中「割賦購入あつせん」を「総合割

賦購入あつせん」に、「と引換えに、又はそれを提

示して特定の販売業者等」を提示して又はそれと

引換えに特定の販売業者等」に改め、「購入するこ

と」の下に「又は特定の販売業者等と業務の提供

を受けることを目的とする取引をすること」を加え、

「物（以下を「物（以下この項及び第三章第二節第

一款において）」に、「（以下この項において）」を、又

は業務の提供を受けることを目的とする取引をし

ようとする者（以下この項及び第三章第二節第一

款において）」に改め、「購入したとき」の下に「又は

特定の販売業者等と業務の提供を受けることを目

的とする取引をしたとき」を加え、「当該利用者か

ら当該商品の代金に相当する額を二月以上の期間

にわたり、かつ、三回以上に分割して受領し、当

該販売業者等に当該金額を交付すること」を「当該

特定の販売業者等に当該商品又は当該業務の代金

等に相当する額を交付し、当該利用者から当該金

額を二月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に

分割して受領すること（リボルビング支払方式に

より受領することを含む）」に改め、同項を同条

第七項とし、同条第四項中「指定業務」を「特定

業務」に、「取次」を「取次ぎ」に改め、同項を同

条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「個別割賦購入あつせん」

とは、購入者等が販売業者等から指定商品を買

入した場合又は販売業者等と指定業務の提供を

受けることを目的とする取引をした場合におい

て、当該販売業者等に当該指定商品又は当該指

定業務の代金等の全部又は一部に相当する額を

交付し、当該購入者等から当該金額を二月以上

の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受

領すること（総合割賦購入あつせんに該当する

ものを除く）」をいう。

第二条第三項を削り、同条第二項中「ローン提

携販売」を「個別ローン提携取引」に、「指定商品の

代金」を「指定商品又は指定業務の代金等」に、「購

入者」を「購入者等」に、「行なう」を「行う」に改め、

「販売すること」の下に「又は指定業務の提供を目

的とする取引をすること（総合ローン提携取引に

該当するものを除く）」を加え、同項を同条第三

項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「総合ローン提携取引」と

は、それを提示して又はそれと引換えにそれを

交付した販売業者等から商品を購入すること又は

それを交付した販売業者等と業務の提供を受け

ることを目的とする取引をすることができる

証券その他の物（以下この項及び第二章の二第

二節において「証券等」という）をこれにより商

品を購入しようとする者又は業務の提供を受け

ることを目的とする取引をしようとする者（以

下この項及び第二章の二第二節において「利用

者」という）に交付し、当該利用者からその証券

等を提示して又はそれと引換えに当該販売業者

等から購入する商品又は当該販売業者等とその

提供を受けることを目的とする取引をする業務

の代金等の全部又は一部に充てるための金銭の

借入で、二月以上の期間にわたり、かつ、三

回以上に分割して返還すること（リボルビング

支払方式により返還することを含む）を条件と

するものに係る当該利用者の債務の保証（業と

して保証を行う者に当該債務の保証を委託する

ことを含む）をして当該商品を販売すること又は

は当該業務の提供を目的とする取引をすること

をいう。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「総合割賦取引」とは、それ

を提示して又はそれと引換えにそれを交付した

販売業者等から商品を購入すること又はそれを

交付した販売業者等と業務の提供を受けること

を目的とする取引をすることができる証券その

他の物（以下この項及び第二章第二節において

「証券等」という）をこれにより商品を購入しよ

引価格に相当する額から当該個別割賦取引価格に含まれる個別割賦取引の手数料のうち当該契約の解除の時以後の期間に係るものの額及び当該契約の解除によつて当該個別割賦取引業者が負担することを免れる費用の額を合算した額を控除した額

三 当該契約の解除又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求が当該役務の提供を受ける権利の譲渡後にされた場合当該役務の提供を受ける権利の個別割賦取引価格に相当する額から当該個別割賦取引価格に含まれる個別割賦取引の手数料のうち当該契約の解除の時又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求の時以後の期間に係るものの額(当該役務の提供を受ける権利が当該個別割賦取引業者に返還された場合にあつては、当該額と当該権利の返還された時における価額を合算した額)を控除した額

四 当該契約の解除が当該役務の提供前にされた場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

第七条中「割賦販売」を「個別割賦取引」に、「指定商品」を「指定商品(耐久性を有するもの)として政令で定めるものに限る。」に、「割賦販売業者」を「個別割賦取引業者」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「この章」を「この節」に、「割賦販売」を「個別割賦取引」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「割賦販売」を「個別割賦取引」に改め、同条第六号中「割賦販売」を「個別割賦取引」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「行なう割賦販売」を「行う個別割賦取引」に改め、同条第六号とし、同条第四号中「行なう割賦販売」を「行う個別割賦取引」に改め、同条第五号とし、同条第三号中「行なう割賦販売」を「行う個別割賦取引」に改め、同条第四号とし、同条第二号中「輸出取引たる割賦販売」を「対外取引たる個別割賦取引」に改め、同条第三号とし、同条第一号

の次に次の一号を加える。

二 指定役務の提供を目的とする取引を業とする者に対して行う当該指定役務の個別割賦取引

第二章第二節の節名を削り、第九条の前に次の款名を付する。

第二款 個別割賦取引の標準条件

第九条中「割賦販売」を「個別割賦取引」に改め、「以下」を削り、「指定商品」を「指定商品又は指定役務」に、「割賦販売価格」を「個別割賦取引価格」に、「代金」を「代金等」に改める。

第十条第一項中「割賦販売業者」を「個別割賦取引業者」に、「割賦販売価格」を「個別割賦取引価格」に、「代金」を「代金等」に、「指定商品の割賦販売を行なつて」を「指定商品又は指定役務の個別割賦取引を行つて」に改め、「当該商品の割賦販売」を「当該商品又は当該役務の個別割賦取引」に改める。

第二章第三節の節名を削り、第十一条の前に次の款名を付する。

第三款 前払式割賦販売

第十一条中「割賦販売」を「個別割賦取引」に改める。

第二十九条を第二十八条の二とする。

第二章に次の一節を加える。

第二節 総合割賦取引

(証券等に係る書面の交付)

第二十八条の三 総合割賦取引を業とする者(以下「総合割賦取引業者」という)は、利用者に対し証券等を交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該証券等に係る総合割賦取引に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

一 賦払金(総合割賦取引に係る各回ごとの利用者の支払金をいう。以下この節において同じ)の支払の時期及び方法

二 賦払金の計算の方法

三 通商産業省令で定める方法により算定した総合割賦取引の手数料の料率

四 総合割賦取引に係る債務に対する弁済の充当方法

五 契約の解除及び支払の時期の到来していない賦払金の支払の請求に関する事項

六 商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

七 証券等の紛失、盗難等に係る利用者の責任に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(総合割賦取引に係る書面の交付)

第二十八条の四 総合割賦取引業者は、指定商品又は指定役務に係る総合割賦取引の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならない。

一 当該指定商品又は当該指定役務の現金取引価格

二 購入者等の支払総額(当該指定商品又は当該指定役務の現金取引価格に当該総合割賦取引の手数料の総額を加えた額をいう。以下この節において同じ)

三 当該指定商品又は当該指定役務に係る賦払金の額

四 当該指定商品又は当該指定役務に係る賦払金の各回の支払の時期(以下この節において「支払予定時期」という)及び方法

五 当該指定商品の引渡時期又は当該指定役務の提供の時期

六 契約の解除及び支払予定時期の到来していない当該指定商品又は当該指定役務に係る賦払金の支払の請求に関する事項

七 当該指定商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容

八 当該総合割賦取引に付随する他の商品の引渡し又は他の役務の提供に関する定めがあるときは、その内容

九 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令

で定める事項

2 総合割賦取引の契約のうちその賦払金の支払の方式がリボルビング支払方式であるものについては、前項第二号及び第三項の規定は、適用しない。

(契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限)

第二十八条の五 総合割賦取引業者は、指定商品に係る総合割賦取引の契約が解除された場合又は当該契約に係る支払予定時期の到来していない賦払金の支払を請求する場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいて、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の現金取引価格に相当する額に当該商品の総合割賦取引の手数料のうち当該契約の解除の時又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求の時までの期間に係るものの額を加えた額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の現金取引価格に相当する額に当該商品の総合割賦取引の手数料のうち当該契約の解除の時又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求の時までの期間に係るものの額を加えた額

三 当該契約の解除が当該商品の引渡し前にされた場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2 総合割賦取引業者は、指定役務に係る総合割賦取引の契約が解除された場合又は当該契約に係る支払予定時期の到来していない賦払金の支払を請求する場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号

に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求することができない。

一 当該契約の解除が当該業務の提供の終了後にされた場合又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求が当該業務の提供の開始後にされた場合 当該業務の現金取引価格に相当する額と当該契約の締結の時から当該契約の解除の時又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求の時までの期間に係る当該業務の総合割賦取引手数料の額を合算した額

二 当該契約の解除が当該業務の提供の開始後終了前にされた場合 当該業務の現金取引価格に相当する額と当該契約の締結の時から当該契約の解除の時までの期間に係る当該業務の総合割賦取引手数料の額を合算した額から当該契約の解除によつて当該個別割賦取引業者が負担することを免れる費用の額を控除した額

三 当該契約の解除又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求が当該業務の提供を受ける権利の譲渡後にされた場合 当該業務の提供を受ける権利の現金取引価格に相当する額と当該契約の締結の時から当該契約の解除の時又は当該支払予定時期の到来していない賦払金の支払の請求の時までの期間に係る当該業務の総合割賦取引手数料を合算した額（当該業務の提供を受ける権利が当該総合割賦取引業者に返還された場合における額は、当該権利の返還された時における価額を当該合算した額から控除した額）

四 当該契約の解除が当該指定業務の提供前にされた場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

（証券等の譲受け等の禁止）

第二十八条の六 何人も、業として、証券等を譲り受け、又は資金の融通に関して証券等の提供

を受けてはならない。

（準用規定）

第二十九条 第四条の二、第五条及び第十條の規定は総合割賦取引業者に、第四条の三、第七條、第八條及び第九條の規定は総合割賦取引に準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条各号」とあるのは「第二十八条の四第一項各号（その賦払金の支払の方式がリボルビング支払方式である総合割賦取引の契約の申込みを受けた場合にあつては、同項第二号及び第三号を除く。）」と、第四条の三第一項第一号中「第四條」とあるのは「第二十八条の四第一項」と、第九條及び第十條中「個別割賦取引価格」とあるのは「購入者等の支払総額」と読み替えるものとする。

第二章の二 章名を次のように改める。

第二章の二 ローン提携取引

第二章の二 第二十九条の二の前に次の節名を付する。

第一節 個別ローン提携取引

第二十九条の二の見出し中「ローン提携販売条件」を「個別ローン提携取引条件」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「ローン提携販売」を「個別ローン提携取引」に、「ローン提携販売業者」を「個別ローン提携取引業者」に改め、「販売するときの下に」又は「指定業務の提供を目的とする取引をするときを」、「当該指定商品の下に」又は「当該指定業務」を加え、同項第一号中「現金販売価格」を「現金取引価格」に改め、同項第二号中「購入者」を「購入者等」に、「ローン提携販売」を「個別ローン提携取引」に改め、「価格の下に」又は「取引をする場合の対価の額」を加え、「以下」を「以下この節において」に改め、同項第三号及び第四号中「ローン提携販売」を「個別ローン提携取引」に改め、同項に次の一号を加える。

五 商品の引渡時期又は業務の提供の時期

第二十九条の二第二項中「ローン提携販売業者」を「個別ローン提携取引業者」に、「ローン提携販売」を「個別ローン提携取引」に改め、「の販売条件」を「個別ローン提携取引」に改め、「の販売条件」

件」の下に「又は指定業務の提供を目的とする取引をする場合の取引条件」を、「当該指定商品」の下に「又は当該指定業務」を加える。

第二十九条の三各号列記以外の部分中「ローン提携販売業者」を「個別ローン提携取引業者に、指定商品に係る個別ローン提携取引に、指定業務に係る個別ローン提携取引に、購入者等を」に改め、同条第一号中「購入者」を「購入者等」に改め、同条第二号中「ローン提携販売」を「個別ローン提携取引」に、「以下」を「以下この節において」に改め、同条第三号中「分割返済金の」の下に「各回の」を加え、「時期」の下に「（以下この節において「返済予定時期」という。）」を加え、同条第四号中「引渡時期」の下に「又は業務の提供の時期」を加え、同条第五号中「解除」の下に「及び返済予定時期の到来していない分割返済金の返済の請求」を加え、同条第六号中「所有権」を「商品の所有権」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 当該個別ローン提携取引に付随する他の商品の引渡し又は他の業務の提供に関する定めがあるときは、その内容

第二十九条の三の次に次の二条を加える。

（購入者等の抗弁の接続）

第二十九条の三の二 指定商品又は指定業務に係る個別ローン提携取引の契約を締結した購入者等は、次の各号に掲げる場合には、当該個別ローン提携取引に係る分割返済金の返済を拒絶することができる。この場合において、当該個別ローン提携取引の契約を締結した個別ローン提携取引業者又は当該個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けをした者（以下この節において「提携融資者」という。）は、当該分割返済金の返済の拒絶を理由として、当該個別ローン提携取引の契約若しくは当該個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約を解除し、当該個別ローン提携取引に係る返済予定時期の到来していない分割返済金の返済を請求し、又は損害賠償、違約金若しくは遅延利息の支払を請求することができない。

できない。

一 当該指定商品に瑕疵がある場合若しくはその引渡しが遅延している場合又は当該指定業務の提供が不完全である場合若しくはその提供が遅延している場合その他当該個別ローン提携取引業者に当該個別ローン提携取引の契約に係る債務の不履行がある場合

二 当該個別ローン提携取引に付随する他の商品の引渡し又は他の業務の提供に関する定めがある場合において、当該他の商品の引渡し又は当該他の業務の提供に当該個別ローン提携取引業者に債務の不履行があるとき。

（契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第二十九条の三の三 提携融資者は、指定商品又は指定業務に係る個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約が解除された場合又は返済予定時期の到来していない分割返済金の返済を請求する場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該貸付けをした金銭の額に当該貸付けの契約に係る利息のうち当該契約の解除の時又は当該返済予定時期の到来していない分割返済金の返済の請求の時までの期間に係るものの額を加えた額とこれに対する法定利率による遅延損害金の額とを加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者等に対して請求することができない。

2 前項の規定は、指定商品又は指定業務に係る個別ローン提携取引に係る金銭の借入れをした購入者等に代わつて返済予定時期の到来していない分割返済金に相当する金銭の支払をした個別ローン提携取引業者（当該個別ローン提携取引業者の委託を受けて業として債務の保証を行う者を含む。以下この節において「保証債務履行者」という。）に準用する。この場合において、「分割返済金」とあるのは「分割返済金に相当する金銭」と読み替えるものとする。

第二十九条の四 第四條の二の規定を「第四條の二及び第十條の規定」に、「ローン提携販売業者」を「個別ローン提携取引業者に、第五條の規定

は提携融資者及び保証債務履行者」に、「第四条の三及び第八条(同条第六号を除く。）」の規定は「ローン提携販売」を「第四条の三の規定は個別ローン提携取引及び当該個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けに、第九条の規定は個別ローン提携取引」に、「第四条の三第一号中」を「第四条の三第一号各号列記以外の部分中」当該契約の申込みの撤回又は当該契約の解除」とあるのは、「当該個別ローン提携取引の契約の申込みの撤回及び当該個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約の撤回又は当該個別ローン提携取引の契約の解除及び当該個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約の解除」と、「個別割賦取引業者は」とあるのは「当該申込みの撤回等に係る金銭の貸付けをした提携融資者又は個別ローン提携取引業者は」と、同項第一号中「当該ローン提携販売」を「当該個別ローン提携取引」に改め、「返済」との下に「同条第二項中「前項前段」とあるのは「個別ローン提携取引業者に対し前項前段」と、同条第三項中「個別割賦取引業者」とあるのは「当該取引をする個別ローン提携取引業者又は提携融資者」と、同条第五項中「個別割賦取引の契約」とあるのは「個別ローン提携取引の契約及び金銭の貸付けの契約」と、第五項第一項及び第二項中「個別割賦取引業者」とあるのは「提携融資者又は保証債務履行者」と、「個別割賦取引」とあるのは「個別ローン提携取引に係る金銭の貸付け」と、「賦払金」とあるのは「分割返済金又は分割返済金に相当する金銭」と、同条第四項中「個別割賦取引の契約であつて購入者等のために商行となるもの」とあるのは「購入者等のために商行となる個別ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約」と、第九条及び第十條第一項中「個別割賦取引価格」とあるのは「購入者等の支払総額」と、「賦払金」とあるのは「分割返済金」と、「代金等の支払」とあるのは「借入金の返済」とを加える。

第二章の二に次の一節を加える。
第二節 総合ローン提携取引
(証券等に係る書面の交付)

第二十九条の四の二 総合ローン提携取引を業とする者(以下「総合ローン提携取引業者」という。))は、利用者に対し証券等を交付するときは、通商産業省令で定めるところにより、当該証券等に係る総合ローン提携取引に関する次の事項を記載した書面を当該利用者に交付しなければならない。

- 一 分割返済金(総合ローン提携取引に係る各回ごとの借入金の返還分(利息の支払分を含む。))をいう。以下この節において同じ。の返済の時期及び方法
 - 二 分割返済金の計算の方法
 - 三 通商産業省令で定める方法により算定した総合ローン提携取引に係る借入金の利息その他の手数料の料率
 - 四 総合ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約に係る債務に対する弁済の充当方法
 - 五 契約の解除及び返済の時期の到来していない分割返済金の返済の請求に関する事項
 - 六 商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
 - 七 証券等の紛失、盗難等に係る利用者の責任に関する定めがあるときは、その内容
 - 八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- (総合ローン提携取引に係る書面の交付)
- 第二十九条の四の三 総合ローン提携取引業者は、指定商品又は指定債務に係る総合ローン提携取引の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならない。
- 一 当該指定商品又は当該指定債務の現金取引価格
- 二 購入者等の支払総額(総合ローン提携取引の方法により当該指定商品を販売する場合の価格又は当該指定債務の提供を目的とする取引をする場合の対価の額(保証料その他の手数料を含む。))及び当該指定商品又は当該指定

債務に係る総合ローン提携取引に係る借入金の利息の合計額をいう。以下この節において同じ。)

- 三 当該指定商品又は当該指定債務に係る分割返済金の額
 - 四 当該指定商品又は当該指定債務に係る分割返済金の各回の返済の時期(以下この節において「返済予定時期」という。))及び方法
 - 五 当該指定商品の引渡時期又は当該指定債務の提供の時期
 - 六 契約の解除及び返済予定時期の到来していない当該指定商品又は当該指定債務に係る分割返済金の返済の請求に関する事項
 - 七 当該指定商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
 - 八 当該総合ローン提携取引に付随する他の商品の引渡し又は他の債務の提供に関する定めがあるときは、その内容
 - 九 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 2 総合ローン提携取引の契約のうちその分割返済金の返済の方式がリボルビング支払方式であるものについては、前項第二号及び第三号の規定は、適用しない。
- (準用規定)
- 第二十九条の四の四 第四条の二及び第十條の規定は総合ローン提携取引業者に、第五條及び第二十九條の三の三第一項の規定は総合ローン提携取引に係る金銭の貸付けをした者(以下この条において「総合提携融資者」という。))及び当該総合ローン提携取引に係る金銭の借入れをした購入者等に代わつて返済予定時期の到来していない分割返済金に相当する金銭の支払をした総合ローン提携取引業者(当該総合ローン提携取引業者の委託を受けて業として債務の保証を行う者を含む。以下この条において「保証債務履行者」という。))に、第四条の三及び第九條の規定は総合ローン提携取引に、第二十九條の三の二の規定は指定商品又は指定債務に係る総合ロ

ーン提携取引の契約を締結した購入者等の分割返済金の返済に、第二十八條の六の規定は証券等に準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条各号」とあるのは「第二十九條の四の三第一項各号(その分割返済金の返済の方式がリボルビング支払方式である総合ローン提携取引の契約の申込みを受けた場合にあつては、同項第二号及び第三号を除く。))と、第四条の三第一項各号列記以外の部分中「個別割賦取引業者は」とあるのは「当該申込みの撤回等に係る金銭の貸付けをした総合提携融資者はその返済を受けた当該指定商品又は当該指定債務に係る分割返済金を購入者等に返還しなければならず、当該総合提携融資者又は総合ローン提携取引業者は」と、同項第一号中「第四条」とあるのは「第二十九條の四の三第一項」と、同項第二号中「当該契約に係る賦払金の全部の支払」とあるのは「当該総合ローン提携取引に係る分割返済金の全部の返済」と、同条第二項中「前項前段」とあるのは「総合ローン提携取引業者に対し前項前段」と、同条第三項中「個別割賦取引業者」とあるのは「当該取引をする総合ローン提携取引業者又は総合提携融資者」と、第五條第一項及び第二項中「個別割賦取引業者」とあるのは「総合提携融資者又は保証債務履行者」と、「個別割賦取引」とあるのは「総合ローン提携取引に係る金銭の貸付け」と、「賦払金」とあるのは「分割返済金又は分割返済金に相当する金銭」と、同条第四項中「個別割賦取引の契約であつて購入者等のために商行となるもの」とあるのは「購入者等のために商行となる総合ローン提携取引に係る金銭の貸付けの契約」と、第九條及び第十條第一項中「個別割賦取引価格」とあるのは「購入者等の支払総額」と、「賦払金」とあるのは「分割返済金」と、「代金等の支払」とあるのは「借入金の返済」と、第二十九條の三の二中「分割返済金」とあるのは「当該指定商品又は当該指定債務に係る分割返済金」と、第二十九條の三の三第一項中

2 提携取引業者は、個別割賦購入あつせん提携

きは、その内容
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令

購入あつせん業者は」と、同項第一号中「第四条」とあるのは「第二十九条の八第一項」と、

一 分割支払金（利用者が総合割賦購入あつせ

を利用して商品を購入し、又は役務の提供を受けることを目的とする取引をした場合における当該商品又は当該役務に係る各回ごとの利用者の支払金（以下同じ）の各回の支払の時期及び方法

二 分割支払金の計算の方法

三 通商産業省令で定めるところにより算定した総合割賦購入あつせんに係る手数料の料率
四 利用者が総合割賦購入あつせんを利用して商品を購入し、又は役務の提供を受けることを目的とする取引をした場合における当該利用者の当該総合割賦購入あつせんに係る債務に対する弁済の充当方法
五 契約の解除及び支払の時期の到来していない分割支払金の支払の請求に関する事項
六 利用者が総合割賦購入あつせんを利用して購入する商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
七 証券等の紛失、盗難等に係る利用者の責任に関する定めがあるときは、その内容
八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（総合割賦購入あつせん提携取引に係る書面の交付）
第二十九条の十二 総合割賦購入あつせん業者と提携して総合割賦購入あつせんを利用した商品の販売又は役務の提供を目的とする取引（以下「総合割賦購入あつせん提携取引」という。）をすることを業とする者（以下「総合割賦購入業者」という。）は、指定商品又は指定役務に係る総合割賦購入あつせん提携取引の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならぬ。

一 当該指定商品又は当該指定役務の現金取引価格
二 購入者等の支払総額（総合割賦購入あつせん提携取引の方法により販売する場合の当該

指定商品の価格又は取引をする場合の当該指定役務の対価の額と当該指定商品又は当該指定役務に係る総合割賦購入あつせんに係る手数料の額の合計額をいう。以下同じ。）
三 当該指定商品又は当該指定役務に係る分割支払金の額
四 当該指定商品又は当該指定役務に係る分割支払金の各回の支払の時期（以下「支払予定時期」という。）及び方法
五 当該指定商品の引渡時期又は当該指定役務の提供の時期
六 契約の解除及び支払予定時期の到来していない当該指定商品又は当該指定役務に係る分割支払金の支払の請求に関する事項
七 当該指定商品の所有権の移転に関する定めがあるときは、その内容
八 当該総合割賦購入あつせん提携取引に付随する他の商品の引渡し又は他の役務の提供に関する定めがあるときは、その内容
九 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 総合割賦購入あつせん提携取引の契約のうちその分割支払金の支払の方式がリボルビング支払方式であるものについては、前項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

（準用規定）
第二十九条の十三 第四条の二の規定は総合割賦購入業者、第二十九条の九の規定は総合割賦購入あつせん業者、第五条及び第十条の規定は総合割賦購入あつせん業者及び総合割賦購入業者、第四条の三及び第九条の規定は総合割賦購入あつせん提携取引、第二十九条の三の二の規定は指定商品又は指定役務に係る総合割賦購入あつせん提携取引の契約を締結した購入者等の分割支払金の支払に、第二十八条の六の規定は証券等に準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条各号」とあるのは「第二十九条の十二第一項各号（その分割支払金の支払の方式がリボルビング支払方式である

総合割賦購入あつせん提携取引の契約の申込みを受けた場合にあつては、同項第二号及び第三号を除く。）と、第四条の三第一項各号列記以外の部分中「個別割賦購入業者は」とあるのは「当該申込みの撤回等に係る総合割賦購入あつせん提携取引に係る総合割賦購入あつせん業者はその支払を受けた当該指定商品又は当該指定役務に係る分割支払金を購入者等に返還しなればならず、当該総合割賦購入あつせん業者及び総合割賦購入業者は」と、同項第一号中「第四条」とあるのは「第二十九条の十二第一項」と、同項第二号中「当該契約に係る賦払金」とあるのは「当該総合割賦購入あつせん提携取引に係る分割支払金」と、同項第二項中「前項前段」とあるのは「総合割賦購入業者に対し前項前段」と、同条第三項中「個別割賦購入業者」とあるのは「当該取引をする総合割賦購入業者」と、第五条第一項及び第二項中「個別割賦購入」とあるのは「購入者等をその相手方とする総合割賦購入あつせん」と、「賦払金」とあるのは「分割支払金」と、同条第四項中「個別割賦購入の契約であつて購入者等のために商行為となるもの」とあるのは「購入者等のために商行為となる総合割賦購入あつせん提携取引に係る購入者等をその相手方とする総合割賦購入あつせんの契約」と、第九条及び第十条第一項中「個別割賦購入価格」とあるのは「購入者等の支払総額」と、「賦払金」とあるのは「分割支払金」と、「代金等」とあるのは「購入者等」と、第二十九条の三の二中「個別ローン提携取引」とあるのは「総合割賦購入あつせん提携取引」と、「個別ローン提携取引業者」とあるのは「総合割賦購入業者」と、「金銭の貸付けをした者」とあるのは「総合割賦購入あつせん業者」と、「金銭の貸付けの契約」とあるのは「購入者等をその相手方とする総合割賦購入あつせんの契約」と読み替へるものとする。

第三十条 削除
第三十一条（見出しを含む。）中「割賦購入あつせん業者」を「総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「総合割賦購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「第八条第四号」を「第八条第五号」に改める。
第三十三条第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「総合割賦購入あつせん業者登録簿」に改める。
第三十三条の二第二項第二号中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改め、同項第六号ハ中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十三条の三第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十四条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改める。
第三十四条の二中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十四条の三第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「登録総合割賦購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「登録総合割賦購入あつせん」を「登録総合割賦購入あつせん」に改める。
第三十五条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改める。
第三十五条の二第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十五条の三中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に改める。

第三十条 削除
第三十一条（見出しを含む。）中「割賦購入あつせん業者」を「総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「割賦購入あつせん業者登録簿」を「総合割賦購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「第八条第四号」を「第八条第五号」に改める。
第三十三条第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「総合割賦購入あつせん業者登録簿」に改める。
第三十三条の二第二項第二号中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改め、同項第六号ハ中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十三条の三第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十四条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改める。
第三十四条の二中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十四条の三第一項中「割賦購入あつせん業者登録簿」を「登録総合割賦購入あつせん業者登録簿」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「登録総合割賦購入あつせん」を「登録総合割賦購入あつせん」に改める。
第三十五条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に、「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合割賦購入業者」に改める。
第三十五条の二第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。
第三十五条の三中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に改める。

割賦購入あつせん」に、「販売業者」を「総合提携取引業者」に改める。

第三章 第二節 次の一款を加える。

第二款 準総合割賦購入あつせん

(書面の交付)

第三十五条の三の二 準総合割賦購入あつせん(それを提示して又はそれと引換えに特定の販売業者等から商品を購入すること又は特定の販売業者等と役務の提供を受けることを目的とする取引)をするに際しては、これをこれにより商品を購入しようとする取引者又は役務の提供を受けることを目的とする取引者(以下「利用者」という)に交付し、当該利用者がそれを提示して又はそれと引換えに特定の販売業者等から商品を購入したとき又は特定の販売業者等と役務の提供を受けることを目的とする取引をしたときは、当該特定の販売業者等に当該商品又は当該役務の代金等に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を当該商品の購入又は当該役務の提供を受けることを目的とする取引の契約を締結した日から政令で定める期間を経過した日以後において一時に又は二回に分割して受領すること(リボルビング支払方式により受領することを除く)をいう。以下同じ。を業とする者(以下「準総合割賦購入あつせん業者」という)と提携して準総合割賦購入あつせんを利用した商品の販売又は役務の提供を目的とする取引(以下「準総合割賦購入あつせん提携取引」という)をすることを業とする者(以下「準総合提携取引業者」という)は、指定商品又は指定役務に係る準総合割賦購入あつせん提携取引の契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者等に交付しなければならぬ。

は指定商品又は指定役務に係る準総合割賦購入あつせん提携取引の契約を締結した購入者等の当該指定商品又は当該指定役務の代金等に相当する額の支払に、第二十八条の六の規定は証券等に準用する。この場合において、第二十九条の三の二中「個別ローン提携取引」とあるのは「準総合割賦購入あつせん提携取引」と、「分割返済金の返済」とあるのは「当該指定商品又は当該指定役務の代金等に相当する額の支払」と、「個別ローン提携取引業者」とあるのは「準総合提携取引業者」と、「金銭の貸付をした者」とあるのは「準総合割賦購入あつせん業者」と、「金銭の貸付けの契約」とあるのは「購入者等とその相手方とする準総合割賦購入あつせんの契約」と読み替えるものとする。

第四章 割賦取引審議会

第三十六条中「割賦販売審議会」を「割賦取引審議会」に改める。

第三十七条第一項中「割賦販売審議会」を「割賦取引審議会」に、「割賦販売、ローン提携販売、前払式特定取引及び割賦購入あつせん」を「個別割賦取引、総合割賦取引、個別ローン提携取引、総合ローン提携取引、前払式特定取引、個別割賦購入あつせん、総合割賦購入あつせん及び準総合割賦購入あつせん」に改め、同条第二項中「第二項第三項若しくは第四項」を「第二項第五項、第八項若しくは第九項」に、「第二十九条の四」を「第二十九条、第二十九条の四、第二十九条の四の四、第二十九条の十又は第二十九条の十三」に、「若しくは第二十三條の二第一項第二号」を「第三十三條の二第一項第二号若しくは第三十五条の三の二」に、「第九條」を「第九條(第二十九條、第二十九條の四、第二十九條の四の四、第二十九條の十又は第二十九條の十三において準用する場合を含む)」に改める。

第四十三條第一項中「割賦販売業者」を「個別割賦取引業者、総合割賦取引業者、個別ローン提携取引業者、総合ローン提携取引業者、個別割賦購入あつせん業者、総合提携取引業者、総合割賦購入あつせん業者」に改める。

第三十五条の三の三 第二十九条の三の二の規定

第一類第九号 商工委員会議録第十号 昭和五十九年四月十三日

入あつせん業者、提携取引業者、総合割賦購入あつせん業者、総合提携取引業者又は準総合提携取引業者」に改め、同条第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。

第四十四条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改め、同条第二項中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。

第四十七條中「流通」の下に「又は当該役務の取引」を加える。

第五十條第一号中「第三十條」を「第二十八條の六(第二十九條の四の四、第二十九條の十三又は第三十五條の三の三において準用する場合を含む)」に、「証券等」を「証券等(第二項第二項、第四項若しくは第七項又は第三十五條の三の二に規定する証券等)」に改め、以下この号において同じ。に改め、同条第二号中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に改める。

第五十一條各号列記以外の部分中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改める。

第五十二條各号列記以外の部分中「登録割賦購入あつせん業者」を「登録総合割賦購入あつせん業者」に改め、同条第一号中「割賦購入あつせん」を「総合割賦購入あつせん」に改める。

第五十三條第一号中「又は第二十九條の二第一項」を「第二十九條の二第一項又は第二十九條の七第一項」に改め、同条第二号中「又は第二十九條の二第二項」を「第二十九條の二第二項又は第二十九條の七第二項」に改め、同条第三号中「第二十九條の四」を「第二十九條、第二十九條の四、第二十九條の四の四、第二十九條の十又は第二十九條の十三」に、「又は第二十九條の三」を「第二十八條の三、第二十八條の四第一項、第二十九條の三、第二十九條の四の二、第二十九條の四の三第一項、第二十九條の八第一項若しくは第二項、第二十九條の十一、第二十九條の十二第一項又は第三十五條の三の二」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の割賦取引等に関する法律(以下「新法」という)の第四條、第五條及び第六條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に締結した個別割賦取引の契約について適用し、施行日前に締結した個別割賦取引の契約については、なお従前の例による。

2 新法第四條の二の規定は、施行日以後に個別割賦取引業者が受けた個別割賦取引の契約の申込みについて適用し、施行日前に個別割賦取引業者が受けた個別割賦取引の契約の申込みについては、なお従前の例による。

3 施行日前に締結した個別割賦取引の契約又は施行日前に個別割賦取引業者が受けた個別割賦取引の契約の申込み(施行日以後に当該申込みに係る個別割賦取引の契約が締結された場合における当該契約を含む)については、新法第四條の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新法第二十八條の四及び第二十八條の五の規定並びに新法第二十九條において準用する新法第五條の規定は、施行日以後に締結した総合割賦取引の契約について適用し、施行日前に締結した総合割賦取引の契約については、なお従前の例による。

2 新法第二十九條において準用する新法第四條の二の規定は、施行日以後に総合割賦取引業者が受けた総合割賦取引の契約の申込みについて適用し、施行日前に総合割賦取引業者が受けた総合割賦取引の契約の申込みについては、なお従前の例による。

3 施行日前に締結した総合割賦取引の契約又は施行日前に総合割賦取引業者が受けた総合割賦取引の契約の申込み(施行日以後に当該申込み

す。

第十二条 附則第三条第四項（附則第五条第五項及び第七條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付しなかつた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正）

第十四条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「行なう」を「行う」に、「割賦販売法」を「割賦取引等に関する法律」に改める。

（訪問販売等に関する法律の一部改正）

第十五条 訪問販売等に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「割賦販売法」を「割賦取引等に関する法律」に、「割賦販売又は同条第二項に規定するローン提携販売」を「個別割賦取引、同条第二項に規定する総合割賦取引、同条第三項に規定する個別ローン提携取引、同条第四項に規定する総合ローン提携取引、同法第二十九条の七第一項に規定する個別割賦購入あつせん提携取引又は同法第二十九条の十二第一項に規定する総合割賦購入あつせん提携取引」に改める。

第十九条（見出しを含む。）及び第二十一条第二号中「割賦販売審議会」を「割賦取引審議会」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十六条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号中「割賦販売、ローン提携販売」を「個別割賦取引、総合割賦取引、個別ローン提携取引、総合ローン提携取引」に、「及び割賦購入あつせん」を「個別割賦購入あつせん、総合割賦購入あつせん及び準総合割賦購入あつせん提携取引」に改める。

第五条第一項第二十一号中「割賦購入あつせん業者」を「総合割賦購入あつせん業者」に改める。

理由

消費者信用取引の多様化と量的拡大に伴い、割賦取引等に関する紛争が続発している現状にかんがみ、割賦取引等に関する消費者保護の一層の徹底を図るため、役務関連取引を新たに規制の対象に加えるとともに、割賦取引、ローン提携取引、割賦購入あつせん等に係る取引についてその規制を拡充、強化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年四月二十四日印刷

昭和五十九年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C